

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書  
【提出先】 関東財務局長  
【提出日】 平成23年8月5日  
【発行者名】 三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイ  
(Mitsubishi UFJ Global Custody S.A.)  
【代表者の役職氏名】 マネージング・ディレクター 皆川 宏  
【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 1150、アーロン通り  
287 - 289番  
(287-289, Route d'Arlon, L-1150 Luxembourg, Grand Duchy of  
Luxembourg)  
【代理人の氏名又は名称】 弁護士 中野 春芽  
【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所  
【事務連絡者氏名】 弁護士 中野 春芽  
同 十枝 美紀子  
同 水谷 共宏  
【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所  
【電話番号】 03(6212)8316  
【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】  
コクサイ - MUGCトラスト -  
dbX - ウィントン・パフォーマンス連動オープン  
(Kokusai - MUGC Trust -  
Performance of dbX-Winton Linked Open)  
【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券の金額】  
( ) 当初申込期間  
(平成23年8月22日から平成23年10月3日まで)  
円建 円ヘッジクラス 成長型受益証券：  
1,000億円  
円建 円ヘッジクラス 分配型受益証券：  
1,000億円  
米ドル建クラス 成長型受益証券：  
10億アメリカ合衆国ドル(約779億円)  
米ドル建クラス 分配型受益証券：  
10億アメリカ合衆国ドル(約779億円)  
豪ドル建 豪ドルヘッジクラス 成長型受益証券：  
10億オーストラリア・ドル(約857億円)  
豪ドル建 豪ドルヘッジクラス 分配型受益証券：  
10億オーストラリア・ドル(約857億円)

## ( ) 継続申込期間

(平成23年10月14日から平成25年4月30日まで)

円建 円ヘッジクラス 成長型受益証券:

5,000億円を上限とする。

円建 円ヘッジクラス 分配型受益証券:

5,000億円を上限とする。

米ドル建クラス 成長型受益証券:

50億アメリカ合衆国ドル(約3,893億円)を上限とする。

米ドル建クラス 分配型受益証券:

50億アメリカ合衆国ドル(約3,893億円)を上限とする。

豪ドル建 豪ドルヘッジクラス 成長型受益証券:

50億オーストラリア・ドル(約4,283億円)を上限とする。

豪ドル建 豪ドルヘッジクラス 分配型受益証券:

50億オーストラリア・ドル(約4,283億円)を上限とする。

(注)アメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」という。)およびオーストラリア

・ドル(以下「豪ドル」という。)の円貨換算は、便宜上、平成23年7月

29日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値

(1米ドル=77.85円および1豪ドル=85.65円)による。

## 【縦覧に供する場所】

該当事項なし。

## 第一部【証券情報】

### （１）【ファンドの名称】

コクサイ - MUGCトラスト - dbX - ウィントン・パフォーマンス連動オープン

(Kokusai - MUGC Trust - Performance of dbX-Winton Linked Open)

（注１）dbX - ウィントン・パフォーマンス連動オープン（以下「サブ・ファンド」という。）は、アンブレラ・ファンドであるコクサイ - MUGCトラスト（以下「ファンド」という。）のサブ・ファンドである。なお、アンブレラとは、1つの投資信託の下で1または複数の投資信託（サブ・ファンド）を設定できる仕組みのものを指す。現在、ファンドは、本サブ・ファンドを含む2つのサブ・ファンドにより構成されている。

（注２）日本において、サブ・ファンドの名称の表記として、「コクサイ - MUGCトラスト」を省略することがある。

### （２）【外国投資信託受益証券の形態等】

記名式無額面受益証券で、以下の6種類である。

円建 円ヘッジクラス 成長型受益証券

円建 円ヘッジクラス 分配型受益証券

米ドル建クラス 成長型受益証券

米ドル建クラス 分配型受益証券

豪ドル建 豪ドルヘッジクラス 成長型受益証券

豪ドル建 豪ドルヘッジクラス 分配型受益証券

（以下、個別にまたは総称して「受益証券」という。また、円建 円ヘッジクラス 成長型受益証券および円建 円ヘッジクラス 分配型受益証券を個別にまたは総称して「円建受益証券」といい、米ドル建クラス 成長型受益証券および米ドル建クラス 分配型受益証券を個別にまたは総称して「米ドル建受益証券」といい、豪ドル建 豪ドルヘッジクラス 成長型受益証券および豪ドル建 豪ドルヘッジクラス 分配型受益証券を個別にまたは総称して「豪ドル建受益証券」という。）

三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイ（Mitsubishi UFJ Global Custody S.A.）

（以下「管理会社」という。）の依頼により、信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

受益証券は、追加型である。

### （３）【発行（売出）価額の総額】

（ ）当初申込期間（平成23年8月22日から平成23年10月3日まで）

円建 円ヘッジクラス 成長型受益証券：

1,000億円

円建 円ヘッジクラス 分配型受益証券：

1,000億円

米ドル建クラス 成長型受益証券：

10億米ドル（約779億円）

米ドル建クラス 分配型受益証券：

10億米ドル（約779億円）

豪ドル建 豪ドルヘッジクラス 成長型受益証券：

10億豪ドル（約857億円）

豪ドル建 豪ドルヘッジクラス 分配型受益証券：

10億豪ドル（約857億円）

（ ）継続申込期間（平成23年10月14日から平成25年4月30日まで）

円建 円ヘッジクラス 成長型受益証券：

5,000億円を上限とする。

円建 円ヘッジクラス 分配型受益証券：

5,000億円を上限とする。

米ドル建クラス 成長型受益証券：

50億米ドル(約3,893億円)を上限とする。

米ドル建クラス 分配型受益証券：

50億米ドル(約3,893億円)を上限とする。

豪ドル建 豪ドルヘッジクラス 成長型受益証券：

50億豪ドル(約4,283億円)を上限とする。

豪ドル建 豪ドルヘッジクラス 分配型受益証券：

50億豪ドル(約4,283億円)を上限とする。

(注1) 米ドルおよび豪ドルの円貨換算は、便宜上、平成23年7月29日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=77.85円、1豪ドル=85.65円)による。以下、米ドルおよび豪ドルの円貨表示はすべてこれによるものとする。

(注2) サブ・ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立されるが、円建受益証券は円建、米ドル建受益証券は米ドル建、豪ドル建受益証券は豪ドル建であるため、以下の金額表示は別段の記載がない限り円、米ドルまたは豪ドルをもって行う。

(注3) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

#### (4) 【発行(売出)価格】

( ) 当初申込期間(平成23年8月22日から平成23年10月3日まで)

円建受益証券：1口当たり10,000円

米ドル建受益証券：1口当たり100米ドル(7,785円)

豪ドル建受益証券：1口当たり100豪ドル(8,565円)

( ) 継続申込期間(平成23年10月14日から平成25年4月30日まで)

取得申込みが受け付けられた申込締切日に関する取引日現在の当該クラスの受益証券1口当たり純資産価格

(注) 「取引日」とは、毎週火曜日(当該日が営業日でない場合は翌営業日)をいう。「営業日」とは、( ) ニューヨーク、ロンドン、東京、ルクセンブルグおよびシドニーにおいて国、州もしくは地域の銀行が営業を行っている日、または管理会社が随時決定するその他の日をいう。

#### (5) 【申込手数料】

発行価格の4.2%(税抜4.0%)を上限とする申込手数料(受益証券1口当たり)が課される。

#### (6) 【申込単位】

100口以上1口単位

ただし、管理会社の裁量により、一般的に、または特定の場合について、上記の申込単位を変更することができる。具体的な申込単位については、日本における販売会社(以下に定義される。)または販売取扱会社(以下に定義される。)に照会のこと。

**(7) 【申込期間】****( ) 当初申込期間**

平成23年8月22日（月曜日）から平成23年10月3日（月曜日）まで

**( ) 継続申込期間**

平成23年10月14日（金曜日）から平成25年4月30日（火曜日）まで

ただし、申込締切日で、かつ日本における販売会社または販売取扱会社の営業日に限り、申込みの取扱いが行われる。

（注1）日本における販売会社が定める申込締切時間（当初申込期間については平成23年10月3日（月曜日）の午後4時（日本時間）、継続申込期間については原則として各申込締切日の午後3時（日本時間））までに受領されたものを当日の申込みとする。詳細は、日本における販売会社または販売取扱会社に照会すること。

（注2）継続申込期間は、その終了前に有価証券届出書を提出することにより更新される。

**(8) 【申込取扱場所】**

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社

東京都千代田区丸の内二丁目5番2号

（以下「日本における販売会社」または「三菱UFJモルガン・スタンレー証券」という。）

（注）日本における販売会社または販売取扱会社の日本における本支店において、申込みの取扱いを行う。

**(9) 【払込期日】****( ) 当初申込期間（平成23年8月22日から平成23年10月3日まで）**

平成23年10月5日（水曜日）（以下「設定日」または「当初払込日」ということがある。）

当初申込期間に関して日本における販売会社に支払われた申込金額の総額は、最終的に保管会社である三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイ（Mitsubishi UFJ Global Custody S. A.）（以下、かかる立場の同社を「保管会社」という。）のサブ・ファンドの口座に、当初払込日までに各クラスの表示通貨で払い込まれる。

なお、投資者による払込みの方法については、後記「（12）その他（八）申込みの方法」を参照のこと。

**( ) 継続申込期間（平成23年10月14日から平成25年4月30日まで）**

継続申込期間に関して各取引日につき日本における販売会社または販売取扱会社に支払われた申込金額の総額は、最終的に保管会社のサブ・ファンドの口座に、適用される取引日の11営業日後（以下「払込期日」という。）までに各クラスの表示通貨で払い込まれる。

なお、投資者による払込みの方法については、後記「（12）その他（八）申込みの方法」を参照のこと。

**(10) 【払込取扱場所】**

前記「（8）申込取扱場所」に同じ。

**(11) 【振替機関に関する事項】**

該当事項なし。

**(12) 【その他】****(イ) 申込証拠金はない。****(ロ) 引受等の概要**

管理会社は、日本における販売会社との間で受益証券販売・買戻契約を平成23年8月1日付で締結している。

日本における販売会社は、直接または他の販売取扱会社を通じて間接的に受けた受益証券の販売・買戻請求の管理会社への取次ぎを行う。

（注）販売取扱会社とは、日本における販売会社と受益証券の取次業務にかかる契約を締結し、投資者からの受益証券の申込みまたは買戻しを日本における販売会社に取次ぎ、投資者からの申込金の受入れまたは投資者に対する買戻代金の支払等にかかる事務等を取扱う取次金融商品取引業者および取次登録金融機関をいう。

管理会社は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券をサブ・ファンドに関して日本における代行協会員に指定している。

(注) 代行協会とは、外国投資信託受益証券の発行者と契約を締結し、受益証券に関する目論見書を日本証券業協会に提出し、受益証券1口当たり純資産価格の公表を行い、また決算報告書その他の書類を日本証券業協会に提出する等の業務を行う協会をいう。

#### (八) 申込みの方法

受益証券の申込みを行う日本における投資者は、日本における販売会社または販売取扱会社と外国証券の取引に関する契約を締結する。このため、日本における販売会社または販売取扱会社は、「外国証券取引口座約款」その他所定の約款(以下「口座約款」という。)を投資者に交付し、投資者は、口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。申込金額は、口座約款に従い円貨または各クラスの表示通貨により支払われる。円貨で支払われた場合における表示通貨への換算は、当初申込期間中の取得申込みについては各申込日における、また継続申込期間中の取得申込みについては申込注文の成立を日本における販売会社または販売取扱会社が確認した日(通常、海外約定日の翌国内営業日であり、以下「国内約定日」という。)における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、日本における販売会社または販売取扱会社が決定するレートによるものとする(ただし、日本における販売会社または販売取扱会社が別途取り決める場合を除く。)

投資者は、当初申込期間中の取得申込みについては平成23年10月4日(火曜日)までに日本における販売会社に対して、また継続申込期間中の取得申込みについては原則として国内約定日から起算して4国内営業日目までに日本における販売会社または販売取扱会社に対して、申込金額および申込手数料を支払う(ただし、日本における販売会社または販売取扱会社が日本の投資者との間で別途取り決める場合を除く。)。日本における販売会社は、当初申込期間中の取得申込みについては当初払込日に、また継続申込期間中の取得申込みについては払込期日に、保管会社のサブ・ファンドの口座に各クラスの表示通貨で申込金額の総額を払い込む。

#### (二) 日本以外の地域における発行

該当事項なし。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的、信託金の限度額および基本的性格

コクサイ - MUGCトラスト - dbX - ウィントン・パフォーマンス連動オープン (Kokusai - MUGC Trust - Performance of dbX-Winton Linked Open) (以下「サブ・ファンド」という。)は、ケイマン諸島の法律に基づき、平成23年7月29日付信託証書に従って同日付で登録されたアンブレラ・ファンドであるコクサイ - MUGCトラスト (Kokusai - MUGC Trust) (以下「ファンド」という。)のサブ・ファンドである。なお、アンブレラとは、1つの投資信託の下で1または複数の投資信託(サブ・ファンド)を設定できる仕組みのものを指す。現在、ファンドは、本サブ・ファンドを含む2つのサブ・ファンドにより構成されている。

サブ・ファンドは、円建 円ヘッジクラス 成長型、円建 円ヘッジクラス 分配型、米ドル建クラス 成長型、米ドル建クラス 分配型、豪ドル建 豪ドルヘッジクラス 成長型および豪ドル建 豪ドルヘッジクラス 分配型で構成される。各クラスの表示通貨は、円建 円ヘッジクラス 成長型および円建 円ヘッジクラス 分配型(以下「円建クラス」という。)については円、米ドル建クラス 成長型および米ドル建クラス 分配型(以下「米ドル建クラス」という。)については米ドル、また、豪ドル建 豪ドルヘッジクラス 成長型および豪ドル建豪ドルヘッジクラス 分配型(以下「豪ドル建クラス」という。)については豪ドルである。

サブ・ファンドは、チャンネル諸島、ジャージーの法律に基づき設立された投資信託であるdbX - CTA5ファンド(以下「投資先ファンド」という。)のエクスポージャーを獲得するために設立された。

サブ・ファンドの投資目的は、受益者に対して、ウィントン・キャピタル・マネジメント・リミテッド(Winton Capital Management Limited)(以下「ウィントン社」ということがある。)が投資助言会社を務める投資先ファンドへの想定上の投資に連動するリターンを提供することである。サブ・ファンドは、当該目的を達成するために、その資産の実質的にすべてを、信託債券プログラムに基づきドイチェ・バンク・ルクセンブルグ・エス・エイ(Deutsche Bank Luxembourg S. A.)(以下「本債券発行会社」という。)により発行される投資先ファンドへの想定上のエクスポージャーを提供する信託債券(以下「本債券」または「パフォーマンス・リンク債」という。)に投資する。

サブ・ファンドの信託金の限度額はない。

ファンドの性格

サブ・ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づきオープン・エンド型投資信託として設立された。トラストの各サブ・ファンドおよび各クラスは、独立した法主体ではなく、受託会社は、各サブ・ファンドおよびクラスの資産および負債を分別するよう最善の努力を行うが、ケイマン諸島法上、いずれか一つのサブ・ファンドまたはクラスに帰属する資産を他のサブ・ファンドまたはクラスの資産から分別することを保証することは不可能である。

管理会社は、サブ・ファンドの勘定で受益証券を発行する権利を有する。日本の受益者は、日本における販売会社または販売取扱会社を通じて管理事務代行会社に対して通知することにより、各申込締切日に保有する受益証券の買戻しを請求することができる。買い戻された受益証券について支払われる買戻価格は、買戻請求が受諾された申込締切日に関係する取引日現在の当該クラスの受益証券1口当たり純資産価格である。

サブ・ファンドは、早期に終了される場合を除いて、また、存続期間が延長される場合を除いて、平成33年10月5日に終了する。

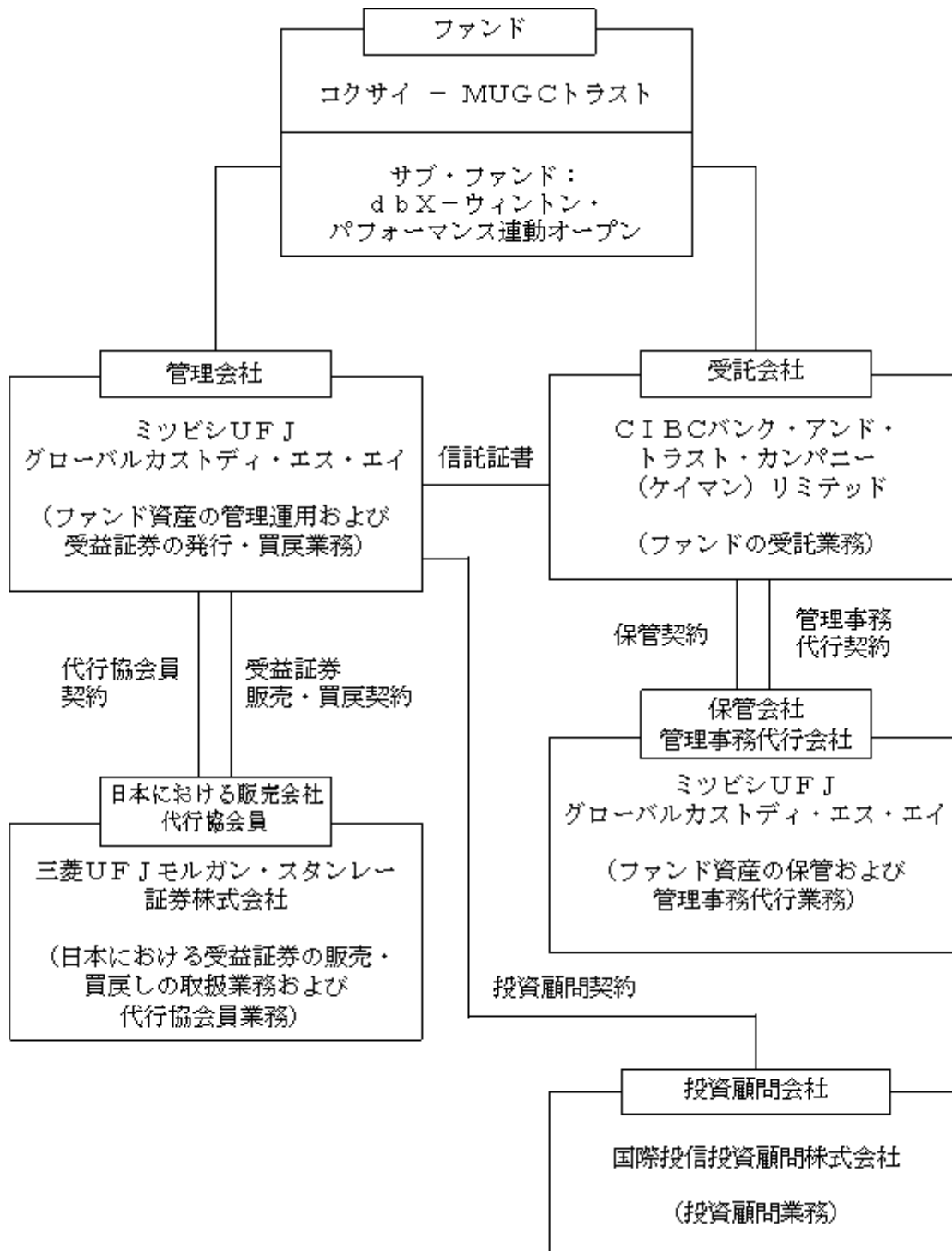
## (2) 【ファンドの沿革】

昭和49年4月11日	管理会社設立
平成23年7月29日	信託証書締結
平成23年7月29日	補遺信託証書締結
平成23年10月5日	サブ・ファンドの運用開始



## (3) 【ファンドの仕組み】

## ファンドの仕組み



管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイ (Mitsubishi UFJ Global Custody S.A.)	管理会社 保管会社 管理事務代行会社	平成23年7月29日付で信託証書および補遺信託証書（以下「信託証書」という。）を受託会社と締結。信託証書は、ファンド資産の運用、管理、受益証券の発行、買戻しおよびファンドの終了等について規定している。 平成23年8月2日付で保管契約 <sup>(注1)</sup> を受託会社と締結。同契約は、ファンド資産の保管業務について規定している。 平成23年8月2日付で管理事務代行契約 <sup>(注2)</sup> を受託会社と締結。同契約は、管理事務代行業務および名義書換事務代行業務について規定している。
CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド (CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited)	受託会社	信託証書を管理会社と締結。信託証書は、ファンド資産の運用、管理、受益証券の発行、買戻しおよびファンドの終了等について規定している。
国際投信投資顧問株式会社	投資顧問会社	平成23年7月26日付で投資顧問契約 <sup>(注3)</sup> を管理会社と締結。同契約は、投資顧問業務について規定している。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	代行協会員 日本における販売会社	平成23年8月1日付で管理会社との間で代行協会員契約 <sup>(注4)</sup> を締結。同契約は、代行協会員業務について規定している。 平成23年8月1日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約 <sup>(注5)</sup> を締結。同契約は、日本における販売会社としての業務について規定している。

(注1) 保管契約とは、受託会社によって任命された保管会社が、サブ・ファンドの資産保管業務の提供を約する契約である。

(注2) 管理事務代行契約とは、受託会社によって任命された管理事務代行会社が、管理事務代行業務および名義書換事務代行業務を提供することを約する契約である。

(注3) 投資顧問契約とは、管理会社によって任命された投資顧問会社が、管理会社に対し、投資顧問業務を提供することを約する契約である。

(注4) 代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、サブ・ファンドに対し、受益証券に関する目論見書の日本証券業協会に対する提出、受益証券1口当たり純資産価格の公表および決算報告書その他の書類の日本証券業協会に対する提出等、代行協会員業務を提供することを約する契約である。

(注5) 受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された日本における販売会社が、受益証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けた受益証券を日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することならびに日本の投資者からの取得申込み・買戻しの注文を管理会社に取次ぐことを約する契約である。

## 管理会社の概況

## (イ) 設立準拠法

管理会社は、ルクセンブルグの1915年8月10日付商事会社法（改正済）に基づき、ルクセンブルグにおいて昭和49年4月11日に設立された。1915年8月10日付商事会社法（改正済）は、設立、運営、株式の募集等商事会社に関する基本的事項を規定している。

## (ロ) 事業の目的

事業の目的は、自己勘定および第三者の勘定で、すべての銀行業務および金融業務を引き受けることである。

## (ハ) 資本金の額（平成23年6月末日現在）

払込済資本金の額 37,117,968.52米ドル（約29億円）

発行済株式総数 1,002,080株（一株37.04米ドルの記名式額面株式）

管理会社が発行する株式総数の上限については制限がない。

ただし、前記資本金の増減については、定款の規定に基づく株主総会の決議を要する。

## (ニ) 会社の沿革

昭和49年4月11日 設立

平成18年1月1日 会社名をバンク・オブ・トウキョウ・ミツビシ（ルクセンブルグ）エス・エイからバンク・オブ・トウキョウ・ミツビシUFJ（ルクセンブルグ）エス・エイに変更

平成19年4月2日 会社名をバンク・オブ・トウキョウ・ミツビシUFJ（ルクセンブルグ）エス・エイからミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイに変更

## (ホ) 大株主の状況

（平成23年6月末日現在）

名称	住所	所有株式数	比率
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	638,510株	63.72%
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	285,900株	28.53%

## (4) 【ファンドに係る法制度の概要】

## 準拠法の名称

サブ・ファンドは、ケイマン諸島の信託法（2009年改訂）（以下「信託法」という。）に基づき登録されている。サブ・ファンドは、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2009年改訂）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）により規制されている。

## 準拠法の内容

## (イ) 信託法

ケイマン諸島の信託の法律は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、この問題に関する英国判例法のほとんどのを採用している。更に、ケイマン諸島の信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託会社に対して資金を払い込み、投資者（受益者）の利益のために投資運用会社はこれを運用する。各受益者は、信託資産持分比率に応じて権利を有する。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益権者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。

大部分のユニット・トラストは、免税信託として登録申請される。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とし、ない旨宣言した受託会社の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に届出される。

免税信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間課税に服しないと約定期間取得することができる。

サブ・ファンドは、早期に終了される場合を除いて、また、存続期間が延長される場合を除いて、平成33年10月5日に終了する。

免税信託は、信託証書の変更を信託登記官に提出しなければならない。

免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

(ロ) ミューチュアル・ファンド法

後記「(6) 監督官庁の概要」の項を参照のこと。

(5) 【開示制度の概要】

ケイマン諸島における開示

(イ) ケイマン諸島金融庁に対する開示

サブ・ファンドは、目論見書を発行しなければならない。目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資者となろうとする者がサブ・ファンドに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなすうるために必要なその他の情報およびケイマン規則に基づいて要求される情報を記載しなければならない。目論見書は、サブ・ファンドについての詳細を記載した申請書とともにケイマン諸島金融庁(以下「CIMA」という。)に提出しなければならない。

サブ・ファンドは、CIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6か月以内に監査済会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程において、サブ・ファンドに以下の事由があると知ったとき、または以下の事由があると信ずべき理由があるときはCIMAに報告する法的義務を負っている。

- ( ) 弁済期に債務を履行できないまたはその可能性があること。
- ( ) 投資者または債権者に有害な方法で自発的にその事業を遂行しもしくは事業を解散し、またはその旨意図していること。
- ( ) 会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
- ( ) 詐欺的または犯罪的手法で事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
- ( ) 関係する法令に違反する方法で事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。

サブ・ファンドの監査人は、KPMGである。サブ・ファンドの会計監査は、ルクセンブルグで一般に公正と認められる会計基準または受託会社が随時文書で合理的であるとして定めるその他の一般に公正と認められる会計原則もしくは会計基準に基づいて行われる。

サブ・ファンドは、CIMAが承認した監査人を通じて、毎年10月31日に終了する会計年度の監査済会計書類を6か月以内にCIMAに提出する。第一回の監査済年次財務書類は、平成24年10月31日までの期間について作成される。

受託会社は、ケイマン規則の第9規則によって要求される事項を記載した営業報告書をCIMAに提出する。

(ロ) 受益者に対する開示

サブ・ファンドの会計年度末は、毎年10月31日である。第一回の監査済年次財務書類は、平成24年10月31日までの期間について作成される。会計書類は、ルクセンブルグで一般に公正と認められる会計基準または受託会社が随時文書で合理的であるとして定めるその他の一般に公正と認められる会計原則もしくは会計基準に従って作成される。会計年度末から通常3か月以内に、監査済会計書類が作成され、また、半期末から3か月以内に、未監査半期会計書類が作成される。第一回の未監査半期会計書類は、平成24年4月30日までの期間について作成される。監査済会計書類の写しは、ファンドの帳簿に記載された登録住所宛で受益者に対して送付される。

日本における開示

(イ) 監督官庁に対する開示

- ( ) 金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法(昭和

23年法律第25号、その後の改正を含む。) (以下「金融商品取引法」という。)に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)等において、これを閲覧することができる。

受益証券の日本における販売会社または販売取扱会社は、交付目論見書(金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいう。)を投資者に交付する。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書(金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいう。)を交付する。管理会社は、サブ・ファンドの財務状況等を開示するために、サブ・ファンドの各会計年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、サブ・ファンドの各半期終了後3か月以内に半期報告書を、更に、サブ・ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINET等において閲覧することができる。

( ) 投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号、その後の改正を含む。)(以下「投信法」という。)に従い、サブ・ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければならない。更に、管理会社は、サブ・ファンドの資産について、サブ・ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき運用報告書を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

(ロ) 日本の受益者に対する開示

管理会社は、信託証書を変更しようとする場合であってその変更の内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は日本における販売会社または販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知される。

前記のサブ・ファンドの運用報告書は、日本の知れている受益者に交付される。

(6) 【監督官庁の概要】

ファンドは、ミューチュアル・ファンド法に基づく「投資信託」の定義に含まれ、したがって、ミューチュアル・ファンド法第4条(1)(b)に基づき登録されている。かかる条項に基づき、ファンドは、ケイマン諸島における主たる事務所として免許を受けた投資信託管理者(ファンドの場合には受託会社)の事務所を指定しなければならないが、ファンド自体は、免許を取得する必要はない。代わりに、受託会社は、ファンドのプロモーターが十分な評判を有し、ファンドを管理するために十分な専門性を有した健全な評判の者が存在しており、かつ、ファンドの業務および受益権の勧誘が適切な方法で行われることを認めることが要求される。受託会社は、受託会社、管理会社またはファンド(場合による。)がミューチュアル・ファンド法またはその他の法律に違反して行為しているか、支払不能となっているか、またはファンドの債権者もしくは投資者を害する方法で行為していると信じる理由がある場合、CIMAに対して報告しなければならない。

ファンドは、規制された投資信託として、CIMAの監督に服し、CIMAはいつでも、ファンドに対して、会計書類の監査を受け、当該書類をCIMAが指定する期日までにCIMAに提出するよう指示することができる。更に、CIMAは、受託会社にCIMAがミューチュアル・ファンド法上の義務を遂行するために合理的に必要とするファンドに関する情報または説明を提出するよう求めることができる。ただし、CIMAは、ファンドの財務健全性または当該書類における記載もしくは意見の正確性につき、いかなる責任も引き受けない。

受託会社は、合理的な時間に、CIMAにファンドに関するすべての記録へのアクセスを認め、またはかかる記録を提供しなければならない。CIMAは、アクセスを認められた記録を複写または取得することができる。かかるCIMAの要求を遵守しない場合、受託会社は、高額の罰金を課される

結果となり、CIMAが、裁判所にファンドの解散を請求する結果となることがある。

CIMAは、投資信託の有効な規制のため開示が必要とされる場合または法律もしくは裁判所により要求される場合を除き、投資信託の業務に関する情報を開示することをミューチュアル・ファンド法により禁止されている。

規制された投資信託が、満期時に債務の履行が不可能であるかもしくは不可能になる可能性があるか、投資者もしくは債権者に対して害を与える方法で業務を遂行もしくは遂行を企図するか、または任意解散を行おうとしている場合、CIMAは、一定の措置を取ることができる。CIMAの権限には、特に、受託会社の交替を要求すること、ファンドの適切な業務遂行についてファンドに助言を与える者を任命すること、またはファンドの業務の管理を引き受ける者を任命することが含まれる。CIMAは、その他の行為の承認を裁判所に申請する権限を含むその他の措置を行うことができる。

サブ・ファンドの受託会社は、ケイマン諸島の会社として登録されており、かつ投資信託としてケイマン政府の許可を受けている。受託会社は、CIMAの監督下にある。受託会社はまた、ミューチュアル・ファンド法に基づく投資信託管理会社として許可されている。

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

サブ・ファンドの投資目的は、受益者に対して、ウィントン・キャピタル・マネジメント・リミテッドが投資助言会社を務める投資先ファンドへの想定上の投資に連動するリターンを提供することである。サブ・ファンドは、当該目的を達成するために、その資産の実質的にすべてを本債券に投資する。本債券は、米ドル建である。

サブ・ファンドは、投資先ファンドのパフォーマンスを反映するために本債券に投資する。また、サブ・ファンドは、中間フィーダー・ファンドを通じて投資先ファンドに直接投資することができる。サブ・ファンドは、ドイツ銀行ロンドン支店から本債券を取得する。

(注)「ドイツ銀行ロンドン支店」とは、ロンドン支店を通じて行為するドイツ銀行(Deutsche Bank Aktiengesellschaft)をいう。

米ドル建クラスを除く各クラスは、投資先ファンドの米ドル建の投資価額に対し、当該クラスの表示通貨でヘッジを行う。

### 本債券

本債券とは、平成33年満期米ドル建デルタ1指数連動信託債券という名称のパフォーマンス連動債券をいう。参照指数であるデルタ1指数(以下「参照指数」という。)は、ドイツ銀行ロンドン支店がスポンサーとなる合成指数であり、ファンド指数口座(以下に記載される。)に対する想定上の投資、想定上の現金口座、(負債としての)流動性ファシリティ、および(負債としての)参照指数報酬から構成される。参照指数価格は、ドイツ銀行ロンドン支店の単独かつ絶対的な裁量により計算される。参照指数は、実際の資産から構成されるものではなく、本債券保有者に対する様々な支払およびスワップ契約(以下に定義される。)の当事者間の取引の計算の基礎としての役割を果たす想定上の概念にすぎない。

ファンド指数口座は、投資先ファンドへのエクスポージャーである。ファンド指数口座内の純資産額および1口当たり純資産価格は、口座サービス代行会社を務めるシトコ・ファンド・サービスズ(ルクセンブルグ)エス・エイ(Citco Fund Services (Luxembourg) S.A.)(以下「本債券口座サービス代行会社」という。)により決定される。ファンド指数口座は、本債券の価格決定のための参照口座である。

本債券に対応する資産(以下「本債券信託財産」という。)は、投資先ファンドの受益証券および投資待機または償還後の支払待機の現金により構成される現金および証券の統合口座、ドイツ銀行ロンドン支店に開設されている信託用現金口座(以下「現金信託口座」という。)、ならびに

以下の契約(以下「本債券信託財産契約」という。)上の権利から構成される。すなわち、

- (a) 本債券発行会社とドイツ銀行ロンドン支店(以下、かかる立場の同社を「スワップ契約相手方」という。)との間のスワップ契約(以下「スワップ契約」という。)、
- (b) 本債券発行会社、本債券口座サービス代行会社とドイツ銀行ロンドン支店(以下、かかる立場の同社を「本債券口座計算代行会社」という。)との間の口座サービス代行契約、および
- (c) 本債券発行会社とシトコ・バンク・ネザーランド・エヌ・ヴィ、ダブリン支店(Citco Bank Netherland N.V., Dublin Branch)およびシトコ・グローバル・カストディ・エヌ・ヴィ(Citco Global Custody N.V.)(以下「本債券保管会社」という。)の間の保管契約

である。

本債券満期日は、平成33年10月5日である。

### 本債券の購入および買戻し

ドイツ銀行ロンドン支店は、通常の市況および流動性の状況下において、本債券満期日前の本債券の売買を実行するため、合理的な努力を払う。ただし、ドイツ銀行ロンドン支店は、単独かつ絶対的な裁量により、かかる請求の全部または一部について受諾または拒絶することができる。

本債券の購入または買戻しは、サブ・ファンドとドイツ銀行ロンドン支店との間の英国法に準拠する本債券売買契約により規律される。本債券売買契約に従い、本債券の取得申込注文または買戻請求(以下「注文」という。)を受領次第、ドイツ銀行ロンドン支店は、直前の参照指数価格を参照し、必要と認める調整を加えて、適用される購入価格および売却価格を計算する。ドイツ銀行ロンドン支店は、確認書をサブ・ファンドに送付して、注文を受諾することができる。

本債券売買契約に従いサブ・ファンドの債務を確保するため、サブ・ファンドは、また以下の契約も締結する。

- (a) ルクセンブルグの法律に準拠するドイツ銀行ロンドン支店との間の口座質権設定契約
- (b) ニューヨーク州の法律に準拠するドイツ銀行ロンドン支店との間の預金口座担保契約
- (c) ニューヨーク州の法律に準拠するドイツ銀行ロンドン支店との間の預金口座についての管理契約

#### 投資先ファンド

投資先ファンドは、米ドル建の受益証券を発行する。投資先ファンドは、チャネル諸島、ジャージーの法律に基づき、平成16年10月18日付信託設立文書(平成23年7月1日付で改訂および再録された。)により設立された投資信託である。

投資先ファンドは、ウイントン・キャピタル・マネジメント・リミテッドの助言を受ける。投資先ファンドの主な投資目的は、特定の市場の好況または資産価値の全般的な増加に依拠することなく、分散化されたトレーディング・スキームを追求することによる複合的成長を通じて長期の元本増加を達成することである。

投資先ファンドの主な投資戦略は、コンピューターに基づくトレーディング・システムを採用して、100を超える国際市場の先物および先渡しポジションのポートフォリオを取引することにより構成される。システムは、関連する市場の毎日の値動きを追跡し、それぞれのポートフォリオがロング・ポジションおよびショート・ポジションを取得すべき程度を毎日決定するため一定の計算を行っている。トレーディング・システムは、一定のトレンドに対する市場の傾向、ならびに かかるトレンドの結果、上昇および下落の双方向に過大な変動を起こす性質を有する市場のトレンドを見極めようとすることによって、収益性の高い投資機会を決定するよう設計されている。

#### 投資先ファンドの取引手法および戦略

投資先ファンドは、ウイントン・フューチャーズ・ファンド・リミテッドが採用する戦略である。ウイントン・ダイバーシファイド・トレーディング・プログラム(以下「トレーディング・プログラム」という。)の戦略に従っている。

そのため、投資先ファンドの資産は、ウイントン・フューチャーズ・ファンド・リミテッドと同様のトレーディング戦略に従って取引される(ただし、投資先ファンドの管理会社が定める投資制限および投資指針(随時修正されることがある。)に従う。)

投資先ファンドは、ウイントン・フューチャーズ・ファンド・リミテッドが採用する戦略であるトレーディング・プログラムに従って助言を受け、投資先ファンドの運用は、トレーディング・プログラムのトレーディング戦略、実行する投資の種類、利用するレバレッジの金額、地理的な投資配分および相対的なボラティリティを反映することを意図するが、投資先ファンドのパフォーマンスは、ウイントン・フューチャーズ・ファンド・リミテッドのパフォーマンスとは以下の点について(ただし、これらに限定されない。)大幅に異なることがある旨を投資者は認識すべきである。

投資先ファンドへの投資総額は、ウイントン・フューチャーズ・ファンド・リミテッド全体またはトレーディング・プログラムに従う他のウイントン社のファンドへの投資額とは大きく異なることがある。

経済および市場の要因が投資先ファンドに異なる影響を与えることがある。

報酬(投資先ファンドには課されるがウイントン・フューチャーズ・ファンド・リミテッド全体またはトレーディング・プログラムに従う他のウイントン社のファンドには課されない、年率0.5%を上限とするd b Xリスク・モニター報酬、年率0.025%のd b Xマネジメント報酬(最低



年額を20,000米ドルとする。)、年率0.005%を上限とするd b Xトラスティー報酬(最低年額を5,000米ドルとする。)、年率0.05%のd b Xアドミニストレーション報酬(最低年額を70,000米ドルとする。)を含む。)、手数料および投資先ファンドが採用している配当の計算方法が、ウィントン・フューチャーズ・ファンド・リミテッド全体またはトレーディング・プログラムに従う他のウィントン社のファンドと大幅に異なることがある。

認められている組入資産が、ウィントン・フューチャーズ・ファンド・リミテッド全体またはトレーディング・プログラムに従う他のウィントン社のファンドと投資先ファンドとの間で異なることがある。

投資先ファンドに適用されるレバレッジの上限および証拠金の上限が、ウィントン・フューチャーズ・ファンド・リミテッド全体またはトレーディング・プログラムに従う他のウィントン社のファンドに適用される上限と異なる(通常は低くなる。)ことがある。

投資先ファンドの組入証券に適用される評価手法が、ウィントン・フューチャーズ・ファンド・リミテッド全体またはトレーディング・プログラムに従う他のウィントン社のファンドに適用されている評価手法と異なることがある。

投資先ファンドの流動性(申込みおよび買戻し)が、ウィントン・フューチャーズ・ファンド・リミテッドまたはトレーディング・プログラムに従う他のウィントン社のファンドとは異なる(通常は高くなる。)ことがある。

投資先ファンド、ウィントン・フューチャーズ・ファンド・リミテッド、および/またはトレーディング・プログラムに従う他のウィントン社のファンドの取引戦略は、当該時点の市場および他の要因を考慮して時間の経過とともに変更されることがある。

投資者は、かかる相違点を慎重に検討すべきである。

#### 投資先ファンドの投資助言会社

ウィントン社は、投資先ファンドの投資助言会社であり、投資先ファンドに関する同社の唯一の役割は、投資助言会社としての役割である。

ウィントン社は、イングランドおよびウェールズにおいて登録された有限責任会社である。ウィントン社は、英国の金融サービス機構の認可および規制を受けている。ウィントン社は、全米先物協会(NFA)の会員であり、米国商品先物取引委員会(以下「CFTC」という。)に登録されている。

ウィントン社の投資目的は、複合的な成長を通じて長期的な投資元本の増加を提供することである。ウィントン社は、いずれか一市場における有利な条件または利益を生み出す市場プロセスの動向に依拠しない高度に分散されたトレーディング・システムを利用することにより、かかる目的の達成を目指す。

ウィントン社は、確かな統計的リサーチが最も豊富で信頼できる市場行動の情報源を提供するという原則に基づき設立された。かかる信念に従い、ウィントン社は、継続的にその統計的および数学的なモデルならびに取引の手順および方法を洗練し、改良し、さらに発展させるために、リサーチに多額の投資をしてきた。

ウィントン社は、コクサイ - MUGCトラス(またはその他の関連する投資商品)に関連して管理会社、日本における販売会社または投資顧問会社により作成された目論見書、目論見書補遺、広告、マーケティングおよび販売用資料またはその他の印刷物を含むがこれらに限られない文書(以下、総称して「マーケティング資料」という。)に関し、いかなる検討、承認、もしくは別途の保証も行っておらず、または表明を行っていない。ウィントン社は、マーケティング資料の内容、かかるマーケティング資料で行われた表明の正確性もしくは完全性またはファンドおよびサブ・ファンドのパフォーマンスにつきいかなる責任も引き受けない。ウィントン社は、ファンドもしくはサブ・ファンド、当該ファンドの投資者または第三者が被った、マーケティング資料への依拠により生じることがある利益の損失を含む直接的、間接的、派生的もしくはその他の損失または損害に対する責任負担を否認する。ウィントン社は、ファンドまたはサブ・ファンドのマーケティング、販売または売却につき責任を負わず、または関与せず、かつマーケティングまたは販売促進の法令、

規則または規制への遵守につき責任を負わない。いかなる第三者も、当該マーケティングまたは販売に関連して、ウイントン社の各商品または業務について発言する権限を付与されていない。

### サブ・ファンドの特徴

サブ・ファンドは、本債券への投資を通じて、ウイントン・キャピタル・マネジメント・リミテッドが投資助言会社を務める投資先ファンドのパフォーマンスに参加する投資機会を投資者に提供することを目指す。

- ・ウイントン・キャピタル・マネジメント・リミテッドは、225億米ドル超（平成23年6月現在）の運用資産を有する世界有数のコモディティ・トレーディング・アドバイザー（CTA）の一つである。
- ・本債券は、ドイツ国内最大の民間金融機関であるドイツ銀行のルクセンブルグ子会社である本債券発行会社により発行されるパフォーマンス・リンク債である。

（注）本債券は、ルクセンブルグの法律に基づき発行される。本債券は、本債券発行会社の直接的な債務を構成するものではなく、信託および信託契約に関する2003年7月27日付ルクセンブルグ法（改正済）（以下「2003年7月27日ルクセンブルグ法」という。）に従い本債券発行会社が負う単なる信託上の義務である。本債券発行会社に対して請求を行う本債券保有者の権利は、本債券信託財産のみに限定され、本債券保有者による請求は、本債券信託財産および本債券信託財産契約からのみ充足することができる。本債券発行会社のその他のいかなる資産も、関連する本債券信託財産契約または本債券信託財産に基づき受領されなかった額の支払に利用することはできず、不足額は、本債券保有者によってのみ負担される。

投資者は、円建クラスについて円、米ドル建クラスについて米ドルおよび豪ドル建クラスについて豪ドルの3つの表示通貨から選択が可能である。

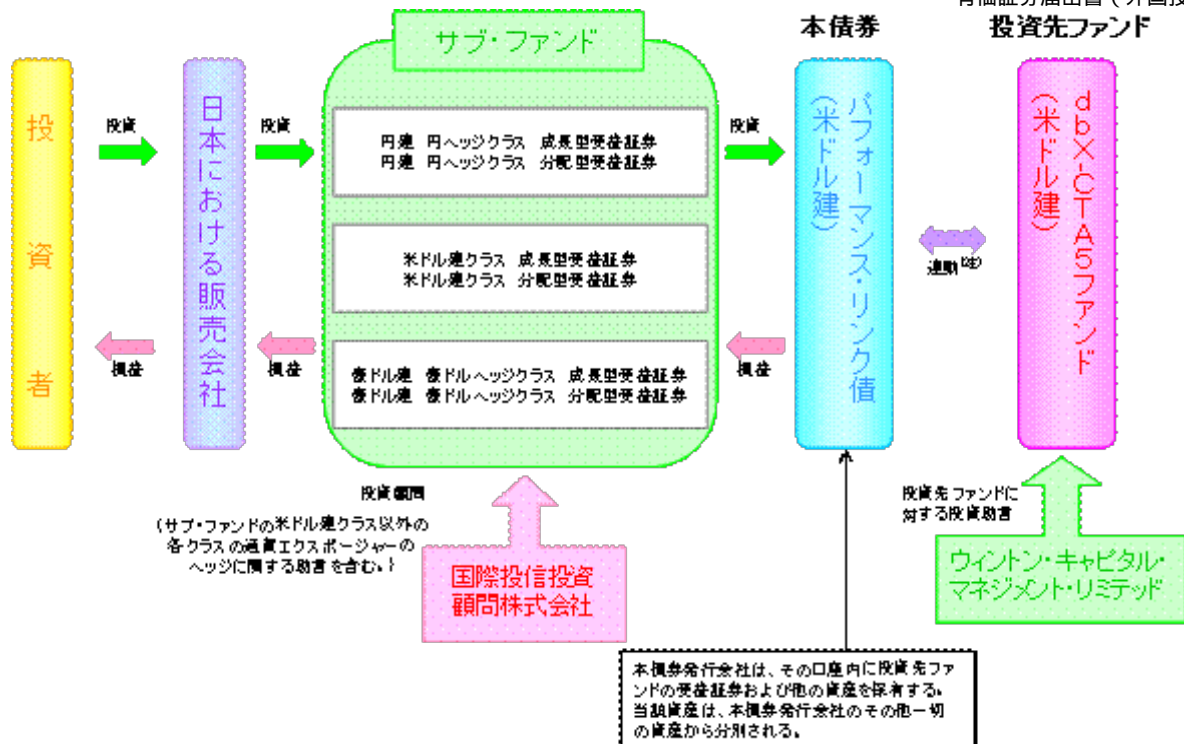
- ・投資先ファンドおよび本債券は米ドル建であるため、円建クラスおよび豪ドル建クラスは、米ドルから表示通貨へと為替エクスポージャーのヘッジを目指す。

成長型受益証券（無分配）および分配型受益証券（年2回分配）は、各表示通貨について申込み可能である。

- ・分配型受益証券について、管理会社は、各受益証券の1口当たり純資産価格の水準を考慮して、半年毎にキャピタル・ゲインを中心として分配を宣言することができる。

投資者は、週次で、受益証券の取得申込みおよび/または買戻請求が可能である。

### サブ・ファンドの仕組み



(注) 本債券の価格は、参照指数価格に基づく。参照指数価格は、投資先ファンドのパフォーマンスを反映するように設計されているが、参照指数に関する現金ポジションおよび費用により、参照指数のパフォーマンスは、投資先ファンドのパフォーマンスと同一とはならない。

#### クラスの名称、表示通貨および分配頻度

サブ・ファンドの受益証券は、複数のクラスで発行される。当初、管理会社は、以下のクラスの受益証券の募集を行う。

クラスの名称	表示通貨	分配頻度
円建 円ヘッジクラス 成長型	円	行わない。
円建 円ヘッジクラス 分配型	円	年2回
米ドル建クラス 成長型	米ドル	行わない。
米ドル建クラス 分配型	米ドル	年2回
豪ドル建 豪ドルヘッジクラス 成長型	豪ドル	行わない。
豪ドル建 豪ドルヘッジクラス 分配型	豪ドル	年2回

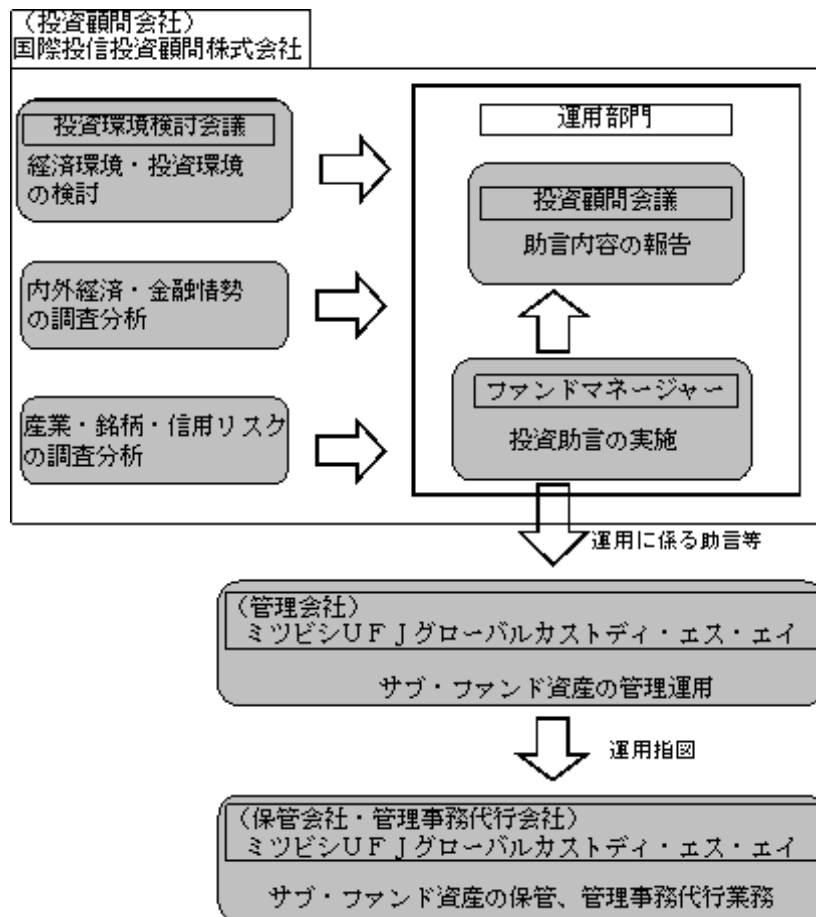
上記の各クラスの申込手取金は、本書に記載される投資目的、投資戦略および投資制限に従い行われる投資のため、サブ・ファンドに割り当てられる。

#### (2) 【投資対象】

前記「(1) 投資方針」を参照のこと。

#### (3) 【運用体制】

管理会社は、投資顧問契約を締結し、投資顧問会社は、管理会社に対して運用に係る助言等を実施する。管理会社は、投資顧問会社からの助言を受け、サブ・ファンド資産の保管会社・管理事務代行会社に対して運用指図を行う。



#### 投資顧問会社における各会議の役割・機能

会議	役割・機能
投資環境検討会議	原則として月1回投資環境検討会議を開催し、経済環境等の長期的な構造変化や中長期的な投資環境について検討を行う。
投資顧問会議	原則として月1回投資顧問会議を開催し、助言内容の報告を行う。

#### (4) 【分配方針】

管理会社は、その裁量により、平成24年2月以降、2月および8月の最初の火曜日（当該日が営業日でない場合には、翌営業日とする。）に、各分配型受益証券について、純投資収益、純実現および未実現キャピタル・ゲインならびに分配可能な元本から分配を宣言することができる。なお、初回の分配は、平成24年2月7日に宣言される予定である。分配は、受益者（日本における販売会社または販売取扱会社に受益証券の保管を委託している日本の投資者の保有する受益証券に関しては、日本における販売会社）に対して、分配の宣言時から起算して10営業日以内に行われる。

分配は、基準日現在登録されている受益者に対して、その保有するサブ・ファンドの受益証券の口数に応じて行われなければならない。分配金を受領する権利を有している受益者は、分配宣言の日から5年を超えて当該分配金を請求しなかった場合、その権利を失うものとし、請求されなかった分配金は、当該日より、管理会社が適切であると判断した方法により、サブ・ファンドのために計上される。

管理会社は、受益者に対する分配金のうち、信託証書の条項により受益者が支払義務を負うものの、未払いの状態にある金額を控除することができる。

管理会社は、信託証書の条項により明示的に授權されているか否かを問わず、受益証券に対する分配金その他の支払から、公課またはその他の税金、手数料もしくはその他のあらゆる性質の賦課について、受託会社または管理会社が行うことを義務づけられているかまたは行う権限を有するその他の控除を行うことができる。

## (5) 【投資制限】

以下の投資制限および借入制限が、サブ・ファンドの資産の運用に適用される。

- ( ) 空売りされる証券の総額は、サブ・ファンドの純資産価額を超えてはならない。
- ( ) 残存借入総額がサブ・ファンドの純資産価額の10%を超える場合、借入れは禁止される。ただし、合併等の特別事態により一時的に当該10%の制限を超える場合はこの限りではない。
- ( ) サブ・ファンドは、一発行会社の株式取得の結果、管理会社が運用するすべての投資信託およびすべてのミューチュアル・ファンド(サブ・ファンドを含む。)の全体において、保有する株式の議決権の総数がかかる発行会社の株式の議決権の50%を超える場合、かかる発行会社の株式を取得しない。かかる制限は、他の投資信託に対する投資には適用されない。上記比率は、買付時に計算されるかまたは時価によることができる。
- ( ) サブ・ファンドは、私募証券、非上場証券または不動産等の直ちに換金できない流動性に欠ける資産にサブ・ファンドの純資産価額の15%を超えて投資を行わない。ただし、日本証券業協会の外国証券の取引に関する規則第16条(随時改正および改訂される。)により要求される価格の透明性を確保する適切な措置が講じられている場合を除く。上記比率は買付時に計算されるかまたは時価によることができる。
- ( ) 投資対象の購入、投資および追加の結果、サブ・ファンドの資産額の50%を超えて、金融商品取引法第2条第1項に規定される「有価証券」の定義に該当しない資産を構成する場合、かかる投資対象の購入、投資および追加を行わない。
- ( ) 管理会社またはその他第三者の利益のために管理会社により行われる取引等の受益者保護に反するまたはサブ・ファンドの資産の適正な運用を害するサブ・ファンドのための管理会社の取引は禁止される。

サブ・ファンドの投資対象の価値の変動、再編もしくは合併、サブ・ファンドの資産からの支払またはサブ・ファンドの受益証券の買戻しの結果としてサブ・ファンドに適用ある投資制限のいずれかに違反した場合、管理会社は、直ちにサブ・ファンドの投資対象を売却する必要はない。しかし、管理会社は、サブ・ファンドの受益者の利益を考慮した上で、違反が判明してから合理的な期間内にサブ・ファンドに適用ある制限を遵守するために合理的に実行可能な措置を講じる。

### 3【投資リスク】

#### (1) リスク要因

各クラスの受益証券への投資は、高度のリスクを伴うものであり、証券、金融デリバティブおよび税務について相当の経験および個人的な知識を有し、かつ損失を負担することができる投資者によってのみ行われるべきである。受益証券への投資により生じる損失に対する保証や、サブ・ファンドの投資目的が達成される保証はない。世界的な証券および金融商品への投資が一定のリスクを伴うのと同様に、受益証券への投資はリスクを伴う。投資予定者は、本書全体を慎重に検討し、受益証券の申込みを行う前に自らの専門アドバイザーに相談するべきである。

過去の実績は必ずしも将来の業績を示すものではない。利益が達成される保証や、多額の損失を被らない保証はない。

受益証券は、相当の損失リスクを伴う投機的な非流動証券であり、サブ・ファンドに対する投資が完全な投資プログラムを反映するものではなく、かつサブ・ファンドに対する投資のリスクを十分に理解し、かかるリスクを負う能力を有する投資に精通した個人による投資のみに適している。サブ・ファンドによる投資は債務証券に集中するため、一部のポートフォリオによる投資が不適切となることがある。以下のリスクについての要約に記載されたサブ・ファンドならびにサブ・ファンドの投資対象およびポートフォリオに関する言及は、サブ・ファンドおよび投資先ファンドの投資対象およびポートフォリオに関する複合的リスクについて言及するものである。サブ・ファンドに対する投資に伴うすべてのリスクの完全なリストとされるものではない以下の勘案事項は、サブ・ファンドに対する投資を行う前に慎重に評価されるべきである。

#### サブ・ファンドの主なリスク要因

以下は、主要なリスク要因および考察事項であるが、すべてのリスクおよび考察事項の完全なリストではなく、また以下に限定されるものでもない。

受益証券1口当たり純資産価格は、組入有価証券等の値動きや為替相場の変動等により上下する。また、組入有価証券の発行体の経営または財務の状況の変化およびそれらに関する外部評価の影響を受ける。

したがって、投資元本が保証されているものではなく、投資者は、受益証券1口当たり純資産価格の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがある。運用による損益はすべて投資者に帰属する。

#### 価格変動リスク

サブ・ファンドは、ヘッジ・ファンドである投資先ファンドへのエクスポージャーを有する参照指数に連動する本債券にその資産を投資する。また、投資先ファンドは、株式、債券、コモディティおよび通貨等を原資産とする先物、オプションおよび/または先渡し取引を行うため、株式、債券、コモディティおよび通貨等の価格の変動により、本債券の価格が上昇または下落することがある。この結果、サブ・ファンドの受益証券の価格も変動し、投資元本を割り込むことがある。また、投資先ファンドは、先物、オプションおよび先渡し取引等の金融派生商品に投資するため、投資先ファンドの価格の値動きは、伝統的な株式市場や債券市場の値動きから乖離することがあり、投資先ファンドの価格は、大きく値下がりすることがある。このような場合、投資先ファンドの受益証券1口当たり純資産価格が下落し、投資元本を割り込むことがある。

#### 流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券等を売却または購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、または売り供給がなく購入不可能等となるリスクをいう。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、または買戻金額の規模によっては、組入有価証券等を実勢時価よりも低い価格で売却しなければならないことがあり、かかる場合には受益証券1口当たり純資産価格の下落要因となる。

#### 為替変動リスク

<米ドル建クラスおよび豪ドル建クラス>

受益証券1口当たり純資産価格の算定は、円貨以外の通貨建により行われるため、円貨により投資され

る場合には、外国為替相場の変動によっては換金時の円貨受取金額が円貨投資元本額を下回ることがある。

#### <円建クラスおよび豪ドル建クラス>

サブ・ファンドは、米ドル建の本債券に投資し、米ドル建クラス以外のクラスは、為替変動リスクを減少させるため、その通貨エクスポージャーを関連する表示通貨へとヘッジする。しかし、完全に為替変動リスクを排除することはできない。投資者は、関連する表示通貨の金利が米ドルの金利より低い場合、米ドルと関連する表示通貨の金利差相当分のヘッジ・コストがかかることに留意されたい。

#### 本債券への投資に関連するリスク

##### 本債券の法的構造

サブ・ファンドは、本債券に資産のすべてまたは実質的にすべてを投資する。本債券は、米ドル建である。各本債券は、本債券発行会社と本債券保有者(サブ・ファンド)との間の信託契約(以下「本債券信託契約」という。)の存在を証するものである。本債券信託契約は、2003年7月27日ルクセンブルグ法を準拠法とする信託契約である。2003年7月27日ルクセンブルグ法に従い、本債券信託財産は、本債券発行会社のその他一切の資産(本債券発行会社が他の信託契約に基づき保有することのできるその他一切の信託財産を含む。)から分別されている。

本債券は、本債券発行会社の直接的な債務を構成するものではなく、2003年7月27日ルクセンブルグ法に従い本債券発行会社が負う単なる信託上の義務である。本債券発行会社に対して請求を行う本債券保有者の権利は、本債券信託財産のみに限定され、本債券保有者による請求は、本債券信託財産および本債券信託財産契約からのみ充足することができる。本債券発行会社のその他のいかなる資産も、関連する本債券信託財産契約または本債券信託財産に基づき受領されなかった額の支払に使用することはできず、不足額は、本債券保有者によってのみ負担される。

##### 契約相手方の信用リスク

本債券に基づく支払を受領する本債券の保有者の権利は、本債券発行会社が本債券信託財産および/または本債券信託財産契約に関する支払を受領すること、ならびに取引のその他一切の当事者が各自の義務を履行することに完全に依拠している。本債券は、元本確保の恩恵を受けない。よって、本債券保有者は、特に、スワップ契約相手方、本債券保管会社および本債券現金信託口座の保管会社であるドイツ銀行ロンドン支店の信用リスクの影響も受けることになる。

本債券発行会社の本債券に基づく義務を充足する能力は、スワップ契約に基づきスワップ契約相手方から支払われる金額(もしあれば)全額の支払に依拠する。したがって、本債券保有者は、特に、スワップ契約相手方の信用力の影響を受ける。

スワップ契約相手方が、スワップ契約に基づく本債券発行会社に対する支払義務を充足しなかった場合、本債券発行会社が本債券保有者に全額を支払う能力に影響を及ぼす。スワップ契約相手方が支払不能に陥った場合、サブ・ファンドに支払われる本債券の償還額は、サブ・ファンドが本債券に投資した額より少なくなることがある。

本債券の価格は、スワップ契約相手方または本債券発行会社の債務を返済する能力の変化に起因するスワップ契約相手方または本債券発行会社の格付(信用力)の変化または当該変化の可能性により大幅に変動することがあり、また、1口当たり純資産価格も大幅に変動することがある。更に、1口当たり純資産価格が下落し、スワップ契約相手方または本債券発行会社の支払不能、財政状態の悪化または信用状態の悪化による損失を引き起こすことがある。

##### 投資先ファンドにおけるレバレッジ

投資先ファンドがレバレッジを用いる場合、投資先ファンドのリスク/リターンは、投資先ファンドの投資先資産に対する実効エクスポージャーを増加させる乗数に依拠する。

##### 準拠法

本債券は、2003年7月27日ルクセンブルグ法に準拠する本債券発行会社の受託債務である。当初払込日後の判決またはルクセンブルグの法律の変更によって本債券の権利および義務の主体が変更になることがある。

##### 投資先ファンドの持分の不存在

本債券の購入は、投資先ファンドにつき何らかの固有の持分を付与するものではない。

### パフォーマンスの保証の不存在

多数の要因が本債券のパフォーマンスに影響し、本債券発行会社またはスワップ契約相手方のいずれも、本債券保有者が本債券について元本額を受領することを保証しない。本債券のパフォーマンスは、本債券発行日と本債券の満期時または償還時との間の実勢預金金利より有利でないことがある。

投資先ファンドのパフォーマンスは、本債券の価格に大きく影響する。本債券発行会社およびスワップ契約相手方は、投資先ファンドのパフォーマンスを支配することはできないため、投資先ファンドのパフォーマンス、したがって投資者が本債券の償還時に受領する金額について、いかなる意味でも保証できない。

本債券の時価は、以下を含むがそれらに限られない要因から影響を受けることがある。すなわち、( )投資先ファンドの価格および変動性、( )本債券発行会社およびスワップ契約相手方の信用度、( )金利、( )為替レート、( )満期までの残存期間、( )ヘッジ・ポジションの性質および流動性、( )組み込まれているデリバティブの性質および流動性、( )市場の認識、( )一般的な景気および金融状態、ならびに( )他の要因のうち特に市場の混乱の発生である。投資先ファンド指数口座は、早期償還手数料を課すエクスポージャー、および流動性ロックアップ期間または通知期間を課すエクスポージャーを参照することができる。かかる早期償還手数料は本債券の純資産価額を減少させ、かかる流動性ロックアップ期間または通知期間は本債券に基づく償還金額の支払時期に影響することがある。

### 投資対象の流動性

本債券の流通市場が形成される保証はなく、または形成されたとしても、それが本債券保有者に対し投資対象の流動性を与え、もしくは本債券の存続期間中継続するという保証はない。特に、本債券売買契約の下では、ドイツ銀行ロンドン支店は、あらゆる状況下におけるサブ・ファンドからの本債券の買戻しを確約するものではない。かかる状況において、受益者は、サブ・ファンドにおける自己の受益証券を買い戻させることができない。

### 利益相反

取引の各当事者もしくは各当事者グループの構成員または各当事者に関連するその他の者は、本債券信託財産契約に基づく場合を含む本債券に基づく義務を履行する際に、かかる義務に対して重要なまたはこれと相反する権益、関係または取決めを有することがある。本債券発行会社は、いかなる本債券保有者に対してもかかる権益、関係または取決めを開示する義務を負わず、かかる権益、関係または取決めに関して生じる利益、請求、手数料またはその他の報酬を報告または開示する義務を負わず、また、いかなる本債券保有者に対しても特定の事前開示を行うことなく、その事業利益および事業活動の追求を継続することができる。



## ヘッジ活動

本債券発行会社および/またはスワップ契約相手方は、投資先ファンドの受益証券および/またはその他の資産を購入または売却することにより、本債券に関する債務をヘッジすることができ、かつ、かかるヘッジを調整または清算することができる。また、本債券発行会社および/またはスワップ契約相手方は、投資先ファンドを参照するその他の商品に関するヘッジ取引を行い、調整または清算することができる。かかるヘッジ活動のいずれも、投資先ファンドおよび本債券の価値に悪影響を及ぼすことがある。

## 本債券口座計算代行会社

本債券口座計算代行会社は、本債券保有者またはその他の者に対して、投資先ファンド指数口座が関連する投資規則を遵守していることを監視しまたは決定する義務を一切負わず、また、提案されている投資先ファンドへの投資に関していかなる判断または決定をも行う義務を負わず、かつ、かかる判断または決定を行わないことにつき責任を負わない。かかる判断または決定を行いまは行わないことにつき、本債券口座計算代行会社は、本債券保有者またはその他の者に対していかなる受託者責任も負わず、また、疑義を避けるため付言すると、本債券口座計算代行会社は、その結果本債券に関連して本債券保有者またはその他の者が被ったまたは負担したいかなる損失、アンダーパフォーマンスまたは機会費用についても、その発生の理由の如何を問わず責任を負わないものとする。

## 第三者情報の使用

本債券に関する投資配分の計算は、程度の差は存在するが、投資先ファンドの管理事務代行会社および管理会社等の第三者により提供される情報に基づく。本債券発行会社およびスワップ契約相手方は、かかる情報の正確性を管理することはなく、かかる情報を検証しその他裏付ける義務を負うことなく、かかる情報に依拠することができる。

## 表明の不存在

管理会社および受託会社のいずれも、本債券もしくは投資先ファンドの予想パフォーマンス、または投資先ファンドの投資戦略もしくは投資方法に関して一切表明を行わない。本債券または投資先ファンドの信用またはパフォーマンスの変更は、受益証券の価値に影響を及ぼすことがあり、またその結果として受益証券が無価値で償還されまたは評価される結果をもたらす可能性がある。本債券発行会社、スワップ契約相手方または投資先ファンドにより作成された資料またはこれらが提供した情報に基づく資料、およびかかる資料に含まれる情報は、管理会社または受託会社により検証または承認されていない。

## 投資先に対するエクスポージャーに特有のリスク

本債券への投資は、投資者に対して、投資先ファンドまたは現金に係る実際の持分を付与しないが、本債券保有者が自己の元本の潜在的リターンに関して被るリスクは、投資先ファンドおよび現金への実際の投資に関連するリスクと実質的に同一である。各投資者は、本債券を参照する受益証券に投資する利点、リスクおよび適合性を評価することができるよう、金融および事業上の事項についての知識および経験、ならびに市場リスクを評価する専門知識を有すべきである。

投資先ファンドに関連するリスク

## 変動の激しい市場

デリバティブ市場においては、一部の市場参加者の破産または政府による救済措置に関係して重大な混乱が生じたことがあり、また様々な政府介入に関する不確実性が存在する。かかる混乱および不確実性は、特に支払の遅滞または完全な不払い時の債務不履行に起因して、取引が期限前に終了された場合に、重大な損失をもたらす可能性がある。

## 取引相手方および保管リスク

投資先ファンドがオプション、スワップ、デリバティブもしくは合成商品、先渡契約またはその他の店頭取引に投資を行う場合、投資先ファンドは、取引相手方の当事者に関する信用リスクおよび決済不履行のリスクを負担する。かかるリスクは、決済機関による保証、日々の値洗いおよび決済、ならびに仲介業者に適用される分別義務および最低資本要件により裏付けされる取引所での取引に付随するリスクとは大きく異なることがある。2当事者間で直接実行される取引は、かかる保護の恩恵を受けず、当事者は相手方不履行のリスクに晒されることがある。

また、投資先ファンドの取引を決済する保管業者または仲介業者との取引に伴うリスクも存在する。保管業者または仲介業者に預託される証券およびその他の資産は、投資先ファンドの資産として明確にまたは常に識別されないことがあり、したがって、投資先ファンドは、かかる当事者に関する信用リスクに晒されることがある。いくつかの法域においては、投資先ファンドの仲介業者の破産または財産管理の場合に、投資先ファンドがかかるブローカーの無担保債権者にしかならないことがある。更に、かかる当事者の支払不能が発生した場合、その資産に対する投資先ファンドの権利の執行には、実務上のまたは時期的な問題が発生することがある。

リーマン・ブラザーズ・ホールディングスおよびその関連会社の破産および/または財産管理に関連して多くのヘッジ・ファンドが被った近年の明らかに重大な損失は、デリバティブ取引および保管/仲介の取決めの両方に付随するリスクを例示するものである。多くのリーマン・ブラザーズの顧客は、その口座を凍結されており、これらの資金またはポジションへのアクセス不能は、損失を発生させ、かかるヘッジ・ファンドによる特別の行為（純資産価額に係る償還の停止または当該資産のサイド・ポケットの宣言など）を引き起こしている。

## 資金調達取決めの信用の利用可能性

近年の信用恐慌の間、銀行およびディーラーは、融資を大幅に縮小して担保要件を増加し、これにより多くのヘッジ・ファンドが、ポジションの清算を強いられた。投資先ファンドが、その投資プログラムを追求しその目的を達成するために十分な資金調達を得ることができることの保証はない。

## 非流動性

投資先ファンドが取引する市場の多くは、近年の信用恐慌において、著しい非流動性に直面した。

## 空売り

投資先ファンドは、自身が保有しない証券をその市場価格の下落を予想して売却する、いわゆる空売りの取引を行うことができる。空売りによる損失は、無限に発生する可能性がある。特に、投資先ファンドが空売りした証券の発行会社に関する株式公開買付けまたはこれに類する取引は、当該証券の価格を飛躍的に上昇させ、結果的に投資先ファンドに重大な損失をもたらすことがある。

## 先物取引の投機性および変動性

先物契約の価格は、大幅に変動することがある。先物契約の価格変動は、( )需給関係の変化、( )天候、( )政府、農業、貿易、財政、金融および為替の管理計画および政策、( )国内外の政治的および経済的事由、ならびに( )市場の投機熱および思惑等の要素に影響される。また、政府は、一定の市場に随時介入する。更に、投資先ファンドは、純粋に投機的にかかる市場で取引を行う。投資先ファンドによる投機的な取引が、投資先ファンドにとって有益な取引となり、または投資先ファンドが重大な損失を被らないとの保証はない。

## 高度にレバレッジされる先物取引

先物取引においては、通常要求される当初証拠金が低額である（一般に、売買される契約価額の2%から15%の間である）ことから、極めて高度なレバレッジが生じることがある。したがって、比較的小さな価格変動が、投資先ファンドに直ちに多大な損失を与えることがある。他のレバレッジ投資と同様、取引により投資額を超える損失が発生することがある。レバレッジの利用は、投下資本利益率を大幅に向上させうるが、投資先ファンドの投資ポートフォリオが被りうる悪影響を増大させることもある。

## 先物取引の非流動性

大部分の米国の商品取引所では、特定の先物契約の1日の価格変動につき、価格変動制限または値幅制限と称される規制を課すことにより制限している。値幅制限の存在は、特定の市場において流動性を低下させ、また事実上取引を縮小させることがある。特定の先物契約の価格が一旦値幅制限まで上昇また

は下落した場合、事実上、その先物ポジションを購入または売却することができなくなる。値幅制限は、流動性を低下させうるものではあるが、それが日次ベースでのみ適用されることから、最終的な損失を限定するものではない。更に、先物契約の価格が値幅制限まで変動しなかった場合でも、当該先物契約の取引が少ない場合には、投資先ファンドが有利な価格で取引を執行することができないことがある。

非常権限の一環として、取引所またはCFTCが、特定の先物契約の取引を停止または制限し、特定の先物契約の即時清算または受渡しを命じ、または特定の先物契約について清算のための取引に限定することを命じることができる。また、為替レートを安定または固定させるために政府が介入を行い、影響を受ける通貨の取引が制限または実質的に排除されることがある。

### 先渡取引

投資先ファンドは、米国内外の銀行ならびに通貨ディーラーおよび貴金属ディーラーを通じた通貨および貴金属等の特定の資産の取引について先渡契約を締結することができる。先渡契約は、将来において指定された数量の商品を指定期日以前に指定価格で売買する契約上の義務であり、したがって、先物契約と類似している。銀行およびディーラーは、かかる市場で取引主体として行動する。米国証券取引委員会（SEC）、CFTCおよび銀行当局はいずれも、現在、通貨先渡契約の取引を規制しておらず、米国外の銀行は、米国政府機関による規制を受けていない。先渡取引市場における取引参加者は、かかる契約のマーケット・メイクを行い続ける必要はない。先渡市場の特定の参加者が先渡契約の価格の値付を拒否した期間、または購入する用意のある価格と売却する用意のある価格とのスプレッドを異常に広くして価格を提示する期間があった。政府当局がクレジット・コントロールを課す場合、かかる先渡取引は、かかるクレジット・コントロールがない場合にウィントン・キャピタル・マネジメント・リミテッドが推奨したものと想定される水準以下に制限され、投資先ファンドに損害をもたらす可能性がある。投資先ファンドは、その先渡取引において、投資先ファンドが取引を行う取引主体の不履行リスク、またはその先渡契約に関するかかる取引主体の履行不能リスクもしくは履行拒否リスクに服する。また、かかる取引主体に預託された投資先ファンドの資産は、通常、CFTCの規制を受ける商品ブローカーに預託された顧客資金に関してかかる商品ブローカーに課される要件と同一の分別要件により保護されない。ただし、投資先ファンドは、自己資本が充実した大手の銀行およびディーラーとの間においてのみ先渡取引を行うことを意図している。更に、ウィントン・キャピタル・マネジメント・リミテッドは、かかる市場において、投資先ファンドのために代理人を通じて取引の注文を行うことがある。よって、かかる当事者の倒産または破産により、投資先ファンドが損失リスクに服することがある。

### モデル・リスク

ウィントン・キャピタル・マネジメント・リミテッドは、複製しようとしている複雑な金融市場または金融商品から抽出された限定された数量の変数に基づいた想定を含む多数のクオンタティブ・ファンダメンタル・モデルを採用することがある。これらの仮定の一つまたは全部が、過去の経験に裏付けされているか否かにかかわらず、時間の経過とともに不正確であると判明することがある。モデルの結果が市場の現実と相当程度異なり、大きな損失となることがある。

### レバレッジ

レバレッジの利用は、また、投資先ファンドに増幅された業務リスクおよび市場リスクを負担させる。小さなヘッジの誤りが、レバレッジにより重大なデュレーションの不均衡にまで増幅され、ポートフォリオの利回り曲線を一定方向にシフトさせ、レバレッジされた投資対象の全額の損失をもたらすことがある。様々な金融商品間のスプレッドの相関性を持たない変動により、ヘッジが、目的となっている投資対象の追従（トラック）に失敗して、予測外の多額の損失が生じることもある。更に、運用の観点からは、資産のパフォーマンスについてポジションが監視されなければならないのみならず、ヘッジまたは資金調達契約のための十分な担保を確実に維持するために、価格が決定され、かつ、契約相手方との間の評価に関する争いが解決されなければならないことにより、複雑な金融商品のレバレッジされたポートフォリオを管理することは困難である。かかる管理の失敗は、証拠金維持要件の不履行を招く可能性があり、また、投資先ファンドに対し、資産ポジションの資金調達を行うために必要な与信枠の廃止の危険を負担させることがある。更に、投資先ファンドが資金の再調達ができないことまたはその他の要因によりレバレッジを減少させるよう要求されることとなった場合、投資先ファンドにとって望ましくない価格または条件で資産またはポジションの処分を強いられることがある。

多数の民間投資ファンドおよび資産クラスが平成20年から平成21年にかけて多大な損失を被り、平成22年まで継続している。信用が制限され、流動性のない状態が支配的な市場環境は、レバレッジされた投資戦略および/またはオルタナティブ投資戦略に相当額の損失を生じさせるという結果をもたらす傾向がある。

### ヘッジ取引

投資先ファンドは、投資目的およびヘッジ目的双方のために、デリバティブ、オプション、金利スワップ、キャップおよびフロア、先物、ならびに先渡し取引などの様々な金融商品を利用することができる。ヘッジは、特別なリスク(取引の他方当事者の不履行の可能性、非流動性、およびウィントン・キャピタル・マネジメント・リミテッドによる一定の市場変動に関する判断が不正確となる範囲について、ヘッジを利用することにより、ヘッジが利用されない場合よりも多額の損失をもたらすことがあるというリスクを含む。)を伴う。しかし、一定の投資ポジションについては、投資先ファンドは、市場変動に対して十分にはヘッジされていないことがあり、かかる場合、投資ポジションは、当該ポジションについて十分にヘッジされていた場合に比べて損失が大きくなるおそれがある。更に、投資先ファンドのポートフォリオは、常に、信用リスク(特定の証券に関する場合も特定の取引相手方に関する場合もある。)などヘッジ不可能な一定のリスクを負担することに注意すべきである。

サブ・ファンドの一般的なリスク

### 損失リスク

サブ・ファンドに対する投資には、投資額のすべてが失われる可能性を含む、高度のリスクが伴う。サブ・ファンドの投資目的が達成されるという保証はなく、当該受益者が自己の投資のすべてまたは実質的にすべてを失わないという保証もない。

### 保証がないこと

サブ・ファンドの資産について、投資目的または投資戦略の実行が受益者の損失という結果を招くことではないという保証はない。

### 最近に設立されたファンドであり、運用歴がないこと

サブ・ファンドは新規に設立されており、運用実績の記録がない。

## 取引相手方およびブローカー

サブ・ファンドまたはサブ・ファンドの受任者が取引または投資する金融機関および取引相手方（銀行および証券会社を含む。）が、財務上の困難およびサブ・ファンドに対する債務の不履行に陥ることがある。かかる不履行は、サブ・ファンドにとって著しい損失を引き起こすおそれがある。更に、サブ・ファンドは、一定の取引を確保するために取引相手方に対して担保を差し入れることがある。

## 保管リスク

サブ・ファンドは、自己の投資先証券のすべての保管状況を管理しているわけではない。保管会社または保管者として選任されたその他の銀行もしくは証券会社が支払不能となり、そのためにそれらの保管者が保有する資金または証券の全部または一部をサブ・ファンドが失うことがある。

## 補償リスク

受託会社、管理会社、管理事務代行会社および保管会社、投資顧問会社、監査人およびその他の当事者ならびにそれぞれの代理人、代表者、役員、従業員および関連会社の各々は、一定の状況において、サブ・ファンドの資産から補償を受ける権利を有する。

## 投資先の信用リスク

信用リスクとは、証券の発行体が、支払期限が到来した際に、元利金の支払ができないというリスクである。発行体の信用格付または発行体の信用度についての市場の認識の変化も、投資先ファンドの当該発行体に対する投資の価額に影響することがある。信用リスクの程度は、発行体の財務状態および債務の要項の双方に依拠する。

投資先ファンドが投資する可能性のある、低格付の、または格付が付与されていない固定利付証券に対する投資は、高格付の証券に対する投資よりも一般的に大きな利益および収益の機会を提供するが、通常、（かかる証券発行体のデフォルトまたは破産の可能性を含む）より大きなリスクを伴う。

## 発行体リスク

証券の価額は、運用パフォーマンス、財務レバレッジ、および発行体の商品または業務提供に対する需要の低下などの、発行体に直接関係する多数の理由により、下落することがある。

## 決済リスク

一定の外国市場における決済および清算手続は、米国、EUおよび日本のものとはかなり異なる。外国の決済および清算手続ならびに取引規則についても、証券の支払または受渡しの遅滞等、米国の投資対象の決済には通常伴わない一定のリスクを伴うことがある。時には、一定の外国での決済が、証券取引の件数と足並みをそろえていない場合もある。これらの問題は、投資先ファンドが取引を行うことを困難にする可能性がある。投資先ファンドが証券購入について決済できずまたは決済を遅滞する場合、魅力的な投資機会を逃すことがあり、またある期間について資産の一部が未投資のままとなり、それについて得られたはずのリターンがなくなることがある。投資先ファンドが証券の売却の決済をすることができずもしくは決済を遅滞する場合、証券の価額がその時点で下落している場合には損失を負うことがあり、また別の当事者に証券を売却することを契約していた場合には生じた損失について投資先ファンドが責任を負う可能性がある。

## 金利リスク

投資先ファンドが投資することがある固定利付証券の価額は、金利の一般水準が変動するにつれて変化する。金利が下落する場合、投資先ファンドの固定利付証券の価額は上昇すると予想される。反対に、金利が上昇する場合、当該証券の価額は通常下落することが予想される。

## デリバティブ

サブ・ファンドは、その投資対象をヘッジするため、またはリターンを強化することを目指して、デリバティブ商品を利用することがある。デリバティブによって、サブ・ファンドは、自己のリスク・エクスポージャーを他の種類の商品よりも迅速かつ効率的に増減させることができる。デリバティブは、変動しやすく、以下を含む重大なリスクを伴う。

- ・信用リスク

デリバティブ取引における取引相手方（取引の反対側の当事者）が、サブ・ファンドに対する金融債務を履行することができないリスク。

- ・レバレッジ・リスク

比較的小さい市場の動向が投資対象の価額を大きく変動させる可能性があるという、一定の種類  
の投資対象または取引戦略に伴うリスク。レバレッジを伴う一定の投資対象または取引戦略により  
当初投資した金額を大きく超える損失を生じる可能性がある。

・流動性リスク

一定の証券について、売り手が売却したい時期において、または売り手がかかる証券に現在その価  
値があると判断する価格において、売却することが困難または不可能となることがあるというリス  
ク。

サブ・ファンドは、予定ヘッジを含むヘッジ目的でデリバティブを利用することができる。ヘッジは、  
サブ・ファンドがその他のサブ・ファンドの保有財産に伴うリスクを相殺するためにデリバティブを  
利用する戦略である。ヘッジは、損失を減らすことができる一方で、市場がサブ・ファンドの予測とは異  
なる態様で変動した場合またはデリバティブのコストがヘッジの利益を超えた場合には、利益を減少さ  
せもしくは排除させ、または損失を生じさせる可能性もある。ヘッジは、デリバティブ価額の変動がサブ  
・ファンドが期待したとおりにヘッジされていた当該保有財産の変動に合致しないリスクも伴い、その  
場合、ヘッジされていた保有財産についての損失が減少せず、増加することがある。サブ・ファンドの  
ヘッジ戦略が、リスクを減少させ、またはヘッジ取引が利用可能となるかもしくは費用効率が良くなる  
という保証はない。サブ・ファンドは、ヘッジの利用を要求されているわけではなく、それぞれ利用しな  
いことを選択することもできる。サブ・ファンドは、リターンの強化を目指してデリバティブを利用す  
ることができるため、サブ・ファンドがヘッジ目的のためだけにデリバティブを利用する場合に比べ  
て、サブ・ファンドは、その投資対象により、より大きな前記のリスクを負担することとなる。リター  
ンの強化を目指したデリバティブの利用は、投機的とみなされることがある。

**サブ・ファンドの費用**

サブ・ファンドの費用は、その他多くの私募投資信託において見られるものよりも純資産に占める割  
合が高いことがある。

**純資産価額の計算**

後記の受益証券1口当たり純資産価格の決定が証券の実際の売却価格を反映する保証はない。投資対  
象の売却代金が見積額よりも低くなった場合、残存する受益者にとり、サブ・ファンドの純資産価額が  
減少することとなる。価格設定が許容範囲を超えて不透明であった場合、当該不透明性の解決につい  
ての最終権限は最終的に受託会社にある。純資産価額は、ルクセンブルグにおいて適用される、一般的に認  
められた会計原則に基づいて決定される。サブ・ファンドの特定の投資対象(直接または間接的を問わ  
ない。)について、それが正確な評価であると受託会社およびその委託先が合理的に考えた価格が後日  
不正確であったと判断された場合、受託会社およびその委託先のいずれも何ら責任を負わない。

**多額の買戻しの影響**

短期間における多額の買戻しによって、サブ・ファンドの取引ポジションの相当部分を著しく不利な  
条件で清算することが必要となる可能性がある。

## 受託会社および管理会社の限定的な役割

受託会社および管理会社は、サブ・ファンドの運営のあらゆる面につき最終的な権限を有する。しかし、かかる活動（特に、本債券に関する活動）を管理する管理会社の能力は、限定されたものである。管理会社の役割は、サブ・ファンドの投資活動に対する監督であり、かかる投資活動に対する積極的な関与ではない。

## 法的、税務および規制リスク

法的、税務上および規制上の変更は、サブ・ファンドの存続期間中に生じる可能性があり、かかる変更はサブ・ファンドに対して不利な影響を与えることがある。例えば、デリバティブ商品の規制環境および税務環境は進展しており、デリバティブ商品に対する規制上または税務上の変更は、サブ・ファンドが保有するデリバティブ商品の価値およびサブ・ファンドが自己の取引戦略を追求する能力に対して悪影響を及ぼすことがある。同様に、高レバレッジの投資者に対する規制環境も進展しており、高レバレッジの投資者に対する直接的または間接的な規制上の変更は、サブ・ファンドが自己の取引戦略を追求する能力に悪影響を及ぼすことがある。

## 監査人の責任限定

ケイマン諸島の法律は、監査人が自らの責任を限定する能力を制限していないため、監査人と締結した監査契約書において、かかる責任限定が規定されることがあり、また、一定の場合に監査人を補償する規定が置かれることもある。

## 法律顧問

受託会社、管理会社ならびにそれらの委託先および/または関連会社の一部（以下、総称して「ファンド当事者」という。）は、助言をする法律顧問（複数の場合もある。以下、総称して「顧問」という。）を雇用している。顧問はまた、その他のファンド当事者の法律顧問として行為することもある。ファンド当事者の代表に関連して、顧問は、受益者を代表しない。いずれの独立法律顧問も受益者を代表するためにサブ・ファンドにより雇用されていない。

クラスに関する一定のリスク

## 為替ヘッジのリスク

ヘッジには、ヘッジを行う取引相手方による債務不履行の可能性を含む特別なリスクが伴う。

## クラス間における債務負担

ファンドは、独立の法主体ではない。ファンド内会計の目的上、別個の勘定がクラス毎に設定される。かかるクラスに帰属するサブ・ファンドの資産は当該勘定に配分され、かかるクラスに明確に配分できるサブ・ファンドの債務は、当該勘定の借方に計上される。クラスの支払不能または終了の場合（すなわち、クラスの資産がクラスの債務への充当に不十分である場合）、個別のクラスに対して計上されている額だけでなく、サブ・ファンドのすべての資産が、クラスの債務に充当するために使用される。その他のクラスに帰属する債務が当該各クラスに帰属する資産を超過するまで、いずれか一クラスに帰属する資産を分離することは不可能である。したがって、例えば、一のクラスの勘定に負債が生じ、債権者がかかる負債に関してサブ・ファンドに対する判決を取得する場合、サブ・ファンドの資産は、クラスにかかわらず、かかる判決を履行するために利用可能である。受託会社は、現在、かかる既存債務または偶発債務を認識していない。

サブ・ファンド内での様々なクラスの運用開始は、異なる時期に生じることがあり、したがって、特定のクラス（複数の場合もある。）の運用開始時に、特定のクラスが関連する資産のプールが取引を開始していることがある。サブ・ファンドに関する財務情報は、随時公表され、直近に公表された監査済みまたは未監査の財務情報は、要求により、投資予定者に提供される。

## クラス間における担保提供

サブ・ファンドは、単一のポートフォリオにより構成される。クラスのヘッジの影響は、当該クラスの資産が為替ヘッジの損失をカバーするために不十分である場合に当該クラスのみならず及ぼされることが意図される一方、その他のクラスに帰属する資産は、かかる不足をカバーするために使用される。それにもかかわらず、様々なクラスは、当該クラスのためにヘッジにより生じた値上がりから利益を得ることはない。

### リスク開示の制限

リスク要因の前記リストは、サブ・ファンドへの投資に伴うリスクの完全な列挙または説明というわけではない。

受益者となる予定の者は、サブ・ファンドに関する本書全体を精読するとともに、サブ・ファンドに投資を行うか否かを決定する前に自己の投資、法務、税務、会計およびその他のアドバイザーに相談すべきである。更に、サブ・ファンドの投資プログラムは時間の経過とともに発展し、変化するため、サブ・ファンドへの投資は更なる様々なリスク要因にさらされることがある。

#### (2) リスクに対する管理体制

管理会社は、管理事務代行会社からの情報を元に、投資制限の遵守状況のモニタリングを定期的に行っている。



## 4【手数料等及び税金】

### (1)【申込手数料】

#### 海外における申込手数料

（日本における販売会社が放棄しない限り）発行価格の4.0%（税別）を上限とする申込手数料（受益証券1口当たり）が課される。当該申込手数料は、日本における販売会社により留保される。

#### 日本国内における申込手数料

（日本における販売会社または販売取扱会社が放棄しない限り）発行価格の4.2%（税抜4.0%）を上限とする申込手数料（受益証券1口当たり）が課される。当該申込手数料は、日本における販売会社または販売取扱会社により留保される。

### (2)【買戻し手数料】

#### 海外における買戻し手数料

買戻し手数料は、課されない。

#### 日本国内における買戻し手数料

買戻し手数料は、課されない。

### (3)【管理報酬等】

#### 管理報酬

管理会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.04%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

#### 投資顧問報酬

投資顧問会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.28%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

#### 受託報酬

受託会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.01%の報酬（ただし、最低年間受託報酬を10,000米ドルとする。）を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、毎月後払いされる。

その報酬に加え、受託会社は、サブ・ファンドに関する終了手数料を受領する権利を有し、また、信託証書に基づきサブ・ファンドに関する自らの義務の履行にあたり負担したすべての立替費用について、サブ・ファンドの資産から払戻しを受ける権利を有する。

#### 管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.08%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

#### 保管報酬

保管会社は、合意済の取引手数料の支払を受領する権利を有し、サブ・ファンドの資産から適切な裏付けのある立替費用の払戻しを受ける。

#### 販売報酬

日本における販売会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.40%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

#### 代行協会員報酬

代行協会員は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.10%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

### (4)【その他の手数料等】

#### 設立費用

サブ・ファンドの設立に関する費用は、約50万米ドルと見積もられている。サブ・ファンドの設立および終了の費用は、サブ・ファンドにより負担される。サブ・ファンドの設立に関する費用は、5会計年度間で償却される。

サブ・ファンドの各クラスは、すべての費用、または管理会社が負担する費用を除いて、特定のクラスまたは複数のクラス(場合による。)に帰属しないすべてのサブ・ファンドの費用の(各純資産価額ベースでの)按分金額を支払う。

#### その他の運営費用

支払利息、仲介手数料・仲介報酬、斡旋手数料およびその他の類似の費用、ならびに特定の投資対象に関するデューディリジェンス、その他の専門家報酬およびコンサルティング料を含む投資関連費用は、受託会社によってサブ・ファンドの資産から支払われる。

弁護士、監査人および会計士にかかる費用、投資報酬ならびに仲介報酬を含むファンドまたはサブ・ファンドの直接的な運営費用も、サブ・ファンドの資産から支払われる。ただし、サブ・ファンドのみに割り当てることができない費用については、受託会社はその裁量により公平と考える基準に基づき、複数のサブ・ファンド間で比例按分される。

以上に類似し、管理会社がサブ・ファンドにより負担することを適切と考えるその他すべての管理事務費用(受益証券の募集または販売に関して直接生じた広告宣伝費およびその他の費用を含む。)がサブ・ファンドの資産から支払われる。

手数料および費用等の合計額およびその上限額ならびにこれらの計算方法については、サブ・ファンドの運用状況や受益証券の保有期間等に応じて異なるため表示することができない。

#### 参照指数報酬

参照指数の公表および維持に関連して、参照指数価格の年率0.35%の参照指数報酬が課され、ドイツ銀行ロンドン支店に支払われる。

#### 投資先ファンドに適用される報酬等

##### ( ) 運営費用

投資先ファンドは、その受益証券の募集について運営費用を負担する。

##### ( ) d b X マネジメント報酬および d b X アドミニストレーション報酬

ドイチェ・インターナショナル・コーポレート・サービスズ・リミテッド(Deutsche International Corporate Services Limited)は、管理業務について投資先ファンドの純資産価額の年率0.025%の d b X マネジメント報酬(ただし、最低年額を20,000米ドルとする。)および管理事務代行業務について投資先ファンドの純資産価額の年率0.05%の d b X アドミニストレーション報酬(ただし、最低年額を70,000米ドルとする。)の支払を受ける。

##### ( ) d b X トラスティー報酬

ドイチェ・インターナショナル・カストディアル・サービスズ・リミテッド(Deutsche International Custodial Services Limited)は、投資先ファンドの純資産価額の年率0.005%を上限とする年次報酬(ただし、最低年額を5,000米ドルとする。)を受領する。

##### ( ) d b X リスク・モニター報酬

ドイツ銀行ロンドン支店は、投資先ファンドの受益証券に帰属する投資先ファンドの純資産価額の年率0.50%を上限とする年次報酬を受領する。

##### ( ) d b X 投資助言報酬

ウイントン・キャピタル・マネジメント・リミテッドは、投資先ファンドの純資産価額の年率1%の報酬を受領する。ウイントン・キャピタル・マネジメント・リミテッドはまた、各暦四半期の間の投資先ファンドの純資産価額のハイ・ウォーター・マークを上回るプラスのパフォーマンスの20%に相当する成功報酬も受領する。

#### (5) 【課税上の取扱い】

以下の記載は、情報提供のみを目的とする。受益者となる予定の者は、サブ・ファンドへの投資による税金について、専門家である自己の税務アドバイザーに相談すべきである。税務上の帰結は、受益者となる予定の者の個々の状況に応じて異なりうる。

##### (A) 日本

本書の日付現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

サブ・ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

サブ・ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の分配金と同じ取扱いとなる。

日本の個人受益者が支払を受けるサブ・ファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、源泉分離課税となり、20%（所得税15%、住民税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、課税関係は終了する。この場合支払調書は提出されない。

日本の法人受益者が支払を受けるサブ・ファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、20%（所得税15%、住民税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、一定の場合支払調書が税務署長に提出される。なお、益金不算入の適用は認められない。

受益証券の売買および買戻しに基づく損益は、公募国内公社債投資信託の売買損益と同様に取り扱われ、個人の受益者の売買益については課税されない。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

#### サブ・ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。

サブ・ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。

日本の個人受益者についてのサブ・ファンドの分配金は、上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同じ。）に係る配当課税の対象とされ、10%（所得税7%、住民税3%）の税率による源泉徴収が行われる（平成26年1月1日以後は、20%（所得税15%、住民税5%）の税率となる。）。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることができるが（申告分離課税を選択した場合の税率は、源泉徴収税率と同一である。）、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

申告分離課税を選択した場合または源泉徴収選択口座へ受け入れたサブ・ファンドの分配金について、上場株式等の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

日本の法人受益者については、サブ・ファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）に対して、所得税のみ7%の税率による源泉徴収が行われる（平成26年1月1日以後は、15%の税率となる。）。なお、益金不算入の適用は認められない。

日本の個人受益者が、受益証券を買戻し請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいう。以下同じ。）に対して、源泉徴収選択口座において、10%（所得税7%、住民税3%）の税率による源泉徴収が行われる（平成26年1月1日以後は、20%（所得税15%、住民税5%）の税率となる。）。受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合、申告分離課税の対象となり、その場合の税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、他の株式等の譲渡損益（上場株式等以外との損益通算については、受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合に限る。）および上場株式等の配当所得（受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合または源泉徴収選択口座に受け入れたサブ・ファンドの分配金に限る。）との損益通算が可能である。申告分離課税を選択した場合、損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

サブ・ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、と同様の取扱いとなる。

日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

サブ・ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

税制等の変更により上記「ないし」に記載されている取扱いは変更されることがある。

#### (B) ケイマン諸島

ケイマン諸島には、現在の制定法の下において、所得税、法人税、キャピタル・ゲイン税その他の税がない。受託会社は、ファンドのために、ケイマン諸島の信託法(2009年改訂)に基づき、ケイマン諸島内閣長官に対し、ファンドの設定後50年の間に制定される、所得もしくはキャピタル資産もしくはキャピタル・ゲインもしくは利益に課せられる税金もしくは課徴金、または資産税もしくは相続税の性質を有する何らかの税金を課す法律が、ファンドに発生した利益もしくはファンドに保有される資産に対し、または当該利益または資産に関して受託会社もしくは受益者に対し、適用されないものとする旨の約定を申請しており、これを取得できる見込みである。受益証券の発行、譲渡または買戻しに関し、ケイマン諸島における資本税または印紙税は課されない。ファンドに関する年次の登録手数料が、受託会社からケイマン諸島政府に対して支払われる。現在のところ、手数料は年間約610米ドル(約47,489円)である。信託証書につき、50米ドル(約3,893円)の印紙税が課される。ファンドはミューチュアル・ファンド法に基づきCIMAに登録されているため、ファンドに関する年次の手数料が、受託会社によりCIMAに対して支払われる。CIMAに対する手数料は、現行の料率によると、年間3,650米ドル(約284,153円)である。

## (C) その他

受益者となる予定の者は、自らに適用されうるその他の法域の税法および規則に関し、自らの顧問に相談すべきである。

本書に記載される税金およびその他の事項は、受益者となる予定の者に対する法律上または税務上の助言を構成せず、かつそのような助言とみなされてはならない。

## 5【運用状況】

サブ・ファンドは、平成23年10月5日から運用を開始する。

### (1)【投資状況】

該当事項なし。

### (2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

該当事項なし。

【投資不動産物件】

該当事項なし。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項なし。

### (3)【運用実績】

【純資産の推移】

該当事項なし。

【分配の推移】

該当事項なし。

【収益率の推移】

該当事項なし。

### (4)【販売及び買戻しの実績】

サブ・ファンドの受益証券は、平成23年8月22日から販売されるため、本書の日付現在、該当事項はない。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

#### (1) 海外における販売

管理会社は随時、管理事務代行会社に対して、適格投資家（後記「適格投資家」の項を参照のこと。）による買付けにつき異なるクラスの受益証券を発行する権限を付与する。サブ・ファンドの各クラスからの発行手取金は、サブ・ファンドに帰属する。サブ・ファンドは、複数のクラスから買付代金を受領することができる。サブ・ファンドに帰属する各クラスの受益証券は、サブ・ファンドの資産のみに対する不可分の持分を表章する。受託会社および管理会社は、その裁量により、ファンドの追加的なサブ・ファンドおよび受益証券クラスを随時設定することができる。

適格投資家は、受益証券を購入するために、買付申込書を提出し、本書に定める期限までに受領されるように本書に定める受益証券の購入金額の資金を送金しなければならない。

受託会社、管理会社、管理事務代行会社および/または販売会社は、マネー・ロンダリングを防止する自らの義務の一環として、受益証券を申し込む個人または法人の身元の詳細な証明を要求することができる。

例えば、会社は、会社設立証明書（および名称変更証明書）の謄本、基本定款および通常定款（またはこれに相当するもの）、ならびに、すべての取締役の氏名、役職、生年月日、住所および営業用住所を提出することを要求されることがある。

受託会社、管理会社、管理事務代行会社および/または販売会社は、申込者の身元を確認するために必要な情報を要求する権利を有する。証明目的で要求された情報の提出を申込者が遅滞した場合またはかかる情報を提出しなかった場合、管理事務代行会社および販売会社は、申込みおよびそれに関連する買付金の受諾を拒絶することができる。

#### 当初申込期間

平成23年8月22日から平成23年10月3日まで、または管理会社が決定するその他の期間とする。

ただし、日本における当初申込期間の最終日の受益証券の申込みは、午後4時（日本時間）までに行われなければならない。

受益証券の当初発行に係る取得申込書は、平成23年10月4日のルクセンブルグ時間午後1時（以下「指定時刻」という。）より前に管理事務代行会社により受領されなければならない。申込代金は、取得申込書に記載の申込用口座に送金されなければならない。申込者からの即時決済可能な資金が、当初払込日までに申込用口座に受領されなければならない。

管理会社、受託会社および管理事務代行会社は、それぞれの単独の裁量により、受益証券の申込みの全部または一部を拒絶する権利を留保する。

#### 当初払込日

サブ・ファンドの当初払込日は、平成23年10月5日または管理会社が決定するその他の日とする。

#### 継続募集期間 / 継続申込み

平成23年10月14日から平成33年9月10日まで（管理会社は、受託会社と協議の上、その裁量により期間を延長できる。）とする。

平成23年10月14日（当該日を含む。）以後、サブ・ファンドの受益証券は、各取引日において、当該取引日現在の関連するクラスの受益証券の1口当たり純資産価格で発行される。

特定の取引日に処理されるためには、管理会社が別段の合意をしない限り、取得申込書が、当該申込締切日の指定時刻までに管理事務代行会社により受領されなければならない。指定時刻を過ぎた後に受領された申込みは、翌申込締切日に受領されたものとみなされる。

申込代金は、管理会社が別段の合意をしない限り、当該取引日の11営業日後に保管会社により受領されなければならない。受益証券の発行に関して券面は発行されないが、（明示的に要求された場合）受益証券の発行の確認書が、管理事務代行会社により交付される。ただし、申込代金の支払が保管会社に受領されることを条件とする。

受益証券の発行の確認書は、当該海外約定日において、売買約定書として発行される。

管理会社、受託会社および管理事務代行会社は、それぞれの単独の裁量により、受益証券の申込みの全部または一部を拒絶する権利を留保する。

#### 申込単位

各クラスの申込単位は、100口以上1口単位である。適用法に従い、管理会社の裁量により、一般的に、または特定の場合について、かかる申込単位を変更することができる。

#### 当初発行価格および継続発行価格

受益証券の当初発行価格は、円建受益証券につき、1口当たり10,000円、米ドル建受益証券につき、1口当たり100米ドル、豪ドル建受益証券につき、1口当たり100豪ドルである。

平成23年10月14日（当該日を含む。）以後、受益証券は、当該取引日現在の当該クラスの受益証券1口当たり純資産価格に相当する発行価格で継続申込みが可能である。

#### 申込手数料

（日本における販売会社が放棄しない限り）当初発行価格の4.0%（税別）を上限とする申込手数料（受益証券1口当たり）が課される。当該申込手数料は、日本における販売会社により留保される。

平成23年10月14日以降、（日本における販売会社が放棄しない限り）継続発行価格の4.0%（税別）を上限とする申込手数料（受益証券1口当たり）が課される。当該申込手数料は、日本における販売会社により留保される。

#### 適格投資家

ファンドに対する投資勧誘を米国および/もしくはEUにおいて、または米国および/もしくはEUから行うことはできない。

直接的または間接的に米国、その領土もしくは属領またはその管轄権に服する地域において、または以下に定義される「米国人」に対して直接的または間接的に、受益証券の販売または譲渡を行うことは信託証書において禁じられている。

ある投資予定者が米国人に該当するか否かを判断するためには、いくつかの要素について判断が行われる。

「米国人」とは、以下に定められる者をいう。

自然人または法人であって、米国証券法（改正済）のレギュレーションSに定める米国人に該当する者。後記「別紙B レギュレーションSに定める米国人の定義」を参照のこと。

自然人であって、米国市民または「外国人居住者」（随時施行中の米国所得税法に定められる。）。現在のところ、米国所得税法に定められる「外国人居住者」には、一般に以下の(イ)または(ロ)に該当する自然人が含まれる。

(イ) 米国移民局が発行した外国人登録カード（いわゆる「グリーン・カード」）を保有している者。

(ロ) 「実質滞在」基準に該当する者。「実質滞在」基準は、一般に、(a)ある自然人が、ある暦年に31日以上米国に滞在し、かつ(b)かかる者が同年に米国に滞在した日数、その前年に米国に滞在した日数の3分の1、およびその2年前に米国に滞在した日数の6分の1の合計が183日以上である場合に充足される。

自然人以外の者であって、(イ)米国においてもしくは米国もしくは州の法律に基づいて組織され設立された、および/または米国に主たる事業の場所を有している会社、パートナーシップまたはその他の法主体、(ロ) (a) 米国の裁判所が信託の管理について主たる監督権限を行使することができ、かつ(b) 一もしくは複数の米国人がすべての重要な意思決定を支配する権限を有する信託、ならびに/または(ハ) 資金源の如何にかかわらず、その所得が米国所得税法の適用を受ける財団。

受益証券の申込者は、受託会社、管理事務代行会社および/または販売会社に対して、米国人により受益証券が取得されないこと、またいつでも直接的または間接的に米国人の勘定でまたは米国人のため受益証券が保有されないこと等を証明することが求められる。受益者は、かかる情報に変更があった場合には直ちに管理事務代行会社に連絡しなければならない。

信託証書上、受益証券の取得および/または保有がいずれかの国もしくは政府機関の法律もしくは要件に違反することとなる者を含む非適格投資家に対して直接的または間接的に、受益証券の販売または譲渡を行うことは禁じられている。疑義を避けるために付言すると、非適格投資家には、以下に定義され



る「欧州人」が含まれる。

EUは、EU加盟国により構成されるものと定義されている。

ある投資予定者が欧州人に該当するか否かを判断するためには、いくつかの要素について判断が行われる。

「欧州人」とは、以下に定められる者をいう。

自然人であって、いずれかEU加盟国の市民または「外国人居住者」であって、一または複数のEU加盟国の所得税の課税を受ける者。「外国人居住者」には、一般に次の(イ)または(ロ)に該当する自然人が含まれる。

(イ) いずれかEU加盟国の権限を有する政府機関が発行したパスポートもしくは外国人IDカードを保有している者。

(ロ) 前暦年に183日以上EUに滞在した者。

自然人以外の者であって、(イ) いずれかEU加盟国においてもしくはいずれかEU加盟国の法律に基づいて組織され設立され、および/またはEU加盟国に主たる事業の場所を有している会社、パートナーシップまたはその他の法主体、(ロ) (a) いずれかEU加盟国に所在する裁判所がその管理について主たる監督権限を行使することができ、かつ(b) 前記 に該当する一もしくは複数の者がすべての重要な意思決定を支配する権限を有する信託、ならびに/または(ハ) 資金源の如何にかかわらず、その所得がいずれかEU加盟国の所得税法の適用を受ける財団。

受益証券の申込者は、受託会社、管理事務代行会社および/または販売会社に対して、欧州人により受益証券が取得されないこと、またいつでも直接的または間接的に欧州人の勘定でまたは欧州人のため受益証券が保有されないことなどを証明することが求められる。受益者は、かかる情報に変更があった場合には直ちに管理事務代行会社または販売会社に連絡しなければならない。

受託会社、管理会社、販売会社または管理事務代行会社は、その絶対的な裁量により受益証券の申込みを拒絶することができる。

前記を前提として、ファンドの適格投資家とは、適格投資家として後記「別紙A 定義」において定義される者をいう。

#### マネー・ロンダリング防止手続

マネー・ロンダリング防止を目的とする制定法または規則を遵守するために、受託会社は、マネー・ロンダリング防止手続を採用および維持するよう求められ、身元および資金源を確認する証拠を提出するよう申込者に請求することができる。許容される場合には、一定の条件に従って、受託会社は、マネー・ロンダリング防止手続の維持（デュー・ディリジェンス情報の取得を含む。）を適切な者に委任することもできる。

受託会社（または受託会社のために行為する管理事務代行会社）は、申込者の身元を確認するために必要な情報を申込者に要求する権利を有する。ただし、受託会社（または受託会社のために行為する管理事務代行会社）が、ケイマン諸島のマネー・ロンダリング規則（2009年改訂）（随時修正および改正される。）（以下「マネー・ロンダリング規則」という。）に基づき例外が適用され受託会社が納得しているという特定の場合を除く。各申込みの状況により、以下のいずれかの場合には身元の詳細な確認を要求されない場合がある。

- (a) 申込者が認可された金融機関において申込者名義で保有する口座から投資の支払を行った場合
- (b) 申込者が認可された規制当局から規制を受けており、かつ、認可された法域において拠点を置き、もしくは設立され、または当該法域の法律に基づいて設立されている場合
- (c) 申込みが、認可された規制当局から規制を受け、かつ、認可された法域において拠点を置き、もしくは設立され、または当該法域の法律に基づいて設立されている仲介業者を通じて行われ、最終投資者に関して行われた手続に関して保証されている場合

これらの例外のために、同等のマネー・ロンダリング防止規則を有するとCIMAにより認められた当該法域を参照して、金融機関、規制当局または法域の認可がマネー・ロンダリング規則に従い決定される。

申込者の側が身元確認のために要求された情報の提出を怠るか、遅延した場合、受託会社（または受託会社のために行為する管理事務代行会社）は、申込みの受諾を拒絶することができ、その場合、受領され

た資金は、当初出金された口座に利息を付さずに返却される。

受託会社または受託会社のために行為する管理事務代行会社は、受益者に対して買戻代金を支払うことが関連する法域におけるいずれかの者によるマネー・ロンダリング防止法またはその他の法令への違反となる疑義があるかもしくは違反となると助言されている場合、または受託会社もしくは管理事務代行会社が該当する法域におけるマネー・ロンダリング防止法またはその他の法令の遵守を確保するために買戻代金の支払の拒絶が必要または適切であると考えられる場合、当該受益者に対する買戻代金の支払を拒絶する権利も留保する。

ケイマン諸島の居住者が、他の者がマネー・ロンダリングに従事していること、またはテロもしくはテロリストの財産に関与していることを知りもしくは疑義を有し、または自己の業務の過程でその旨を了知しもしくは疑義を有した場合、その者は、かかる確信または疑義につき、開示がマネー・ロンダリングに関するものである場合にはケイマン諸島刑事訴訟法（2008年改訂）（随時改正済）に基づいてケイマン諸島金融報告庁に対して、また、開示がテロもしくはテロリストの財産に関するものである場合には、テロ防止法（2009年改訂）（随時改正済）に基づいて巡査以上の階級の警察官に対して通報する義務を負う。かかる通報は、法律等で課された情報の秘匿または開示制限の違反と取り扱われないものとする。

受託会社またはケイマン諸島に所在する代理人は、金融庁法（2010年改訂）に基づき、当該当局もしくは機関のためにもしくは公認の海外規制当局のために、該当する法律に基づく規制当局（例えばCIMA）もしくは代行機関もしくは政府当局もしくは代行機関からの情報請求に従い、または税務情報庁法（2009年改訂）もしくは預金所得情報報告（EU）法（2007年改訂）ならびに関連する規則、合意、取決めおよび覚書に基づく税務情報当局からの情報請求に従い、情報の提供を強制されることがある。かかる法律に基づく秘密情報の開示は、秘密保持義務の違反とはみなされないものとし、一定の場合には、トラスト、受託会社または代行者は、請求があった旨を開示することを禁止される場合がある。

## (2) 日本における販売

日本においては、当初申込期間中の取得申込みについては当該期間中の国内営業日に、継続申込期間中の取得申込みについては平成23年10月14日以降の各申込締切日かつ日本における販売会社または販売取扱会社の営業日に、受益証券の募集が行われる。日本における販売会社または販売取扱会社は、口座約款を投資者に交付し、投資者は、口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。投資者は、口座約款に基づき当初申込については平成23年10月4日までに、継続申込については原則として国内約定日（通常、海外約定日の翌国内営業日）から起算して4国内営業日目までに、申込金額および申込手数料を日本における販売会社または販売取扱会社に支払うものとする（ただし、日本における販売会社または販売取扱会社が日本の投資者との間で別途取り決める場合を除く。）。

当初申込期間における発行価格は、円建受益証券につき、1口当たり10,000円、米ドル建受益証券につき、1口当たり100米ドル、豪ドル建受益証券につき、1口当たり100豪ドルである。

継続申込期間における発行価格は、取得申込みが受け付けられた申込締切日に関係する取引日現在の当該クラスの受益証券1口当たり純資産価格に相当する発行価格である。

なお、日本における販売会社または販売取扱会社の定めるところにより、上記の払込日以前に申込金額等の支払を投資者に依頼することがある。

日本の投資者は、当初申込期間中の取得申込みについては、平成23年10月3日の午後4時（日本時間）まで、継続申込期間中の取得申込みについては、原則として、各申込締切日の午後3時（日本時間）まで受益証券の取得の申込みをすることができる。

受益証券は、各申込締切日に、管理事務代行会社が受領した取得申込みに対して発行することができる。日本における販売会社または販売取扱会社は、日本の投資者によりなされた取得申込みを、原則として、申込締切日の指定時刻までに管理事務代行会社に取り次ぐものとする。

申込単位は、100口以上1口単位である。ただし、管理会社は、適用法に従い、管理会社の裁量により、一般的に、または特定の場合について、上記の申込単位を変更することができる。具体的な申込単位については、日本における販売会社または販売取扱会社に照会のこと。

（日本における販売会社または販売取扱会社が放棄しない限り）発行価格の4.2%（税抜4.0%）を上

限とする申込手数料（受益証券1口当たり）が課される。当該申込手数料は、日本における販売会社または販売取扱会社により留保される。

投資者は、受益証券の保管を日本における販売会社または販売取扱会社に委託した場合、申込金額および申込手数料の支払と引換えに、取引残高報告書または他の通知書を日本における販売会社または販売取扱会社から受領する。申込金額および申込手数料の支払は、円貨または各クラスの表示通貨によるものとする。

なお、日本証券業協会の協会員である日本における販売会社または販売取扱会社は、サブ・ファンドの純資産が1億円未満となる等、同協会の定める「外国証券の取引に関する規則」の中の「外国投資信託受益証券の選別基準」に受益証券が適合しなくなったときは、受益証券の日本における販売を行うことができない。

## 継続申込期間中の申込手続の流れ



## 2【買戻し手続等】

### (1) 海外における買戻し

当初払込日から平成33年9月10日まで（管理会社は、受託会社と協議の上、その裁量により期間を延長できる。）買戻しを請求できるものとする。

当初払込日以後、受益者は、いずれかの取引日における自己の受益証券の全部または一部の買戻しを請求できる。受益証券の買戻しの申込みが取引日に処理されるためには、当該申込みは、関連する申込締切日の指定時刻までに管理事務代行会社により受領されなければならない。指定時刻を過ぎた後に受領された申込みは、翌申込締切日に受領されたものとみなされる。

管理会社、受託会社および管理事務代行会社は、それぞれの単独の裁量で、受益証券の買戻請求の全部または一部を拒絶する権利を留保する。

買戻請求は、管理会社が別途同意しない限り、受益者により取り消すことができない。受益証券の買戻価格は、関連する買戻請求が受諾された申込締切日に関係する取引日現在の当該クラスの受益証券1口当たり純資産価格とする。管理事務代行会社は、該当する場合、買戻しを行う受益者に送金された買戻代金から第三者手数料または源泉徴収税を控除することができる。買戻請求は1口単位で行われなければならない。

買戻代金の支払は、通常、当該取引日の11営業日後に、または関連する市場において銀行が決済を行っていない場合においてはその後実務上可能な限り速やかに行われる。

管理会社は、受益者に対して支払われる買戻代金の全部または一部を控除して、信託証書の規定に基づいて当該受益者の受託会社に対する期限の到来した未払金と相殺することができる。管理会社は、受益証券に関する買戻代金またはその他の支払から、税金、手数料またはその他のあらゆる性質の賦課金について、法律上、受託会社または管理会社が支払わなければならないか支払う可能性があるその他の金額を控除することができる。

買戻請求は、現金により充足される。

受託会社、管理会社または管理事務代行会社は、その絶対的な裁量により、受益者に対する買戻代金の支払がいずれかの関連法域におけるいずれかの者によるマネー・ロンダリング防止法の抵触もしくは違反を招く可能性があるとの疑義を抱く場合、もしくは抵触もしくは違反となると助言されている場合、または受託会社、管理会社もしくは管理事務代行会社によるいずれかの関連法域のマネー・ロンダリング防止法の遵守を確保するために買戻代金の支払の拒絶が必要である場合、当該受益者に対する買戻代金の支払を拒絶することができる。

サブ・ファンドに適用される一定の規定に従い、いずれかの取引日における買戻請求の合計がサブ・ファンドの発行済受益証券の10%（または管理会社が決定するその他の割合もしくは金額）を超える場合、管理会社は、（ ）買戻請求を満たすために十分な資産を換金するまで、すべての受益証券の買戻しを延期するか、または（ ）買い戻されるサブ・ファンドの受益証券の総口数をサブ・ファンドの発行済受益証券の10%（または管理会社が決定するその他の割合もしくは金額）に制限すること（かかる場合、受益者の請求は、比例按分して減じられ、残りの部分は、その後の取引日に、その後の買戻請求に優先して買い戻される。）を選択することができる。

買戻しを行う受益者が、買い戻される受益証券の最終的な純資産価額を超過する買戻代金を受領した場合には、管理会社は、追加の支払なしに、受益者から超過分と同額の純資産価額を有する口数の受益証券を追加的に買い戻す権利を有する。受益者が保有するすべての受益証券を買い戻した場合、管理会社は、支払われた超過額を受益者に返還させる権利を有する。

#### 受益証券の強制的買戻し

管理会社は、適切と判断する書面による通知を行った上で、いつでもその単独の裁量に基づき、理由の如何を問わず（受益証券の併合、転換または均一化を実施する場合を含むがこれらに限定されない。）、発行済受益証券の全部または一部を関連する取引日において買戻価格または管理会社が決定するその他の価格で買い戻すことができる。

上記の一般性を損なうことなく、管理会社が、いずれかの受益証券が次に掲げる者によって直接または実質的に保有されていることを知り、またはそのように信じる理由がある場合、管理会社は、（ ）かか

る者に対して、当該受益証券を保有する適格を有する者に対して受益証券を譲渡することを要求する通知（管理会社が適切と考える様式による。）を行うか、または（ ）書面により当該受益証券の買戻しを請求するかのいずれかを行う権利を有する。かかる通知を受領した者が30日以内に当該受益証券を譲渡せず、または管理会社に買戻し請求を提出しない場合、管理会社は、かかる者が保有するすべての受益証券を強制的に買戻しすることができる。

- (イ) ある者がいずれかの国または政府機関の法律または要件に違反しており、かかる違反により、受益証券を保有する適格を失うこととなり、その結果、サブ・ファンド、受託会社または管理会社が、かかる違反がなければ負担することがなかったであろう税務上その他の義務もしくは何らかの不利益を負担することとなりうる場合における、かかる者
- (ロ) 適格投資家ではない者、または適格投資家ではない者に代わり、もしくはその利益のために受益証券を取得した者
- (ハ) ある者に関する事由により、サブ・ファンド、受託会社または管理会社が、かかる事由がなければ負担することがなかった税務上の義務または何らかの法律上、金銭上、規制上もしくは重大な行政上の不利益を負担することとなると受託会社または管理会社が判断する場合における、かかる者

## (2) 日本における買戻し

日本における投資者は、平成23年10月5日以降の申込締切日かつ日本における販売会社または販売取扱会社の営業日に限り、日本における販売会社または販売取扱会社を通じ、管理事務代行会社に対して買戻しを請求することができる。買戻し請求の受付時間は、原則として各申込締切日の午後3時（日本時間）までとする。買戻しは、各取引日に行われる。

買戻し価格は、管理事務代行会社により、買戻し請求が受諾された申込締切日に関係する取引日現在の当該クラスの受益証券1口当たり純資産価格である。

買戻し請求は1口以上1口単位で行わなければならない。ただし、日本における販売会社または販売取扱会社は、これと異なる単位を定めることができる。日本における販売会社または販売取扱会社は、原則として、申込締切日の指定時刻までに買戻し請求を管理事務代行会社に取り次がなければならない。

日本の投資者に対する買戻し代金の支払は、口座約款に基づき、円貨または各クラスの表示通貨により、原則として国内約定日（通常、海外約定日の翌国内営業日）から起算して4国内営業日目に日本における販売会社または販売取扱会社を通じて行われる（ただし、日本における販売会社または販売取扱会社が日本の投資者との間で別途取り決める場合を除く。）。

買戻し手数料は課されない。

## 買戻し手続の流れ



### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

純資産価格の計算

<円建クラス>

円建クラスの純資産価額および受益証券1口当たり純資産価格は、管理事務代行会社により、各評価日の営業終了時点（または管理会社が定めることができるその他の時点）において小数点以下を四捨五入して計算される。純資産価額または受益証券1口当たり純資産価格は、当該評価日に関係する海外約定日において公表される。

<円建クラス以外のクラス>

各クラスの純資産価額および受益証券1口当たり純資産価格は、管理事務代行会社により、各評価日の営業終了時点（または管理会社が定めることができるその他の時点）において小数第3位以下を四捨五入して計算される。純資産価額または受益証券1口当たり純資産価格は、当該評価日に関係する海外約定日において公表される。

純資産価額は、信託証書の規定のほかルクセンブルグにおいて一般に公正と認められる会計原則に基づき決定される。サブ・ファンドの全資産から全債務を控除した額と等しいものとする。

サブ・ファンドの資産は、以下を含むものとみなされる。

- ( ) すべての手元現金、預金またはコール資金（その経過利息を含む。）、および発生済みであるが未受領の配当またはその他の分配金
- ( ) すべての投資対象
- ( ) すべての為替手形、請求払手形、約束手形および受取勘定
- ( ) 受託会社により決定されるサブ・ファンドの初期費用（ただし、当該初期費用が償却されていない場合に限る。）
- ( ) 受託会社により随時評価され決定される、サブ・ファンドに帰属するその他一切の資産（前払費用を含む。）

サブ・ファンドに帰属する債務は、以下を含むものとみなされる。

- ( ) すべてのが替手形、手形および買掛金
- ( ) 日々計算される、未払いおよび/または発生済みの一切の費用（管理会社またはサブ・ファンドの投資顧問会社に対する発生済みまたは支払期限の到来した業績連動報酬を含む。）
- ( ) その種類および性質を問わず、受託会社の裁量において、公課・費用等の引当金を含むがこれらに限定されないサブ・ファンドに帰属するその他一切の債務（受託会社が決定する偶発債務に関する金額を含む。）

サブ・ファンドの費用または債務は、管理会社が決定する期間で償却することができ、未償却の金額は、いつでも、サブ・ファンドの資産とみなされる。

サブ・ファンドの資産の価値は、以下のとおり決定される。

- ( ) 額面価格で取得された預金証書およびその他の預金は、その元本金額に、取得日からの経過利息を加えた金額で評価される。
- ( ) ディスカウントまたはプレミアム付の価格で取得された預金証書は、これらに関する通常の取引慣行に基づき評価される。
- ( ) 宣言されまたは既に発生しかつ未受領の前払費用、現金配当および利息の価値は、その全額とみなされる。ただし、管理会社がかかる費用等が全額支払われまたは受領される可能性が低いと判断する場合にはこの限りでない。かかる場合、これらの価値は、その真の価値を反映するため、管理会社が適切と考えるディスカウントを行った上で決定される。
- ( ) 証券取引所に上場されるか、またはその他の組織化された市場で取引される投資対象は、入手可能な最終価格で評価される。ただし、証券取引所に上場されているものの、当該証券取引所の市場外または店頭市場においてプレミアム付またはディスカウントで取得または取

引されている投資対象の価値は、当該投資対象の評価日現在のプレミアムまたはディスカウ  
ントの水準を考慮した上で評価される。

- ( ) 未上場有価証券は、投資顧問会社が適切であると判断する要因（同一または類似の有価証  
券の直近の取引およびブローカー・ディーラーまたは公認の値付業者から入手した評価情  
報を含む。）を考慮した上で、投資顧問会社により誠実に決定される公正な市場価格で評価  
される。
- ( ) 決済会社において取り扱われもしくはこれを通じて取引されるデリバティブ商品、取引所  
において取り扱われるデリバティブ商品、または金融機関を通じて取引されるデリバティブ  
商品は、当該決済会社、取引所または金融機関により値付けされた最直近の公式の決済価格  
を参照して評価される。
- ( ) 利付有価証券に発生した一切の利息（ただし、かかる利息が当該有価証券の元本額に含ま  
れている場合を除く。）
- ( ) 前記の評価方法にかかわらず、何らの評価方法も定められていない場合、または管理会社  
が当該評価方法が実行可能または適切ではないと考える場合、管理事務代行会社は、投資顧  
問会社と協議の上、かかる状況において公平であると管理会社が考える評価方法を誠実に使  
用する権利を有する。

サブ・ファンドの年次監査は、ファンドの独立監査人により行われる。

投資予定者は、サブ・ファンドの保有投資対象の評価には不確実性が伴うため、当該保有投資対象  
について与えられた評価額が不正確であったと証明された場合、サブ・ファンドの純資産価額に不  
利な影響を与えることがあることを認識すべきである。不誠実または明白な誤りの場合を除き、管  
理会社、管理事務代行会社または投資顧問会社（適用ある場合）の評価に関する決定は、最終的な  
ものであり、すべての受益者を拘束する。

#### 純資産価格の計算の停止

いずれかのクラスの純資産価額および受益証券1口当たり純資産価格の決定ならびに/またはい  
ずれかのクラスの受益証券の発行および/もしくは買戻しならびに/もしくは買戻代金の支払は、  
管理会社が、その単独の裁量により、次に掲げる期間を含め、いかなる理由に基づいても停止するこ  
とができる。

- ( ) 通常の休日および週末以外に、サブ・ファンドの直接的もしくは間接的な投資対象が値付けさ  
れている証券取引所が閉鎖されている期間、または当該証券取引所における取引が制限もしくは  
停止されている期間
- ( ) 緊急事態またはサブ・ファンドの投資対象の評価もしくは処分が合理的に実行可能ではない  
か、またはサブ・ファンドの受益者に重大な不利益を生じると管理会社が判断する事態が継続し  
ている期間
- ( ) サブ・ファンドの直接的もしくは間接的な投資対象の価格もしくは価値、前記の証券取引所  
における時価を決定する際に通常用いられている通信媒体が停止している期間、または、その他の  
何らかの理由によりサブ・ファンドが直接的もしくは間接的に保有している投資対象の価格も  
しくは価値を迅速かつ正確に確認することが合理的に実行可能でない期間
- ( ) サブ・ファンドのいずれかの投資対象の換価または取得に伴う資金移動が通常の為替レート  
で実行できないと管理会社が判断する期間
- ( ) サブ・ファンドがその資産の相当部分を直接的または間接的に投資しているマスター・ファ  
ンド、投資先ファンドまたは投資対象がその買戻しおよび/またはその純資産価額の計算を停止  
している期間
- ( ) 受託会社または管理会社が、受託会社、管理会社もしくは管理事務代行会社またはこれらの関  
連会社、子会社もしくは提携会社、またはサブ・ファンドのその他の業務提供者に適用ある法令  
を遵守するために、停止が必要であると判断する期間

かかる停止期間が1週間を超える見込みである場合、すべての受益者に対して、かかる停止から7  
日以内に文書で通知が行われ、また、停止が解消された場合も速やかに通知される。かかる停止は、

C I M Aに対しても通知される。

( 2 ) 【保管】

日本の投資者に販売される受益証券の確認書は、日本における販売会社の保管者名義で保管され、日本の受益者に対しては、日本における販売会社または販売取扱会社から受益証券の取引残高報告書が定期的に交付される。

ただし、日本の受益者が別途、自己の責任で保管する場合は、この限りではない。

( 3 ) 【信託期間】

サブ・ファンドは、後記「( 5 ) その他 ファンドの解散」に定めるいずれかの方法により早期に終了される場合を除いて、また、管理会社が受託会社と協議の上管理会社の裁量により、もしくは受託会社および管理会社の同意の上、サブ・ファンド受益者の決議により、またはその他信託証書の定めによりその存続期間を延長する場合を除いて、平成33年10月5日に終了する。

( 4 ) 【計算期間】

サブ・ファンドの決算期は毎年10月31日である。なお、第1期会計年度は平成23年10月5日から平成24年10月31日までの期間である。

( 5 ) 【その他】

ファンドの解散

サブ・ファンドは、以下のいずれかの場合、終了することがある。

- ( ) 受託会社および管理会社が同意の上、サブ・ファンドを終了させる旨のサブ・ファンドの受益者の決議が可決された場合
- ( ) サブ・ファンドのケイマン諸島における規制ミューチュアル・ファンドとしてのC I M Aによる認可が取り消されるかまたは不利に変更された場合
- ( ) 管理会社が、受託会社と協議の上、その裁量により、サブ・ファンドを継続することが現実的でなく、望ましくなく、または受益者の利益に反すると判断した場合
- ( ) 受託会社が辞任した後、適切な代替または後継受託会社を確保できない場合

信託証書の変更

受託会社および管理会社は、補遺信託証書により、目的の如何を問わず、適切または望ましいと自ら思料する方法および範囲で、信託証書の条項を随時改正、変更または追加することができる。ただし、信託証書に規定される場合を除き、かかる改正、変更または追加は、適式に招集および開催された受益者集会の特別決議による承認がない限り行われず、改正、変更または追加が、サブ・ファンドにのみ関連する場合、サブ・ファンド決議がない限り行われず、改正、変更または追加が、次のいずれかに該当する場合には、かかる承認は必要とならない。

- (a) ミューチュアル・ファンド法、同法に基づき定められた規則および/もしくはケイマン諸島の信託法(2009年改訂)またはケイマン諸島のいずれかの法律に基づき定められたその他の規則の改正によりもたらされた変更を含む、ケイマン諸島の法律の改正を履行するために必要な場合
- (b) かかる法律の改正の直接的な結果として必要な場合
- (c) ファンドまたはいずれかのサブ・ファンドの名称変更を行うために必要な場合
- (d) 会計年度開始および終了の日を変更するため、または年次収益分配日を変更するために必要な場合
- (e) その他の会計期間の開始および終了の日を変更するため、またはかかる会計期間に関連する分配日を変更するために必要な場合
- (f) 管理会社および受託会社が、受益者および潜在的受益者の利益となるかまたはこれらの者が重大な不利益を被らないと認める変更をするために必要な場合
- (g) 信託証書から不要となった条項を削除するために必要な場合
- (h) 管理会社または受託会社が解任された場合または辞任を希望しもしくは辞任したときにこれ



らを交代させるために必要な場合

(i) 明白な誤りを訂正するために必要な場合

(j) CIMA、ミューチュアル・ファンド法、同法に基づき定められた規則および/もしくはケイマン諸島の信託法(2009年改訂)、またはファンドが従うその他の法令もしくは規則の要求を反映しまたは遵守するために必要な場合

(k) 追加のサブ・ファンドを設定するために必要な場合

ファンドの他の法域への移管

ファンドをケイマン諸島以外の法域に移管することが受益者の最善の利益に適うと管理会社または受託会社が判断する場合、管理会社または受託会社は、( )当該他の法域において信託の存在が認められ、受益者の権利が強制執行されうること、( )管理会社および受託会社が承認した適切かつ実在の信託会社が受託会社として選任されること、および( )受託会社が受益者集会の特別決議の方法により受益者の承諾を得ていることを条件として、ファンドを移管することができる。管理会社および受託会社は、ファンドが新たな法域の法律上も、ケイマン諸島の法律上におけるのと同様、適法かつ有効となることを確保するために必要または望ましいと考えられる変更または追加を行うことができる。

関係法人との契約の更改等に関する手続

#### 保管契約

保管契約は、一方当事者が他方当事者に対し、90日以上前に書面による通知をすることにより終了する。

同契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法により解釈される。

同契約は、当該変更の実施を目指す当事者の相手方当事者により署名された書面によってのみ、変更することができる。

#### 管理事務代行契約

管理事務代行契約は、一方当事者が相手方に対し、90日以上前に書面による通知をすることにより終了する。

同契約は、ケイマン諸島の法律に準拠し、同法に従い解釈される。

同契約は、両当事者が署名した書面による合意がある場合にのみ変更することができる。

#### 投資顧問契約

投資顧問契約は、一方当事者が他方当事者に対し、90日以上前に書面による通知をすることにより終了する。

同契約は、当事者の授権された代表者の記名押印または署名された書面により、変更することができる。

同契約は、日本の法律に準拠し、同法に従って解釈される。

#### 代行協会員契約

代行協会員契約は、一方当事者が他方当事者に対し、3か月前に書面による通知をすることにより終了する。

同契約は、日本の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

#### 受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、一方当事者が他方当事者に対し、3か月前に書面による通知をすることにより終了する。

同契約は、日本の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

## 4【受益者の権利等】

### (1)【受益者の権利等】

受益者が管理会社および受託会社に対し受益権を直接行使するためには、受益証券名義人として、登録されていなければならない。したがって、日本における販売会社または販売取扱会社に受益証券の保管を委託している日本の受益者は受益証券の登録名義人でないため、自ら管理会社および受託会社に対し、直接受益権を行使することができない。これら日本の受益者は、日本における販売会社または販売取扱会社との間の口座約款に基づき、日本における販売会社または販売取扱会社を通じて受益権を自己のために行使させることができる。

受益証券の保管を日本における販売会社または販売取扱会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行う。

受益者の有する主な権利は次のとおりである。

#### 分配請求権

受益者は、管理会社の決定した分配金を、持分に応じて管理会社に請求する権利を有する。

#### 買戻請求権

受益者は、受益証券の買戻しを、管理会社に請求する権利を有する。

#### 残余財産分配請求権

サブ・ファンドが解散された場合、受益者は受託会社に対し、その持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有する。

#### 議決権

受託会社または管理会社は、信託証書に従って、いつでも、適切と考える日時および場所において受益者集会を開催することができ、また、受託会社は、発行済受益証券の総額の10分の1以上を有する登録受益者が書面により要求した場合には、受益者集会を開催しなくてはならない。

いずれの受益者集会においても、挙手による議決の場合には、（個人の場合には）自らまたは代理人により出席しているすべての受益者が、また（法人の場合には）適式に授權された代表者1名または代理人により出席しているすべての受益者が、一議決権を有する。投票による議決の場合には、（個人の場合には）自らまたは代理人により出席しているすべての受益者が、また（法人の場合には）適式に授權された代表者1名または代理人により出席しているすべての受益者が、その保有する受益証券1口につき一議決権を有する。

特別決議は、ファンドの発行済受益証券総口数の90%の保有者の書面により可決され、または信託証書の規定に基づき招集され開催された受益者集会において受益者の投票総数の4分の3以上の多数により可決される。

受益者に対して重大な悪影響を及ぼしうる英文目論見書中の方針に関する記述または投資対象の変更の承認ならびにファンドの他の法域への移管を含む一定の事項に関し、受益者は、受益者集会の特別決議の方法により、当該行為を承認または確認することを要する。また、受益者は、受益者集会の特別決議により、受託会社および/または管理会社を解任し、またファンドを終了することができる。

### (2)【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対するサブ・ファンドの受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はない。

## (3) 【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号  
丸の内パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、以下の権限を委任されている。

- ( ) 管理会社またはサブ・ファンドに対する、法律上の問題および日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限
- ( ) 日本における受益証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限

なお、関東財務局長に対する受益証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、

弁護士 中野 春芽

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

である。

## (4) 【裁判管轄等】

日本の投資者が取得した受益証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権を下記の裁判所が有することを管理会社は承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

東京簡易裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番2号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われる。

### 第3【ファンドの経理状況】

サブ・ファンドの運用は、受益証券の当初申込期間の終了後、平成23年10月5日から開始される予定であり、サブ・ファンドは、現在何ら資産を保有していない。第1期の監査済財務書類は、平成24年10月31日に終了する期間について作成される。

サブ・ファンドの会計監査は、KPMGが行う。

#### 1【財務諸表】

(1)【貸借対照表】

該当事項なし。

(2)【損益計算書】

該当事項なし。

(3)【投資有価証券明細表等】

該当事項なし。

#### 2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

該当事項なし。

## 第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

### (1) 受益証券の名義書換

サブ・ファンド記名式証券の名義書換機関は次のとおりである。

取扱機関 ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイ

取扱場所 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 1150、アーロン通り287 - 289番

日本の受益者については、受益証券の保管を日本における販売会社または販売取扱会社に委託している場合、日本における販売会社または販売取扱会社を通じて日本における販売会社または販売取扱会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行う。

名義書換の費用は受益者から徴収されない。

### (2) 受益者集会

受託会社または管理会社は、信託証書に従って、いつでも、適切と考える日時および場所において受益者集会を開催することができ、また、受託会社は、発行済受益証券の総額の10分の1以上を有する登録受益者が書面により要求した場合には、受益者集会を開催しなくてはならない。

いずれの受益者集会においても、挙手による議決の場合には、(個人の場合には)自らまたは代理人により出席しているすべての受益者が、また(法人の場合には)適式に授權された代表者1名または代理人により出席しているすべての受益者が、一議決権を有する。投票による議決の場合には、(個人の場合には)自らまたは代理人により出席しているすべての受益者が、また(法人の場合には)適式に授權された代表者1名または代理人により出席しているすべての受益者が、その保有する受益証券1口につき一議決権を有する。

特別決議は、ファンドの発行済受益証券総口数の90%の保有者の書面により可決され、または信託証書の規定に基づき招集され開催された受益者集会において受益者の投票総数の4分の3以上の多数により可決される。

### (3) 受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はない。

管理会社は、いかなる者(米国人および(制限付例外がある。)ケイマン諸島の居住者または所在地事務代行会社を含む。)による受益証券の取得も制限することができる。

## 第三部【特別情報】

### 第1【管理会社の概況】

#### 1【管理会社の概況】

##### (1) 資本金の額（平成23年6月末日現在）

払込済資本金の額 37,117,968.52米ドル（約29億円）

発行済株式総数 1,002,080株

管理会社が発行する株式総数の上限については制限がない。

最近5年間における資本金の額の増減は、以下の通りである。

平成18年5月末日	35,300,000.00米ドル
平成19年5月末日	35,300,000.00米ドル
平成20年5月末日	37,117,968.52米ドル
平成21年5月末日	37,117,968.52米ドル
平成22年5月末日	37,117,968.52米ドル
平成23年5月末日	37,117,968.52米ドル

##### (2) 会社の機構

定款に基づき、3名以上の取締役により構成される取締役会が管理会社を運営する。取締役は管理会社の株主であることを要しない。

取締役は年次株主総会において株主によって選任され、6年以内の期間かつ後任者が選任され就任するまでは、その地位に留まる。取締役は再任されることができる。株主総会の決議により理由の如何を問わずいつでも解任される。取締役会に欠員がある場合、他の取締役はかかる欠員を、次回の株主総会まで補充する取締役を取締役会の過半数をもって選任することができる。

取締役会は、互選により、会長1名、また1名以上の副会長および株主総会および取締役会の議事録を管理する責務を負う秘書役1名（取締役である必要はない。）を選出することができる。

取締役は、別の取締役を指名して取締役会に代理出席させることができる。取締役会は、取締役の過半数が出席または代理出席している場合にのみ、適法に審議し、または行為することができる。決議は取締役会に出席または代理出席している取締役の議決権の絶対多数によるものとする。緊急時において、取締役会の決議は書面により行うこともできる。

取締役会は、管理会社の目的を達成するのに必要または有用なすべての行為をなす広汎な権限を有する。

## (3) 役員および従業員の状況

氏名	役職名	略歴	
皆川 宏	マネージング・ディレクター	昭和56年 平成22年 5月	三菱UFJ信託銀行株式会社入行 三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイ入行
服部 努	デプティ・マネージング・ディレクター	昭和61年 平成22年 2月	株式会社三菱東京UFJ銀行入行 三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイ入行

## 2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社は、投資信託の事務管理、国際的な保管業務、信託会計の事務管理およびこれらに関する一般的な銀行業務ならびに外国為替業務に従事する。

管理会社は、信託証書に基づき、期間の限定なく任命されているが、受託会社は、以下の場合、かかる任命を解除することができる。(a) 管理会社が清算される場合、(b) 管理会社の事業に関して財産保全管理人が任命された場合、(c) 受託会社が、管理会社の変更が受益者の利益にとって望ましいとの見解を有し、受益者に対してその旨を書面で表明した場合、(d) 決議が総会において投票を行った受益者の4分の3以上の多数により承認された場合、または(e) 発行済受益証券の価値の4分の3を保有する受益者が管理会社の解任を書面で受託会社に要求した場合、管理会社がファンドの管理者でなくなった場合、受託会社は、ファンドの管理者になる資格を有する他の者を任命しなければならない。管理会社はまた、受託会社への通知により、管理会社の関係会社である他の管理者を後任者として、直ちに退任する権利を有する。ただし、管理会社が関係会社でない他の管理者を後任者として退任することを希望する場合、受託会社への60日間の通知が行われなければならない。

信託証書の規定に基づき、管理会社は、故意の不履行、詐欺または重過失の場合を除き、ファンド、受益者または受託会社に対していかなる責任も負わない。

信託証書に基づき、受託会社は、サブ・ファンドのために、かつサブ・ファンドの資産からのみ、管理会社ならびに管理会社の関係会社、代理人および受任者ならびに管理会社およびこれらの者の役員、取締役、株主および支配者に対して、( ) サブ・ファンドの運営もしくはサブ・ファンドの受益証券の募集もしくは( ) かかる者の行為に関係し、もしくはこれらから生じ、もしくはこれらに基づき、または信託証書に基づきサブ・ファンドのために行われた事業もしくは業務に別途に関連して、管理会社が現実に一時的に負担したあらゆる損失、責任、損害、費用または経費（弁護士費用および会計士費用を含むが、これらに限定されない。）、判決および和解において支払われる金額（ただし、受託会社が、サブ・ファンドを代表して、かかる和解を承認していることを条件とする。）を補償するものとし、前記の者を前記のあらゆる損失、責任、損害、費用または経費から免責するものとする。ただし、かかる行為が故意の不履行、詐欺または重過失を構成する場合はこの限りでない。

管理会社は、平成23年5月末日現在、以下の投資信託の管理・運用を行っている。

国別（設立国）	種類別（基本的性格）	本数	純資産価額の合計
ケイマン諸島	契約型投資信託（アンブレラ・ファンドのサブ・ファンドを含む。）	23	8,705,694,847.98米ドル

### 3【管理会社の経理状況】

- a . 管理会社の最近 2 事業年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第129条第 5 項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第 1 条の 3 第 7 項に規定する外国監査法人等をいう。）であるデロイト・エス・エイから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c . 管理会社の原文の財務書類は米ドルで表示されている。日本語の財務書類には、円貨換算が併記されている。日本円による金額は、平成23年 7 月29日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル = 77.85円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。



## (1) 【貸借対照表】

## 三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイ

## 貸借対照表

2010年12月31日現在

(単位:米ドル)

## 資産

	注記	2010年		2009年	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
現金、中央銀行および郵便局における残高	30.1,30.3	20,457,879	1,592,646	25,821,411	2,010,197
金融機関に対するローンおよび貸付金	3,15,30.1,30.3	1,092,111,302	85,020,865	1,022,388,967	79,592,981
a) 要求払い		892,012,702	69,443,189	888,574,717	69,175,542
b) その他のローンおよび貸付金		200,098,600	15,577,676	133,814,250	10,417,439
顧客に対するローンおよび貸付金		189,891	14,783	0	0
株式およびその他の変動利回り有価証券	4,30.1,30.3	3,328	259	3,558	277
関連会社株式	4,5	873,028	67,965	860,343	66,978
無形資産	5	714,216	55,602	1,103,304	85,892
有形資産	5	1,131,990	88,125	1,965,053	152,979
その他の資産	6	0	0	44,494	3,464
前払金および未収収益	7	25,629,521	1,995,258	29,960,374	2,332,415
資産合計	8	1,141,111,155	88,835,503	1,082,147,504	84,245,183

## 三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイ

## 貸借対照表(続き)

2010年12月31日現在

(単位:米ドル)

## 負債

	注記	2010年		2009年	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
金融機関に対する未払金	15,30.1	701,182,390	54,587,049	661,186,846	51,473,396
a) 要求払い		701,182,390	54,587,049	661,186,846	51,473,396
顧客に対する未払金	9,15,30.1	310,843,644	24,199,178	304,989,593	23,743,440
a) 要求払い		273,137,559	21,263,759	257,758,715	20,066,516
b) 満期日または予告期間が 確定しているもの		37,706,085	2,935,419	47,230,878	3,676,924
その他の負債	10	601,160	46,800	970,178	75,528
未払金および繰延利益	11	6,927,177	539,281	3,250,870	253,080
引当金		19,026,977	1,481,250	15,849,450	1,233,880
a) 課税引当金	12	18,207,435	1,417,449	15,352,854	1,195,220
b) その他の引当金		819,542	63,801	496,596	38,660
発行済み資本	13	37,117,969	2,889,634	37,117,969	2,889,634
準備金	14	48,009,475	3,737,538	47,636,440	3,708,497
繰越損益	14	2,442	190	7,393	576
当期利益		17,399,921	1,354,584	11,138,765	867,153
負債合計	17	1,141,111,155	88,835,503	1,082,147,504	84,245,183

## 三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイ

## オフ・バランス・シート項目

2010年12月31日現在

(単位:米ドル)

	注記	2010年		2009年	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
偶発債務	18,30.1	1,388,818	108,119	1,474,255	114,771
<u>内訳:</u>					
保証金および担保証券として 差入れた資産		1,388,818	108,119	1,474,255	114,771
信託運用	21	68,157,409,394	5,306,054,321	63,725,221,820	4,961,008,519

## (2)【損益計算書】

## 三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイ

## 損益計算書

2010年12月31日に終了した年度

(単位:米ドル)

	注記	2010年		2009年	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
未収利息および類似収益		8,577,067	667,725	8,181,456	636,926
未払利息および類似費用		(2,054,782)	(159,965)	(2,430,358)	(189,203)
有価証券からの収益		269,695	20,996	278,402	21,674
株式およびその他の変動利回り有価証券からの収益		72	6	131	10
関連会社株式からの収益		269,623	20,990	278,271	21,663
未収手数料		73,813,018	5,746,343	66,036,605	5,140,950
未払手数料		(33,219,498)	(2,586,138)	(32,108,979)	(2,499,684)
金融業務の純利益		2,069,174	161,085	1,079,368	84,029
その他の事業収益	22	556,692	43,338	1,240,511	96,574
ローンおよび貸付金に関する価値再調整ならびに偶発債務およびコミットメントに対する引当金	2.6	0	0	749,600	58,356
一般管理費用		(25,999,917)	(2,024,094)	(26,707,103)	(2,079,148)
a) スタッフ費用	24,25	(12,491,667)	(972,476)	(13,331,558)	(1,037,862)
内訳:					
- 賃金およびサラリー		(10,328,886)	(804,104)	(11,202,413)	(872,108)
- 社会保障費		(1,364,639)	(106,237)	(1,404,607)	(109,349)
内訳:					
- 年金に関する社会保障費		(949,520)	(73,920)	(945,444)	(73,603)
b) その他の一般管理費用	16,26	(13,508,250)	(1,051,617)	(13,375,545)	(1,041,286)
有形および無形資産に関する価値調整		(1,253,495)	(97,585)	(2,007,689)	(156,299)
その他の事業費用	23	(425,234)	(33,104)	(1,245,170)	(96,936)
経常収益にかかる税金	27.1	(4,015,751)	(312,626)	(764,120)	(59,487)
税引後経常収益		18,316,969	1,425,976	12,302,523	957,751
前勘定科目に表示されていないその他の税金	27.2	(917,048)	(71,392)	(1,163,758)	(90,599)
当期利益		17,399,921	1,354,584	11,138,765	867,153

[次へ](#)

## 三菱ＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ

## 財務諸表に対する注記

2010年12月31日現在

## 注1 一般事項

## 1.1. 会社概況

三菱ＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ（以下「当行」という。）は、ルクセンブルグにおいて1974年4月11日に株式会社として設立された。

1996年4月1日に、親会社の株式会社東京銀行が株式会社三菱銀行と合併して株式会社東京三菱銀行が設立され、バンク・オブ・トウキョウ（ルクセンブルグ）エス・エイは、バンク・オブ・トウキョウ・ミツビシ（ルクセンブルグ）エス・エイに名称を変更した。

2005年10月1日に、間接株主の株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ（以下「MTFG」という。）は、株式会社ＵＦＪホールディングス（以下「ＵＦＪ」という。）と合併し、新規金融グループの株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（以下「MUFG」という。）となった。

2006年1月1日に、親銀行の株式会社東京三菱銀行は、株式会社ＵＦＪ銀行と合併し、株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行となり、バンク・オブ・トウキョウ・ミツビシ（ルクセンブルグ）エス・エイは、バンク・オブ・トウキョウ・ミツビシＵＦＪ（ルクセンブルグ）エス・エイに名称を変更した。

2007年4月2日に、当行は、共に持株会社である三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（MUFG）の子会社である三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社が70%および株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行が30%を共同で出資する子会社に変更された。その結果、バンク・オブ・トウキョウ・ミツビシＵＦＪ（ルクセンブルグ）エス・エイは、三菱ＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ（以下「MUGC」という。）に名称を変更した。

2008年4月28日に、三菱ＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイは、新株49,080株を発行し、資本金は1,817,968.52米ドル増加した。発行済株式資本総額は、現在37,117,968.52米ドルである。MUGCの主たる株主2社は、株式資本92.25%を保有しており、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社が63.72%および株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行が28.53%を保有している。

取締役会のメンバーは、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社のグループおよび株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行のグループの専務取締役である。事業方針および評価基準は、ルクセンブルグの現行法規に定められている場合を除き、株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループにおいて適用されているものに準拠して、取締役会によって決定および監督される。

## 1.2. 事業の性質

当行の事業目的は、当行自身およびルクセンブルグ大公国内外の第三者のための銀行業務または金融業務を行うこと、ならびに工業、商業、不動産といった上記の主目的に直接または間接的に関連するその他の全ての業務を行うことにある。

より具体的には、当行は投資運用サービスに活動を集中している。

当行における取引の大部分は、株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行のグループ企業との間で、直接または間接的に完結するものである。

## 1.3. 財務書類

当行は、資本の表示通貨である米ドルを基準にして財務書類を作成している。当行の会計年度は、暦年と一致している。

## 注2 重要な会計方針の要約

当行の財務書類は、ルクセンブルグ大公国における法律および規制ならびにルクセンブルグ大公国の銀行部門で一般に公正妥当と認められている会計基準に準拠して、取得原価主義で作成されている。

これらを遵守するにあたって、以下の重要な会計基準が適用される。

### 2.1. 貸借対照表における取引計上日

貸借対照表における資産および負債は、かかる金額が確定した日、つまり権利移転日付で計上される。

### 2.2. 外貨

当行は、全ての取引を契約締結日における一または複数の取引通貨で計上する、複数通貨会計システムを採用している。

資産および負債は、貸借対照表の日付のスポット為替レートで米ドルに換算される。再評価によって生じる実現および未実現損益は、当期の損益に計上されるが、取得為替レートで計上される外国為替予約契約（スワップおよびヘッジ外国為替予約契約）によって特にカバーされたものから生じる実現および未実現損益はこの限りではない。

外貨建ての収益および費用は、日々、実勢為替レートで米ドルに換算される。

期末現在、全ての未決済の先渡取引は、満期までの残存期間に対応した貸借対照表の日付における実勢フォワード・レートで米ドルに換算される。

スポット取引およびスワップ取引に連動する未決済の先渡取引から生じる損益は、貸借対照表の日付に見越し計上される。かかる取引の再評価は、当期の損益に影響を与えない。

### 2.3. デリバティブ金融商品

金利スワップ、フォワード・レート契約、金融先物およびオプションのような、デリバティブ金融商品から派生している当行のコミットメントは、取引日にオフ・バランス・シート項目として計上される。

必要があれば、期末日に、当行の各コミットメントの時価による再評価によって生じる未実現損失に対して引当金が設定される。当該引当金は、貸借対照表の負債側に「引当金：その他の引当金」として含まれている。

金融商品が明らかに資産または負債をカバーかつ経済的統一している場合、または金融商品が逆取引でヘッジされているためにオープン・ポジションが存在しない場合においては、かかる引当金は設定されない。

### 2.4. 貸倒れおよび回収不能債務に関する特定価値調整

取締役会において、貸倒れおよび回収不能とみなされた債務に関して特定価値調整を行うのが当行の方針である。

特定価値調整がある場合は、関連する資産から控除される。

### 2.5. 証書、ローンおよび貸付金ならびにリース取引にかかる見込み損失に対する価値調整

ローンおよび貸付金の見込み損失に対する価値調整がある場合は、関連する資産から控除される。

## 2.6. リスク持高に対する一括引当金

当行は、ルクセンブルクの税法に準拠して、銀行監督諮問管理法に規定されているように、リスク持高に対する一括引当金を設定した。引当金の目的は、年次決算時にはまだ確認されていないが具体化すると考えられるリスクを考慮することにある。

税務局長によって1997年12月16日に発行された指図書に従い、当行のリスク持高の税引前かつ1.25%を超えない当該引当金が設定された。

2009年度中、当行は、ローンおよび貸付金に関する再分類として、損益計算書において749,600米ドルにのぼる引当金の戻入れを行った。2010年12月31日現在、一括引当金はなかった(2009年：なし)。

## 2.7. 譲渡可能有価証券

譲渡可能有価証券は、当初、購入価格で計上される。当初の評価には平均原価法が使用される。注2.5.の詳述に従って計算されたまたは価値が減少したことによって生じる価値調整は、勘定残高から控除される。

## 2.8. 有形および無形資産

有形および無形資産は、購入価格で評価される。耐用年数が限られている有形および無形固定資産の価値は、かかる資産の下記の耐用年数に渡って体系的に償却するために計算された価値調整分減少する。

ハードウェア機器：4年

ソフトウェア：4年および5年

その他の無形資産：5年

その他の有形資産：10年

## 2.9. 関連会社株式

貸借対照表の日付において、金融固定資産として保有される関連会社株式は、低価法または時価で計上される。

## 2.10. 税金

税金は、関連する勘定が属する会計年度において発生主義で計上される。

## 注3 金融機関に対するローンおよび貸付金

金融機関に対するローンおよび貸付金は、要求払いのものを除き、残存期間別に以下の通りである。

	2010年 米ドル	2009年 米ドル
3か月以下	174,098,600	103,814,250
3か月超	26,000,000	30,000,000
	200,098,600	133,814,250

## 注4 譲渡可能有価証券

「関連会社株式」および「株式およびその他の変動利回り有価証券」の項目に表示されている譲渡可能有価証券は全て、873,028米ドルおよび3,328米ドル(2009年：860,343米ドルおよび3,558米ドル)の未上場有価証券で構成される。

## 関連会社株式の要約

2010年12月31日現在、当行は以下の会社の資本を少なくとも20%保有していた。

	取得原価 米ドル	保有資本 %	2010年12月31日 現在の資本およ び準備金 米ドル	2010年12月31日 終了年度の損益 米ドル
MUGCルクス・マネジメント・ エス・エイ	503,137	100%	1,294,315	326,798
三菱UFJグローバルカストディ・ ジャパン株式会社	369,891	100%	537,783	154,904

## 注5 固定資産の変動

以下の変動は、当期中に当行の固定資産に対して生じたものである。

固定資産：

	期首現在 価値総額 米ドル	追加 米ドル	売却 米ドル	為替差額 米ドル	期末現在 価値総額 米ドル	価値調整 累計 米ドル	期末現在 価値純額 米ドル
1. 関連会社株式	860,343	0	0	12,685	873,028	0	873,028
2. 有形資産	13,877,076	162,434	(294,408)	(901,442)	12,843,660	11,711,670	1,131,990
a) ハードウェア	2,534,761	102,448	(254,941)	(164,656)	2,217,612	1,997,688	219,924
b) ソフトウェア	6,316,939	58,070	0	(410,343)	5,964,666	5,333,451	631,215
c) その他付属品、 家具、機器、車両	5,025,376	1,916	(39,467)	(326,443)	4,661,382	4,380,531	280,851
3. 無形資産	1,945,439	0	0	0	1,945,439	1,231,223	714,216
有価約因に基づい て取得したのれん	1,945,439	0	0	0	1,945,439	1,231,223	714,216

価値ある対価として取得されたのれんは、他機関の顧客の一部の買収の価値を表す。

## 注6 その他の資産

当行のその他の資産は以下の通りである。

	2010年 米ドル	2009年 米ドル
保証人預金	0	44,494



## 注7 前払金および未収収益

当行の前払金および未収収益は以下の通りである。

	2010年 米ドル	2009年 米ドル
前払法人税	1,790,544	1,914,936
未収利息	354,631	147,219
前払一般経費	6,059,599	8,348,591
信託業務手数料	3,432,212	2,432,788
全体保管手数料	7,415,730	7,362,076
投資ファンド手数料	3,480,559	2,473,011
その他の前払金(未収付加価値税(VAT)および富裕税を含む)	2,509,518	6,180,393
実現スワップ自己損益の中立化	0	448,852
管理会社手数料	517,246	635,226
その他の未収収益	69,482	17,282
	<u>25,629,521</u>	<u>29,960,374</u>

## 注8 外貨建て資産

2010年12月31日現在、米ドルに換算した、当行の外貨建て資産の総額は、861,220,282米ドル(2009年：604,413,417米ドル)である。

## 注9 顧客未払金

要求払いのものを除く債務は、残存期間別に以下の通りである。

	2010年 米ドル	2009年 米ドル
3か月以下	<u>37,706,085</u>	<u>47,230,878</u>

## 注10 その他の負債

当行のその他の負債は以下の通りである。

	2010年 米ドル	2009年 米ドル
優先債権者	287,729	496,318
諸債権者	313,431	473,860
	<u>601,160</u>	<u>970,178</u>

## 注11 未払金および繰延利益

当行の未払金および繰延利益は以下の通りである。

	2010年 米ドル	2009年 米ドル
未払利息	309,021	164,481
未払一般経費(その他)	198,285	318,446
未払手数料	5,839,691	2,767,678
実現スワップ自己損益の中立化	524,442	0
その他の未払費用	53,418	0
その他の仮受金	2,320	265
	<u>6,927,177</u>	<u>3,250,870</u>

## 注12 税金 - 為替差損失：繰延税金

ルクセンブルグの財税法上、当行の貸借対照表および損益計算書はユーロ表示が義務付けられている。財政目的で当行の株式をユーロ等価物に換算し未実現損益が生じたために、財政目的で確定された当行の収益が、会計目的で報告された収益と著しく異なることがあり得る。

銀行の投資株式にかかる為替換算利益の財政的中和が認められた1987年7月16日(改正)法に準拠して、通常の場合においては、米ドルがユーロに対して強く(ドル高に)なったことで生じる未実現利益は、過去の繰越未実現損失の金額を超える範囲について中和することができる。

ただし、銀行の投資株式にかかる為替換算利益の財政的中和が認められた1983年7月23日法に準拠して、通常の場合においては、米ドルがユーロに対して強く(ドル高に)なったことで生じる将来の未実現利益は、過去の繰越未実現損失の金額を超える範囲についてのみ中和することができる。

その結果、株式にかかる未実現換算損失は、時間差異から生じるものと考えられ、当行は会計所得にかかる所得税を繰延税とする。

2010年12月31日現在、米ドルがユーロに対して強く(ドル高に)なったため、負の中和ポジションは減少(2009年：増加)し、当行は1,942,382米ドルに相当する繰延税の戻入を行った。2009年に、当行は741,751米ドルに相当する繰延税の引当金を設定した。繰延税の戻入は、損益計算書において「経常収益にかかる税金」の項目に表示されている。

ユーロ建てで保有され2,263,364米ドル(2009年12月31日：3,756,175米ドル)に相当する繰延税の引当金残高は、負債の「引当金：課税引当金」の項目に表示されている。

## 注13 発行済み資本

当行の発行済みかつ全額払込み済み資本は37,117,969米ドルである。

## 注14 準備金および繰越損益の変動

	法定準備金 米ドル	その他の準備金 米ドル	繰越損益 米ドル
2010年1月1日現在の残高	3,711,797	43,924,643	7,393
2009年12月31日終了年度の利益			11,138,765
利益の増加			
- 株主への配当金支払			(10,770,681)
- 準備金への振替	0	373,035	(373,035)
2010年12月31日現在の残高	<u>3,711,797</u>	<u>44,297,678</u>	<u>2,442</u>

ルクセンブルグの法律に従い、当行は毎年の純利益の最低5%相当額を法定準備金として、かかる準備金が株式資本の10%に達するまで、充当しなければならない。当該充当は翌年に行われる。法定準備金の分配は制限されている。当行は、ルクセンブルグの法律に基づいて、当該年度が支払期限である富裕税のすべてまたは一部について税額控除の適用を選択した。ただし、当該税額控除は、同年度が支払期限である税額控

除調整前の法人税額を上限とする。当該控除から利益を得るためには、翌年度末以前に富裕税額控除の5倍にあたる金額を特別準備金に計上するという立場を表明しなければならず、これを5年間維持しなければならない。総額11,297,678米ドル(2009年:10,924,643米ドル)の富裕税準備金は、当行のその他の準備金に含まれている。

	2010年 富裕税準備金 米ドル	2010年 富裕税準備金 ユーロ
2005年	1,241,000	1,063,650
2006年	2,498,676	2,601,000
2007年	3,223,324	2,744,825
2008年	3,961,643	2,814,525
2009年	373,035	260,000
2010年12月31日現在の残高	11,297,678	9,484,000

2005年に、株主は、総額60,000,000米ドルの特別オンライン費用準備金の設定を承認した。同年に、当行は、当該準備金から50,000,000米ドルを使って特別オンライン費用から生じた損失を補填した。残りの10,000,000米ドルは、当行の2010年12月31日現在のその他の準備金に含まれている。

#### 注15 関連会社残高

2010年12月31日(および2009年12月31日)現在、以下の関連会社残高が未決済となっている。

#### 資産

	2010年 米ドル	2009年 米ドル
金融機関に対するローンおよび貸付金	985,801,720	948,392,404
株式およびその他の変動利回り有価証券	1	1
関連会社株式	873,028	860,343
前払金および未収収益	6,853,634	7,000,340
	993,528,383	956,253,088

#### 負債

	2010年 米ドル	2009年 米ドル
金融機関に対する未払金	699,269,235	660,216,439
顧客に対する未払金	32,031,297	10,520,246
	731,300,532	670,736,685

当行は、2010年12月31日現在および同日に終了した会計年度において、国際会計基準第24号「関連当事者についての開示」で定義される通り、取引条件が一般の独立当事者間取引と同様でない、いかなる重大な関係会社間取引をも締結していない。

当行の要求により、ルクセンブルグ監督当局(CSSF)は、通達06/273(改訂済)のパート、ポイント24に基づいて、大口エクスポージャー規制の計算にグループ(三菱UFJフィナンシャル・グループ)に対するエクスポージャーを全額適用除外とすることを認めた。2010年12月31日現在、グループに関する当該適用除外金額は、1,004,635,664米ドルであり、内訳は以下のとおりである。

	2010年 米ドル
金融機関に対するローンおよび貸付金	985,801,718
外国為替取引(想定支払金額の2%)	18,833,946
	1,004,635,664

## 注16 監査法人に対する未払報酬

監査法人から当行に請求された、付加価値税(VAT)を除く報酬およびそれぞれの全体的なネットワークは、以下の通りである。

	2010年 米ドル	2009年 米ドル
財務書類の監査	195,063	203,734
税金アドバイス報酬	32,473	43,542
その他の報酬	54,099	13,552
	<u>281,635</u>	<u>260,828</u>

当期の報酬は、発生主義に基づいて表示されている。

## 注17 外貨建て負債

2010年12月31日現在、米ドルに換算した、当行の外貨建て負債の総額は、864,643,846米ドル(2009年：540,518,170米ドル)である。

## 注18 偶発債務

当行の偶発債務は、以下の通りである。

	2010年 米ドル	2009年 米ドル
念書	<u>1,388,818</u>	<u>1,474,255</u>

期末現在、関連会社残高はなかった。

## 注19 コミットメント

当行は、貸借対照表およびオフ・バランス・シートのいずれにも開示されていないが、当行の財政状態を査定する上で重要な一定のコミットメントを締結した。かかるコミットメントの詳細は以下の通りである。

	2010年 米ドル	2009年 米ドル
建物の固定賃貸料支払契約に関するコミットメント	<u>520,170</u>	<u>545,943</u>

期末現在、関連会社残高はなかった。

## 注20 通貨為替レート、金利およびその他の市場金利に連動する運用

2010年12月31日および2009年12月31日現在、流通している先渡取引の種類は以下の通りである。

通貨為替レートに連動する運用

- 為替先渡取引(スワップ、アウトライト)

外貨為替レートと連動する運用は、大抵、持高をカバーする目的で行われる。

## 注21 投資運用業務および引受業務

当行が提供する運用および代理業務には、以下の項目が含まれる。

- 譲渡可能有価証券の保管および管理事務
- 信託代理
- 代理店機能
- ポートフォリオ運用および顧問

## 注22 その他の事業収益

	2010年 米ドル	2009年 米ドル
前年度に関する富裕税過払いの調整	0	794,287
過年度の付加価値税(VAT)還付金	898	59,144
過年度の一般経費調整からの利益	326,651	182,980
過年度の利子の調整	33,832	89,665
過年度の手数料の調整	177,774	88,810
その他	17,537	25,625
	<u>556,692</u>	<u>1,240,511</u>

## 注23 その他の事業費用

	2010年 米ドル	2009年 米ドル
固定資産売却損	3,307	0
過年度の一般経費調整からの費用	28,198	42,047
過年度の利子	0	9,993
過年度の手数料	43,515	1,180,988
訴訟引当金(1)	350,000	0
その他	214	12,142
	<u>425,234</u>	<u>1,245,170</u>

(1) 訴訟引当金は、当行に対する申立てに関するものであり、両当事者はすでに和解している。当該金額は、2011年1月に当事者に支払われた。

## 注24 従業員数

当期における当行の平均従業員数は以下の通りである。

	2010年 人数	2009年 人数
上級管理職	13	14
中間管理職	24	24
従業員	74	77
	<u>111</u>	<u>115</u>

## 注25 経営者報酬

当期に当行は、当行の管理職に対しその経営責任を考慮して以下の通り手当を与えた。

	2010年 米ドル	2009年 米ドル
上級管理職	<u>3,087,116</u>	<u>3,071,009</u>

当期中に取締役会および一般管理職のメンバーとの間で年金に関する契約は結ばれなかった。

2010年12月31日および2009年12月31日現在、当行は、取締役会および一般管理職のメンバーに対して貸付および与信をしていなかった。

## 注26 その他の一般管理費用

	2010年 米ドル	2009年 米ドル
賃貸および関連費用	1,171,181	1,209,724
通信費用	361,965	396,905
専門家報酬	540,526	618,124
データ費用	557,425	526,077
維持費	694,431	742,804
旅費、交通費、出張費	154,674	162,555
業務費用	3,118,331	2,874,518
システム費用	5,668,850	5,655,691
その他の費用	1,240,867	1,189,147
	<u>13,508,250</u>	<u>13,375,545</u>

## 注27.1 経常収益にかかる税金

	2010年 米ドル	2009年 米ドル
法人税	4,548,061	10,963
繰延法人税	(1,479,895)	566,626
地方事業税	1,410,071	11,407
繰延地方事業税	(462,486)	175,124
	<u>4,015,751</u>	<u>764,120</u>

## 注27.2 前勘定科目に表示されていないその他の税金

	2010年 米ドル	2009年 米ドル
富裕税（注14）	624,197	740,374
付加価値税（VAT）	244,090	381,968
その他の税金	48,761	41,416
	917,048	1,163,758

## 注28 親会社

2010年12月31日現在、当行は、日本の法律に準拠して設立され登録事務所を東京都に持つ、共に持株会社である三菱UFJフィナンシャル・グループ（MUFJ）の子会社である三菱UFJ信託銀行株式会社

が63.72%および株式会社三菱東京UFJ銀行が28.53%を共同で出資する子会社に変更された。持株会社である三菱UFJフィナンシャル・グループ（MUFJ）の連結財務書類は、日本の郵便番号100、東京都千代田区丸の内二丁目7番1号所在の本社より入手することができる。

## 注29 預金保証制度

1989年9月25日に、全てのルクセンブルグ金融機関の銀行部門が、非営利団体である「ルクセンブルグ預金保証協会」（以下「AGDL」という。）のメンバーになった。

1997年6月11日に改正された1993年4月5日法および2009年2月18日法に準拠して、AGDLの唯一の目的は、全メンバー金融機関の顧客預金をカバーする相互保証制度（以下「保証」という。）を確立することにある。保証によってカバーされる顧客には、国籍や居住国を問わず自然人である全ての預金者が含まれる。同様に、欧州連合加盟国の法律のもとで設立された、小規模であるため2002年12月19日営利企業法（改正済）の第35条に従い省略された財務書類の作成が認められている小会社も、保証によってカバーされる。

設立時のメンバーが支払不能に陥った場合、AGDLは、100,000ユーロまたは等価の外貨を上限とする弁済金を保証することにより、全ての現金預金者を保護する。全ての通貨が、区別されることなく保護される。同一金融機関における口座数または単独名義預金か連名名義預金かに関わらず、いかなる預金者もかかる金額より多く受け取ることはできない。

2000年7月27日法は、銀行は投資保証制度にも属さなければならないと規定している。この追加保証は、投資取引から生じた申し立ての弁済金として20,000ユーロをカバーするものである。

保証合計額は、いかなる場合においても一顧客当たり120,000ユーロ（預金保証の100,000ユーロおよび投資弁償の20,000ユーロ）を超えることはなく、絶対的な数値であり、いかなる利害関係またはその他の金額によって増額することはできない。

2010年12月31日（および2009年12月31日）現在、当行は、自然人名義の口座を引き受けておらず、潜在的な保証債務の認識における引当金を設定していない。

## 注30 金融商品の開示

## 30.1. 主要な非トレーディング金融商品

2010年12月31日現在、クラス別および残存期間別の主要な非トレーディング金融商品(当行はトレーディングポートフォリオを有していない。)は以下の通りである。

米ドルによる簿価	3か月以下 米ドル	3か月超 1年以下 米ドル	1年超 5年以下 米ドル	5年超 米ドル	合計 米ドル
金融資産					
商品クラス					
手元現金	558	0	0	0	558
B c L 残高	20,457,321	0	0	0	20,457,321
金融機関に対するローンおよび貸付金	1,066,111,302	26,000,000	0	0	1,092,111,302
株式およびその他の変動利回り有価証券	0	0	0	3,328	3,328
合計	1,086,569,181	26,000,000	0	3,328	1,112,572,509
金融負債					
商品クラス					
金融機関に対する未払金	701,182,390	0	0	0	701,182,390
顧客に対する未払金	310,843,644	0	0	0	310,843,644
偶発債務としてオフ・バランスシートに開示されている項目	1,388,818	0	0	0	1,388,818
担保証券として差し入れられた保証金および資産					
合計	1,013,414,852	0	0	0	1,013,414,852



2009年12月31日現在、クラス別および残存期間別の主要な非トレーディング金融商品(当行はトレーディングポートフォリオを有していない。)は以下の通りである。

米ドルによる簿価	3か月以下 米ドル	3か月超 1年以下 米ドル	1年超 5年以下 米ドル	5年超 米ドル	合計 米ドル
<b>金融資産</b>					
<b>商品クラス</b>					
手元現金	666	0	0	0	666
BCL残高	25,820,745	0	0	0	25,820,745
金融機関に対するローンおよび貸付金	992,388,967	30,000,000	0	0	1,022,388,967
株式およびその他の変動利回り有価証券	0	0	0	3,558	3,558
合計	1,018,210,378	30,000,000	0	3,558	1,048,213,936
<b>金融負債</b>					
<b>商品クラス</b>					
金融機関に対する未払金	661,186,846	0	0	0	661,186,846
顧客に対する未払金	304,989,593	0	0	0	304,989,593
偶発債務としてオフ・バランスシートに開示されている項目	1,474,255	0	0	0	1,474,255
担保証券として差し入れられた保証金および資産					
合計	967,650,694	0	0	0	967,650,694

30.2. デリバティブ・非トレーディング金融商品

2010年12月31日現在、クラス別および残存期間別の店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品  
(当行はトレーディングポートフォリオを有していない。)は以下の通りである。

米ドルによる未払いの 想定元本	3か月以下 米ドル	3か月超 1年以下 米ドル	1年超 5年以下 米ドル	5年超 米ドル	合計 米ドル	公正価値 米ドル
金融資産						
商品クラス						
外国為替取引						
先渡	61,232,663	0	0	0	61,232,663	1,033,227
スワップ	490,823,932	0	0	0	490,823,932	6,401,698
合計	552,056,595	0	0	0	552,056,595	7,434,925
金融負債						
商品クラス						
外国為替取引						
先渡	309,162,814	0	0	0	309,162,814	5,122,431
スワップ	512,266,543	0	0	0	512,266,543	2,802,008
合計	821,429,357	0	0	0	821,429,357	7,924,439

上記の金額には、取引日が2009年12月31日以前で、評価日が2009年12月31日以降である店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品が含まれる。

2009年12月31日現在、クラス別および残存期間別の店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品  
(当行はトレーディングポートフォリオを有していない。)は以下の通りである。

米ドルによる未払いの 想定元本	3か月以下 米ドル	3か月超 1年以下 米ドル	1年超 5年以下 米ドル	5年超 米ドル	合計 米ドル	公正価値 米ドル
金融資産						
商品クラス						
外国為替取引						
先渡	273,151,740	0	0	0	273,151,740	4,566,868
スワップ	200,885,191	0	0	0	200,885,191	997,354
合計	474,036,931	0	0	0	474,036,931	5,564,222
金融負債						
商品クラス						
外国為替取引						
先渡	209,978,475	0	0	0	209,978,475	3,235,902
スワップ	130,702,702	0	0	0	130,702,702	1,860,944
合計	340,681,177	0	0	0	340,681,177	5,096,846

上記の金額には、取引日が2009年12月31日以前で、評価日が2009年12月31日以降である店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品が含まれる。

## 30.3. 主要な非トレーディング金融商品に対する信用リスクに関する情報

2010年12月31日現在、当行は以下の、主要な非トレーディング金融商品に対する信用リスクにさらされている。

	2010年 簿価 米ドル	2009年 簿価 米ドル
金融資産		
商品クラス別かつ地域別		
現金、B C L 残高	20,457,879	25,821,411
E U加盟国	20,457,879	25,821,411
金融機関に対するローンおよび貸付金	1,092,111,302	1,022,388,967
E U加盟国	9,713,122	40,642,807
北および中央アメリカ	244,630,008	81,060,912
アジア	837,703,130	900,683,749
ヨーロッパ(非E U加盟国)	2,390	415
南アフリカ	0	0
オーストラリアおよびニュージーランド	62,652	1,084
顧客に対するローンおよび貸付金	189,891	0
E U加盟国	189,891	0
株式およびその他の変動利回り有価証券	3,328	3,558
E U加盟国	3,328	3,558
合計	1,112,762,400	1,048,213,936

30.4. デリバティブ・非トレーディング金融商品に関する情報

	2010年 未収想定元本 米ドル	2009年 未収想定元本 米ドル
金融資産		
商品クラス別かつ地域別		
外国為替取引		
先渡		
EU加盟国	110,849,480	416,716,520
アジア	242,638,000	67,760,770
アメリカ	12,843,398	0
スワップ		
アジア	246,700,743	66,415,641
EU加盟国	759,964,811	264,292,548
合計	1,372,996,432	815,185,479

[次へ](#)

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

BALANCE SHEET AND OFF BALANCE SHEET ITEMS

December 31, 2010  
(expressed in USD)

## MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

## BALANCE SHEET

December 31, 2010

(in USD)

## A S S E T S

	Notes	2010	2009
Cash, balances with central banks and post office banks	30.1, 30.3	20.457.879	25.821.411
Loans and advances to credit institutions	3, 15, 30.1, 30.3	1.092.111.302	1.022.388.967
a) repayable on demand		892.012.702	888.574.717
b) other loans and advances		200.098.600	133.814.250
Loans and advances to customers		189.891	0
Shares and other variable-yield securities	4, 30.1, 30.3	3.328	3.558
Shares in affiliated undertakings	4, 5	873.028	860.343
Intangible assets	5	714.216	1.103.304
Tangible assets	5	1.131.990	1.965.053
Other assets	6	0	44.494
Prepayments and accrued income	7	25.629.521	29.960.374
TOTAL ASSETS	8	<u>1.141.111.155</u>	<u>1.082.147.504</u>

See notes to the accounts.

## MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

## BALANCE SHEET

December 31, 2010

(in USD)

- continued -

## L I A B I L I T I E S

	Notes	2010	2009
Amounts owed to credit institutions	15, 30.1	701.182.390	661.186.846
a) repayable on demand		701.182.390	661.186.846
Amounts owed to customers	9, 15, 30.1	310.843.644	304.989.593
a) repayable on demand		273.137.559	257.758.715
b) with agreed maturity dates or periods of notice		37.706.085	47.230.878
Other liabilities	10	601.160	970.178
Accruals and deferred income	11	6.927.177	3.250.870
Provisions		19.026.977	15.849.450
a) provisions for taxation	12	18.207.435	15.352.854
b) other provisions		819.542	496.596
Subscribed capital	13	37.117.969	37.117.969
Reserves	14	48.009.475	47.636.440
Result brought forward	14	2.442	7.393
Profit for the financial year		17.399.921	11.138.765
TOTAL LIABILITIES	17	<u>1.141.111.155</u>	<u>1.082.147.504</u>

See notes to the accounts.



## MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

## OFF BALANCE SHEET ITEMS

December 31, 2010

(in USD)

	Notes	2010	2009
Contingent liabilities	18, 30.1	1.388.818	1.474.255
<u>of which:</u>			
guarantees and assets pledged as collateral security		1.388.818	1.474.255
Fiduciary operations	21	68.157.409.394	63.725.221.820

See notes to the accounts.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

PROFIT AND LOSS ACCOUNT

Year ended December 31, 2010  
(expressed in USD)

## MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

## PROFIT AND LOSS ACCOUNT

Year ended December 31, 2010

(in USD)

	Notes	2010	2009
Interest receivable and similar income		8.577.067	8.181.456
Interest payable and similar charges		(2.054.782)	(2.430.358)
Income from securities		269.695	278.402
Income from shares and other variable yield securities		72	131
Income from shares in affiliated undertakings		269.623	278.271
Commission receivable		73.813.018	66.036.605
Commission payable		(33.219.498)	(32.108.979)
Net profit on financial operations		2.069.174	1.079.368
Other operating income	22	556.692	1.240.511
Value re-adjustments in respect of loans and advances and provisions for contingent liabilities and for commitments	2.6.	0	749.600
General administrative expenses		(25.999.917)	(26.707.103)
a) staff costs	24, 25	(12.491.667)	(13.331.558)
<u>of which:</u>			
- wages and salaries		(10.328.886)	(11.202.413)
- social security costs		(1.364.639)	(1.404.607)
<u>of which:</u>			
- social security costs relating to pensions		(949.520)	(945.444)
b) other administrative expenses	16, 26	(13.508.250)	(13.375.545)
Value adjustments in respect of tangible and intangible assets		(1.253.495)	(2.007.689)
Other operating charges	23	(425.234)	(1.245.170)
Tax on profit on ordinary activities	27.1	(4.015.751)	(764.120)
Profit on ordinary activities after tax		18.316.969	12.302.523
Other taxes not shown under the preceding items	27.2	(917.048)	(1.163.758)
Profit for the financial year		<u>17.399.921</u>	<u>11.138.765</u>

See notes to the accounts.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2010

## MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

## NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2010

## NOTE 1 - GENERAL

1.1. Corporate matters

Mitsubishi UFJ Global Custody S.A. ("the Bank") was incorporated in Luxembourg on April 11, 1974 as a société anonyme.

On April 1, 1996, the Parent Bank, The Bank of Tokyo, Ltd., merged with The Mitsubishi Bank, Limited to form The Bank of Tokyo-Mitsubishi Ltd., and Bank of Tokyo (Luxembourg) S.A. changed its name to Bank of Tokyo-Mitsubishi (Luxembourg) S.A..

On October 1, 2005, the indirect shareholder, Mitsubishi Tokyo Financial Group, Inc. (MTFG) merged with UFJ Holdings, Inc. (UFJ) and formed a new financial group, Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG).

On January 1, 2006, the Parent Bank, The Bank of Tokyo-Mitsubishi, Ltd. merged with UFJ Bank Limited to form The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd., and Bank of Tokyo-Mitsubishi (Luxembourg) S.A. changed its name to Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (Luxembourg) S.A..

On April 2, 2007, the company became a jointly capitalized subsidiary of Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation by 70% and Bank of Tokyo Mitsubishi UFJ Ltd. by 30%, which are under the same holding company Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG). Consequently, Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (Luxembourg) S.A. changed its name to Mitsubishi UFJ Global Custody S.A. (MUGC).

On April 28, 2008, Mitsubishi UFJ Global Custody S.A., has issued 49,080 new shares and the capital of the company has been increased by USD 1,817,968,52. The total subscribed share capital is currently set at USD 37,117,968,52. The two major shareholders of MUGC hold 92,25% of the capital, Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation by 63,72% and Bank of Tokyo Mitsubishi UFJ Ltd. by 28,53%.

The members of the Board of Directors are Senior Executives of Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation Group and The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ, Ltd Group. The business policy and valuation principles, unless prescribed by the legal requirements existing in Luxembourg, are determined and monitored by the Board of Directors in accordance with those applied in Mitsubishi UFJ Financial Group.

## MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

## NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2010

- continued -

### 1.2. Nature of business

The object of the Bank is the undertaking for its own account, as well as for the account of third parties either within or outside the Grand-Duchy of Luxembourg, of any banking or financial operations, as well as all other operations, whether industrial or commercial or in real estate, which directly or indirectly relate to the main object described above.

More specifically, the Bank concentrates its activities on investment management services.

A significant volume of the Bank's transactions is concluded directly or indirectly with companies of The Bank of Tokyo - Mitsubishi UFJ, Ltd Group.

### 1.3. Annual accounts

The Bank prepares its annual accounts in US Dollars (USD), the currency in which the capital is expressed. The Bank's accounting year coincides with the calendar year.

#### NOTE 2 - SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

The Bank prepares its annual accounts under the historical cost principle in accordance with the laws and regulations in force in the Grand-Duchy of Luxembourg and on the basis of accounting principles generally accepted in the banking sector in the Grand-Duchy of Luxembourg.

In observing these, the following significant accounting policies are applied.

### 2.1. The date of recording of transactions in the balance sheet

Assets and liabilities are stated in the balance sheet on the date the amounts concerned become cleared funds, that is, on their date of effective transfer.

## MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

## NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2010

- continued -

## 2.2. Foreign currencies

The Bank maintains a multi-currency accounting system which records all transactions in the currency or currencies of the transaction, on the day on which the contract is concluded.

Assets and liabilities are converted into USD at the spot exchange rates applicable at the balance sheet date. Both realised and unrealised profits and losses arising on revaluation are accounted for in the profit and loss account for the year, except for those resulting from items specifically covered by a forward foreign exchange contract (swap and hedging forward foreign exchange contract) which are recorded at historical exchange rates.

Revenues and expenses in foreign currencies are translated into USD daily at the prevailing exchange rates.

At the year end all unsettled forward transactions are translated into USD at the forward rate prevailing on the Balance Sheet date for the remaining maturities.

Results on unsettled forward transactions linked to spot transactions and on swap transactions are accrued at the balance sheet date. The revaluation of these transactions does not affect the result of the financial year.

## 2.3. Financial instruments derivatives

The Bank's commitments deriving from the derivatives financial instruments such as interest rate swaps, forward rate agreements, financial futures and options are recorded on the transaction date among the off balance sheet items.

At the year end, where necessary, a provision is set up in respect of individual unrealised losses resulting from the revaluation of the Bank's commitments at market value. This provision is included on the liabilities side of the balance sheet under the caption "Provisions: other provisions".

No provision is set up in those cases where a financial instrument clearly covers an asset or a liability and economic unity is established or where a financial instrument is hedged by a reverse transaction so that no open position exists.

## MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

## NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2010

- continued -

2.4. Specific value adjustments in respect of doubtful and irrecoverable debts

It is the Bank's policy to establish specific value adjustments in respect of doubtful and irrecoverable debts, as deemed appropriate by the Board of Directors.

Value adjustments, if any, are deducted from the assets to which they relate.

2.5. Value adjustments for possible losses on bills, loans and advances and leasing transactions

The value adjustments for possible losses on loans and advances, if any, are deducted from the assets to which they relate.

2.6. Lump-sum provision for risk exposures

In accordance with the Luxembourg tax legislation, the Bank has established a lump-sum provision for risk exposures, as defined in the legislation governing prudential supervision of banks.

The purpose of the provision is to take account of risks which are likely to crystallise but which have not yet been identified as at the date of preparation of the annual accounts.

Pursuant to the Instructions issued by the Directeur des Contributions on December 16, 1997, this provision was made before taxation and did not exceed 1,25% of the Bank's risk exposures.

During the year 2009, the Bank has written back the provision of USD 749,600 under the Profit and Loss Account in Value re-adjustment in respect of loans and advances. As at December 31, 2010, the lump-sum provision amounts to USD 0 (2009 USD 0).

2.7. Transferable securities

Transferable securities are recorded initially at their purchase price. The average cost method is used for initial recognition. Value adjustments, calculated as described in note 2.5. or arising from a diminution of value, are deducted from the account balance.



## MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

## NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2010

- continued -

2.8. Tangible and intangible assets

Tangible and intangible assets are valued at purchase price. The value of tangible and intangible fixed assets with limited useful economic lives is reduced by value adjustments calculated to write off the value of such assets systematically over their useful economic lives as follows:

Hardware equipment: 4 years;  
 Software: 4 years and 5 years;  
 Other intangible assets: 5 years;  
 Other tangible assets: 10 years.

2.9. Shares in affiliated undertakings

At the balance sheet date, shares in affiliated undertakings held as financial fixed assets are stated at the lower of cost or market value.

2.10. Taxes

Taxes are accounted for on an accruals basis in the accounts of the year to which they relate.

## NOTE 3 - LOANS AND ADVANCES TO CREDIT INSTITUTIONS

Loans and advances to credit institutions other than those repayable on demand may be analysed according to their remaining maturity as follows:

	2010	2009
	USD	USD
Not more than three months	174.098.600	103.814.250
More than three months	26.000.000	30.000.000
	<u>200.098.600</u>	<u>133.814.250</u>

## MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

## NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2010

- continued -

## NOTE 4 - TRANSFERABLE SECURITIES

Transferable securities shown under the items "Shares in affiliated undertakings" and "Shares and other variable yield securities" consist entirely of unlisted securities for USD 873.028 and USD 3.328 (2009: USD 860.343 and USD 3.558).

Summary of shares in affiliated undertakings

At December 31, 2010, the Bank held at least 20 % of the capital of the following companies:

	Cost	Capital held	Capital and reserves at 31/12/2010	Result for the year ended 31/12/2010
	USD	%	USD	USD
MUGC LUX MANAGEMENT S.A.	503.137	100 %	1.294.315	326.798
MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY JAPAN Limited	369.891	100 %	537.783	154.904

[次へ](#)

## MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

## NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2010

- continued -

## NOTE 5 - MOVEMENTS IN FIXED ASSETS

The following movements have occurred in the Bank's fixed assets in the course of the financial year:

## FIXED ASSETS:

	Gross value at the beginning of the financial year	Additions	Disposals	Exchange difference	Gross value at the end of the financial year	Cumulative value adjustments	Net value at the end of the financial year
	USD	USD	USD	USD	USD	USD	USD
1. Shares in affiliated undertakings	860.343	0	0	12.685	873.028	0	873.028
2. Tangible assets	13.877.076	162.434	(294.408)	(901.442)	12.843.660	11.711.670	1.131.990
a) Hardware	2.534.761	102.448	(254.941)	(164.656)	2.217.612	1.997.688	219.924
b) Software	6.316.939	58.070	0	(410.343)	5.964.666	5.333.451	631.215
c) Other fixtures and fittings, flat furniture, equipment and vehicles	5.025.376	1.916	(39.467)	(326.443)	4.661.382	4.380.531	280.851
3. Intangible assets	1.945.439	0	0	0	1.945.439	1.231.223	714.216
Goodwill acquired for valuable Consideration	1.945.439	0	0	0	1.945.439	1.231.223	714.216

Goodwill acquired for valuable consideration represents the value of the takeover of part of the client base of another institution.

[次へ](#)

## MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

## NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2010

- continued -

## NOTE 6 - OTHER ASSETS

The Bank's other assets may be analysed as follows:

	2010	2009
	USD	USD
Guarantee deposit	<u>0</u>	<u>44.494</u>

## NOTE 7 - PREPAYMENTS AND ACCRUED INCOME

The Bank's prepayments and accrued income may be analysed as follows:

	2010	2009
	USD	USD
Prepaid income taxes	1.790.544	1.914.936
Accrued interest income	354.631	147.219
Prepaid general expenses	6.059.599	8.348.591
Commission on fiduciary operations	3.432.212	2.432.788
Commission on global custody	7.415.730	7.362.076
Commission on investment funds	3.480.559	2.473.011
Other prepayments (including VAT & Net worth tax receivable)	2.509.518	6.180.393
Neutralization of realized swap own result	0	448.852
Commission from Management Companies	517.246	635.226
Other accrued income	69.482	17.282
	<u>25.629.521</u>	<u>29.960.374</u>

## NOTE 8 - FOREIGN CURRENCY ASSETS

At December 31, 2010 the aggregate amount of the Bank's assets denominated in foreign currencies, translated into USD, is USD 861.220.282 (2009: USD 604.413.417).

## MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

## NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2010

- continued -

## NOTE 9 - AMOUNTS OWED TO CUSTOMERS

Debts other than those repayable on demand may be analysed according to their remaining maturity as follows:

	2010	2009
	USD	USD
Not more than three months	<u>37.706.085</u>	<u>47.230.878</u>

## NOTE 10 - OTHER LIABILITIES

The Bank's other liabilities may be analysed as follows:

	2010	2009
	USD	USD
Preferential creditors	287.729	496.318
Sundry creditors	313.431	473.860
	<u>601.160</u>	<u>970.178</u>

## NOTE 11 - ACCRUALS AND DEFERRED INCOME

The Bank's accruals and deferred income may be analysed as follows:

	2010	2009
	USD	USD
Accrued interest expenses	309.021	164.481
Accrued general expenses (Others)	198.285	318.446
Accrued commission	5.839.691	2.767.678
Neutralization of realized swap own result	524.442	0
Other accrued expenses	53.418	0
Other suspense receipt	2.320	265
	<u>6.927.177</u>	<u>3.250.870</u>

## MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

## NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2010

- continued -

## NOTE 12 - TAXATION - EXCHANGE DIFFERENCE: DEFERRED TAXATION

Under Luxembourg fiscal regulations, the Bank's fiscal balance sheet and its results of operations are required to be expressed in Euro. The earnings of the Bank as determined for fiscal purposes can differ substantially from earnings reported for accounting purposes as a result of unrealised profits or losses on the translation of the Bank's equity into Euro equivalents for fiscal purposes.

In accordance with the Law of July 16, 1987 (as modified), which allows the fiscal neutralisation of translation gains on exchange on the investment of equity in banks, unrealised gains which may be caused by a rise in the USD against the Euro can, under normal circumstances, be neutralised to the extent of the amount that exceeds the unrealised translation losses previously carried forward.

In accordance with the Law of July 23, 1983, however, which allows the fiscal neutralisation of translation gains on exchange on the investment of equity in banks, future unrealised gains which may be caused by a rise in the US dollar against the Euro can, under normal circumstances, only be neutralised to the extent of the amount that exceeds the unrealised translation losses previously carried forward.

Consequently, unrealised translation losses on equity are considered to result from a timing difference and the Bank has provided for revenue taxes on the accounting income as deferred taxation.

At December 31, 2010, due to the appreciation of the US dollar against Euro, the negative neutralisation position has decreased (2009: increased) and the Bank has written back deferred taxes for the equivalent of USD 1.942.382. In 2009, the Bank has made a provision for deferred taxes for an amount equivalent of USD 741.751. Deferred taxes written back are shown in the Profit and Loss Account under "Tax on profit on ordinary activities".

The balance of the provision for deferred taxation, which is kept in Euro and amounts to the equivalent of USD 2.263.364 (December 31, 2009: USD 3.756.175 ) is shown under the liabilities item "Provisions: provisions for taxation".

## MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

## NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2010

- continued -

## NOTE 13 - SUBSCRIBED CAPITAL

The Bank's subscribed and fully paid up capital amounts to USD 37,117,969.

## NOTE 14 - MOVEMENTS IN RESERVES AND RESULT BROUGHT FORWARD

	Legal reserve	Other reserves	Result brought forward
	USD	USD	USD
Balance at January 1, 2010	3,711,797	43,924,643	7,393
Profit for the year ended December 31, 2009			11,138,765
Appropriation of profit			
- Dividends paid to shareholders			(10,770,681)
- Transfer to reserves	0	373,035	(373,035)
Balance at December 31, 2010	<u>3,711,797</u>	<u>44,297,678</u>	<u>2,442</u>

Under Luxembourg law, the Bank must appropriate to a legal reserve an amount equivalent to at least 5% of the annual net profit until such reserve is equal to 10% of the share capital.

This appropriation is made in the following year. Distribution of the legal reserve is restricted.

Based on the Luxembourg tax law, the Bank has elected to get a tax credit for all or part of the net worth tax due for that year. This tax credit is however, limited to the amount of the corporate income tax due for the same year before the imputation of any tax credits. In order to profit from this credit, the Bank must commit itself to post before the end of the subsequent year an amount equal to five times the net worth tax credit to a special reserve, which has to be maintained for a period of five years. The reserve for net worth tax is included in the Bank's other reserve for a total amount of USD 11,297,678 (2009: USD 10,924,643).

## MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

## NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2010

- continued -

Years	2010	2010
	Reserve for Net Worth Tax USD	Reserve for Net Worth Tax EUR
2005	1.241.000	1.063.650
2006	2.498.676	2.601.000
2007	3.223.324	2.744.825
2008	3.961.643	2.814.525
2009	373.035	260.000
Balance at December 31, 2010	<u>11.297.678</u>	<u>9.484.000</u>

In 2005, the Shareholders approved the creation of a special "On-line costs reserve" for a total amount of USD 60.000.000. In the same year, the Bank used the amount of USD 50.000.000 from this reserve to absorb the losses created by the special "On-line costs". The remaining balance of USD 10.000.000 is included in the Bank's other reserves as at December 31, 2010.

## NOTE 15 - RELATED PARTY BALANCES

As at December 31, 2010 (and December 31, 2009) the following balances with related parties are outstanding:

## ASSETS

	2010	2009
	USD	USD
Loans and advances to credit institutions	985.801.720	948.392.404
Shares and other variable-yield securities	1	1
Shares in affiliated undertakings	873.028	860.343
Prepayments and accrued income	6.853.634	7.000.340
	<u>993.528.383</u>	<u>956.253.088</u>



## MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

## NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2010

- continued -

## LIABILITIES

	2010	2009
	USD	USD
Amounts owed to credit institutions	699.269.235	660.216.439
Amounts owed to customers	32.031.297	10.520.246
	<u>731.300.532</u>	<u>670.736.685</u>

The Bank has not entered into any material transaction with related parties as defined in International Accounting Standards 24 "Related Party Disclosures" which were not made on terms equivalent to those that prevail in arm's length transactions as of December 31, 2010 and for the year then ended.

At the request of the Bank, the CSSF has granted a total exemption for the exposures towards the group (Mitsubishi UFJ Financial Group) in the calculation of large exposure limits, in accordance with Part XVI, point 24 of Circular 06/273, as amended. As at December 31, 2010, the amount towards the group falling under this exemption amounts to USD 1.004.635.664 breakdown as follows:

	2010
	USD
Loans and advances to credit institutions	985.801.718
Foreign exchange transactions (2% of notional payable amount)	18.833.946
	<u>1.004.635.664</u>

## MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

## NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2010

- continued -

## NOTE 16 - FEES PAYABLE TO THE AUDIT FIRM

Fees, excluding VAT, charged to the Bank by the audit firm and its respective entire network may be analysed as follows:

	2010	2009
	USD	USD
Audit of the Annual Accounts	195.063	203.734
Tax advisory fees	32.473	43.542
Other fees	54.099	13.552
	<u>281.635</u>	<u>260.828</u>

Fees are shown on an accrual basis for the financial year.

## NOTE 17 - FOREIGN CURRENCY LIABILITIES

At December 31, 2010, the aggregate amounts of liabilities denominated in foreign currencies translated into USD is USD 864.643.846 (2009: 540.518.170).

## NOTE 18 - CONTINGENT LIABILITIES

The Bank's contingent liabilities may be analysed as follows:

	2010	2009
	USD	USD
Counter-guarantees	<u>1.388.818</u>	<u>1.474.255</u>

As at the year end, there were no related party balances.

## MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

## NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2010

- continued -

## NOTE 19 - COMMITMENTS

The Bank has entered into certain commitments which are not disclosed neither in the balance sheet nor in the off balance sheet items, but which are significant for the purposes of assessing the financial situation of the Bank. Details of such commitments are as follows:

	2010	2009
	USD	USD
Commitments in respect of fixed rental payments contracted on buildings	520.170	545.943

As at the year end, there are no related party balances.

## NOTE 20 - OPERATIONS LINKED TO CURRENCY EXCHANGE RATES, INTEREST RATES AND OTHER MARKET RATES

The following types of forward transactions are outstanding as at December 31, 2010 and 2009:

Operations linked to currency exchange rates

- Forward exchange transactions (swaps, outright).

Operations linked to the foreign currency exchange rates are made to a large extent for the purposes of covering the existing positions.

## NOTE 21 - INVESTMENT MANAGEMENT SERVICES AND UNDERWRITING FUNCTIONS

Management and agency services provided by the Bank include:

- Custody and administration of transferable securities;
- Fiduciary representations;
- Agency functions;
- Portfolio management and advice.

## MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

## NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2010

- continued -

## NOTE 22 - OTHER OPERATING INCOME

	2010	2009
	USD	USD
Adjustment of overpayment of Net Worth Tax related to previous years	0	794.287
VAT refund for prior years	898	59.144
Income from the adjustment of general expenses regarding previous years	326.651	182.980
Adjustment for interest previous years	33.832	89.665
Adjustment for commission previous years	177.774	88.810
Other	17.537	25.625
	<u>556.692</u>	<u>1.240.511</u>

## NOTE 23 - OTHER OPERATING CHARGES

	2010	2009
	USD	USD
Loss on the sale of fixed assets	3.307	0
Charges from the adjustment of general expenses regarding previous years	28.198	42.047
Interest previous years	0	9.993
Commission previous years	43.515	1.180.988
Provision for Litigation (1)	350.000	0
Others	214	12.142
	<u>425.234</u>	<u>1.245.170</u>

(1) Provision for litigation relates to a claim made against the Bank and for which an agreement has been reached between the two parties. The amount has been paid to the party in January 2011.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.  
 NOTES TO THE ACCOUNTS  
 December 31, 2010  
 - continued -

NOTE 24 - STAFF NUMBERS

The average number of persons employed during the financial year by the Bank is as follows:

	2010 Number	2009 Number
Senior management	13	14
Middle management	24	24
Employees	74	77
	111	115

NOTE 25 - MANAGEMENT REMUNERATION

The Bank has granted emoluments in respect of the financial year to the members of the managerial body of the Bank by reason of their responsibilities as follows:

	2010 USD	2009 USD
Senior management	3.087.116	3.071.009

During the financial year, no pension commitments to the members of the Board of Directors and General Management were made.

As at December 31, 2010 and 2009, the Bank did not grant any advances and credits to the members of the Board of Directors and General Management.

## MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

## NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2010

- continued -

## NOTE 26 - OTHER ADMINISTRATIVE EXPENSES

	2010	2009
	USD	USD
Rent and related expenses	1.171.181	1.209.724
Telecommunication expenses	361.965	396.905
Professional fees	540.526	618.124
Data charges	557.425	526.077
Maintenance	694.431	742.804
Travelling, moving, business trips	154.674	162.555
Service fee	3.118.331	2.874.518
System cost	5.668.850	5.655.691
Other expenses	1.240.867	1.189.147
	<u>13.508.250</u>	<u>13.375.545</u>

## NOTE 27.1 - TAX ON PROFIT ON ORDINARY ACTIVITIES

	2010	2009
	USD	USD
Corporate Income Tax	4.548.061	10.963
Deferred Corporate Income Tax	(1.479.895)	566.626
Municipal Business Tax	1.410.071	11.407
Deferred Municipal Business Tax	(462.486)	175.124
	<u>4.015.751</u>	<u>764.120</u>

## NOTE 27.2 - OTHER TAXES NOT SHOWN UNDER THE PRECEDING ITEMS

	2010	2009
	USD	USD
Net worth tax (note 14)	624.197	740.374
VAT	244.090	381.968
Other taxes	48.761	41.416
	<u>917.048</u>	<u>1.163.758</u>

## MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

## NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2010

- continued -

## NOTE 28 - PARENT UNDERTAKING

As of December 31, 2010, the Bank is a jointly capitalized subsidiary of Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation by 63,72% and Bank of Tokyo Mitsubishi UFJ Ltd. by 28,53%, which are under the same holding company Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG), which is incorporated under the laws of Japan and whose registered office is in Tokyo.

The consolidated accounts of the holding company Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG) may be obtained from the head office at 7-1, Marunouchi 2-Chome, Chiyoda-Ku, Tokyo 100, Japan.

## NOTE 29 - DEPOSIT GUARANTEE SCHEME

On September 25, 1989, all credit institutions in the Luxembourg banking sector became members of the non-profit making association "Association pour la Garantie des Dépôts, Luxembourg" ("AGDL").

In accordance with the Law of April 5, 1993, as amended by the Law of June 11, 1997 and the Law of February 18, 2009, the sole object of AGDL is the establishment of a mutual guarantee scheme covering deposits made by customers of member credit institutions ("the Guarantee"). The customers covered by the Guarantee include all depositors who are physical persons, whatever their nationality or country of residence. Also covered by the Guarantee are small companies constituted under the law of a Member State of the European Union, whose size is such that they would be permitted to draw up abbreviated accounts pursuant to Article 35 of the Law of December 19, 2002 on commercial companies, as amended.

In the event of insolvency of a member establishment, the AGDL protects all cash depositors by guaranteeing the reimbursement of their deposits up to the amount of EUR 100.000 or its foreign currency equivalent. All currencies are protected without distinction.

No depositor can receive more than this sum, regardless of the number of accounts or deposits held in the sole or joint name of the depositor with the same credit institution.

The Law of July 27, 2000 stipulates that banks must also belong to an investment Guarantee scheme. This additional Guarantee covers the reimbursement of claims resulting from investment transactions up to the amount of EUR 20.000.

## MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

## NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2010

- continued -

The total amount of the Guarantee will in no case exceed EUR 120.000 per customer (EUR 100.000 deposit guarantee and EUR 20.000 investor compensation) represents an absolute figure and cannot be increased by any interest, or any other amount.

As at December 31, 2010 (and December 31, 2009) the Bank had not accepted any deposits from physical persons and had not to set up any provision in recognition of any potential liabilities under the Guarantee.

[次へ](#)



## MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

## NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2010

- continued -

## NOTE 30 - FINANCIAL INSTRUMENT DISCLOSURES

30.1. Primary non-trading financial instruments

As at December 31, 2010, the analysis of primary non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

	? 3 months	> 3 months ? 1 year	> 1 year ? 5 years	> 5 years	Total
At carrying amount in USD	USD	USD	USD	USD	USD
FINANCIAL ASSETS					
Instrument class					
Cash on hand	558	0	0	0	558
Balances with the BcL	20.457.321	0	0	0	20.457.321
Loans and advances to credit institutions	1.066.111.302	26.000.000	0	0	1.092.111.302
Shares and other variable yield securities	0	0	0	3.328	3.328
<b>Total</b>	<b>1.086.569.181</b>	<b>26.000.000</b>	<b>0</b>	<b>3.328</b>	<b>1.112.572.509</b>
FINANCIAL LIABILITIES					
Instrument class					
Amounts owed to credit institutions	701.182.390	0	0	0	701.182.390
Amounts owed to customers	310.843.644	0	0	0	310.843.644
Off-balance sheet items disclosed as contingencies	1.388.818	0	0	0	1.388.818
Guarantees and assets pledged as collateral security					
<b>Total</b>	<b>1.013.414.852</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>1.013.414.852</b>

## MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

## NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2010

- continued -

As at December 31, 2009, the analysis of primary non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

	? 3 months	> 3 months ? 1 year	> 1 year ? 5 years	> 5 years	Total
At carrying amount in USD	USD	USD	USD	USD	USD
<b>FINANCIAL ASSETS</b>					
Instrument class					
Cash on hand	666	0	0	0	666
Balances with the BCL	25.820.745	0	0	0	25.820.745
Loans and advances to credit institutions	992.388.967	30.000.000	0	0	1.022.388.967
Shares and other variable yield securities	0		0	3.558	3.558
<b>Total</b>	<b>1.018.210.378</b>	<b>30.000.000</b>	<b>0</b>	<b>3.558</b>	<b>1.048.213.936</b>
<b>FINANCIAL LIABILITIES</b>					
Instrument class					
Amounts owed to credit institutions	661.186.846	0	0	0	661.186.846
Amounts owed to customers	304.989.593	0	0	0	304.989.593
Off-balance sheet items disclosed as contingencies	1.474.255	0	0	0	1.474.255
Guarantees and assets pledged as collateral security					
<b>Total</b>	<b>967.650.694</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>967.650.694</b>

## MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

## NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2010

- continued -

30.2. Derivative non-trading financial instruments

As at December 31, 2010, the analysis of OTC derivative non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

	? 3 months	> 3 months ? 1 year	> 1 year ? 5 years	> 5 years	Total	Fair value
At notional payable amount in USD	USD	USD	USD	USD	USD	USD
FINANCIAL ASSETS						
Instrument class						
Foreign exchange transactions						
Forwards	61.232.663	0	0	0	61.232.663	1.033.227
Swaps	490.823.932	0	0	0	490.823.932	6.401.698
Total	552.056.595	0	0	0	552.056.595	7.434.925
FINANCIAL LIABILITIES						
Instrument class						
Foreign exchange transactions						
Forwards	309.162.814	0	0	0	309.162.814	5.122.431
Swaps	512.266.543	0	0	0	512.266.543	2.802.008
Total	821.429.357	0	0	0	821.429.357	7.924.439

These amounts include OTC derivative non-trading financial instruments with a trade date before December 31, 2009 and a value date after December 31, 2009.

## MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

## NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2010

- continued -

As at December 31, 2009, the analysis of OTC derivative non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

	? 3 months	> 3 months ? 1 year	> 1 year ? 5 years	> 5 years	Total	Fair value
At notional payable amount in USD	USD	USD	USD	USD	USD	USD
FINANCIAL ASSETS						
Instrument class						
Foreign exchange transactions						
Forwards	273.151.740	0	0	0	273.151.740	4.566.868
Swaps	200.885.191	0	0	0	200.885.191	997.354
Total	474.036.931	0	0	0	474.036.931	5.564.222
FINANCIAL LIABILITIES						
Instrument class						
Foreign exchange transactions						
Forwards	209.978.475	0	0	0	209.978.475	3.235.902
Swaps	130.702.702	0	0	0	130.702.702	1.860.944
Total	340.681.177	0	0	0	340.681.177	5.096.846

These amounts include OTC derivative non-trading financial instruments with a trade date before December 31, 2009 and a value date after December 31, 2009.

[次へ](#)

## MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

## NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2010

- continued -

30.3. Information on credit risk on primary non-trading financial instruments

As at December 31, 2010, the Bank is exposed to the following credit risk on primary non-trading financial instruments:

	2010 Carrying amount in USD	2009 Carrying amount in USD
FINANCIAL ASSETS		
By instrument class and geographic location		
Cash, balances with the BCL	20.457.879	25.821.411
EU member countries	20.457.879	25.821.411
Loans and advances to credit institutions	1.092.111.302	1.022.388.967
EU member countries	9.713.122	40.642.807
North & Central America	244.630.008	81.060.912
Asia	837.703.130	900.683.749
Europe, non-EU member countries	2.390	415
South Africa	0	0
Australia and New Zealand	62.652	1.084
Loans and advances to customers	189.891	0
EU member countries	189.891	0
Shares and other variable yield securities	3.328	3.558
EU member countries	3.328	3.558
Total	<u>1.112.762.400</u>	<u>1.048.213.936</u>

## MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

## NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2010

- continued -

30.4. Information on derivative non-trading financial instruments

	2010 Notional/ receivable amount in USD	2009 Notional/ receivable amount in USD
FINANCIAL ASSETS		
By instrument class and geographic location		
Foreign exchange transactions		
Forwards		
EU member countries	110.849.480	416.716.520
Asia	242.638.000	67.760.770
America	12.843.398	0
Swaps		
Asia	246.700.743	66.415.641
EU member countries	759.964.811	264.292.548
Total	<u>1.372.996.432</u>	<u>815.185.479</u>

#### 4【利害関係人との取引制限】

サブ・ファンドの投資顧問会社、管理会社および受託会社の関係で利益相反が生じることがある。利益相反は、投資顧問会社、管理会社および受託会社とサブ・ファンドの運用成績に影響する可能性がある。各当事者は、常に、かかる利益相反の問題を公正に解消するために合理的な努力を行う。

管理会社および投資顧問会社は、サブ・ファンドの投資対象の運用において最善の努力を行うことを合意しているが、管理会社、投資顧問会社および投資顧問会社関係者は、ファンドまたはサブ・ファンドについて完全にまたは相当程度専念する義務を負うものではない。投資顧問会社関係者は、サブ・ファンドと類似した投資方針を有する投資信託を含む他の数多くの投資信託やサブ・ファンドと同一の投資対象を数多く保有するその他の顧客に対して助言を与えることができる。投資顧問会社関係者は、サブ・ファンドに対して特定の投資機会を提供する義務を負うものではない。

管理会社および投資顧問会社は、ファンドと類似の法主体を運営または組織することができる。

投資顧問会社関係者または投資顧問会社関係者が助言を行う顧客は、随時、ファンドもしくはサブ・ファンドが投資を行い、そこから投資を回収しまたは投資を行わない主体について、投資を行い、そこから投資を回収することができる。更に、投資顧問会社または副投資顧問会社は、助言を提供している他の顧客が売却または取得を行う投資対象についてファンドまたはサブ・ファンドに対して取得または売却を推奨することができる。

投資顧問会社関係者は、顧客勘定および自己勘定の双方で様々な証券に直接投資することができる。投資顧問会社関係者は、顧客勘定または自己勘定で取引を行う際、ファンドおよびサブ・ファンドの運用を行う過程で投資顧問会社関係者が取得した情報を利用することができる。投資顧問会社関係者は、かかる情報の利用から得た収益についてファンドおよびサブ・ファンドに説明を行い、またはかかる情報の受領についてファンドまたはサブ・ファンドに対して補償を行う義務を負わない。

かかる行動および利益相反は、受益者による受益証券の購入の必要な条件として、各受益者によって明示的に認識され、かつ承諾される。

##### 受託会社の利益相反

受託会社または受託会社の関連会社は、第三者または顧客（場合による。）に対する場合と同一の条件で、結果として生じる利益につき説明することなく、サブ・ファンドに関する管理事務代行者、保管者、銀行またはその他の業務提供者として行為し、また、サブ・ファンドに関する業務を遂行することができる。受託会社は、受託会社の関連会社に口座を設定し、これらと業務に関する契約を締結することができ、利益相反を理由としてかかる取引を制限する法の原則または支配は適用されない。

受託会社およびその従業員または関連会社は、他の事業（証券業界および投資顧問業界における事業を含むがこれらに限られない。）を行うことができる。上記の一般性を制限することなく、受託会社およびその従業員または関連会社は、他者の投資顧問、投資運用者、受託者、受託者、管理事務代行者、保管者もしくは投資業務もしくはデータの提供者としてまたは類似の立場において行為すること、他者のために資金または資本を運用すること、自己名義でまたは他の法主体を通じて投資対象を保有し、投資を行い、かつ維持すること、一または複数の投資信託、パートナーシップ、証券会社または助言会社のコンサルタント、受託者、管理者、パートナーもしくは株主としてまたは類似の立場において行為すること、および、会社の取締役、役員もしくは従業員、信託の受託者、財団の執行人もしくは管財人、またはその他の事業主体の管理役員として行為することができる。

受託会社またはその従業員もしくは関連会社は、信託証書に基づき遂行される業務に類似する業務、および投資助言、運用、管理事務または保管業務を他の法主体に対して提供することができる。かかる他の法主体は、管理会社もしくはその関連会社、またはサブ・ファンドもしくは受益者がファンドと同一または類似の構造による投資を随時行うことができる他の投資信託に対し、投資を行うことができる。かかる他の法主体は、ファンドと同一または実質的に類似するポートフォリオ、投資信託、管理者または他の投資ビークルに対し、他の商品、証券または契約を通じて投資を行うことができる。異なるポートフォリオに保有される資産は、規模および構成の両方において異なっていることがあり、そのため、受託会社は、他の法主体に関するその責務の履行において受託会社が提供する情報と異なるかまたはかかる情報とは正反対の情報または助言を提供し、措置を講じ、または措置を講じる旨決定することができる。受託会社は、かかる他

の法主体に関する情報を受益者に提供することを要せず、また、受託会社、その従業員または関連会社のいずれも、他の活動を控えることまたはかかる活動からの利益を返還することを要しない。

## 5【その他】

### (1) 定款の変更等

管理会社の定款の変更または管理会社の自発的解散もしくは清算に関しては、株主総会の決議が必要である。

### (2) 事業譲渡または事業譲受

管理会社は、ルクセンブルグの一般原則に基づき、金融機関として認可されている他のルクセンブルグの会社にその業務を譲渡することができる。かかる場合、事業を譲渡した会社は、なお、法人として存続する。管理会社に対する認可付与の条件が充足されなくなった場合、管理会社が12か月間認可を利用せず、明示的に認可を放棄し、もしくは直前の6か月間にわたり業務を行わなかった場合、虚偽の申告もしくはその他の不正な方法により認可が取得された場合、または、管理会社がその債権者に対する債務を履行することができなくなった場合、ルクセンブルグの金融監督委員会は、1993年4月5日法(改正済)に基づき、管理会社に対する認可を撤回することができる。

### (3) 出資の状況

該当事項はない。

### (4) 訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、管理会社およびサブ・ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はない。

管理会社の会計年度は12月31日に終了する1年である。

管理会社の存続期間は無期限である。ただし、株主総会の決議によっていつでも解散することができる。



## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited）（「受託会社」）

(イ) 資本金の額

平成22年10月末日現在、196,831,000米ドル（約153億円）

(ロ) 事業の内容

CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドは、トラストの資産に関する信託証書に基づく受託会社である。グランド・ケイマン、ジョージ・タウンに所在し、3,520億カナダ・ドルを超える資産を有する世界でも最大規模の銀行の一つであるカナディアン・インペリアル・バンク・オブ・コマースの間接的100%所有子会社である。1965年に設立され、受託会社はケイマン諸島でも最大規模の信託会社の一つであり、投資信託の管理事務だけでなく銀行、信託および投資サービスを提供している。顧客は、ケイマン諸島および世界中の個人、法人、銀行およびファンドである。

受託会社は、適式に設立され、有効に存在し、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（改訂済）の条項に従い、信託業務を行う免許を有する信託会社である。受託会社は、ミューチュアル・ファンド法に従い、投資信託管理者の免許を取得している。受託会社は、世界中の個人および法人の双方の顧客のために受託業務を提供している。

(2) 国際投信投資顧問株式会社（「投資顧問会社」）

(イ) 資本金の額

平成23年6月末日現在、26億8,000万円

(ロ) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を行った投資運用業者、投資助言・代理業者、第二種金融商品取引業者であり、投資信託の運用に関する業務、投資一任および投資助言に関する業務を行っている。

(3) 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（「日本における販売会社」兼「代行協会員」）

(イ) 資本金の額

平成23年6月末日現在、180億円

(ロ) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を行った第一種金融商品取引業者であり、有価証券の募集、引受、売買、媒介およびその他金融商品取引業に関連する業務を行っている。

### 2【関係業務の概要】

(1) CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（「受託会社」）  
信託証書に基づき、受託会社は、サブ・ファンドの受託業務を行う。

(2) 国際投信投資顧問株式会社（「投資顧問会社」）

投資顧問契約に基づき、サブ・ファンドの資産に関する投資顧問業務の提供を行う。

- (3) 三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社（「日本における販売会社」兼「代行協会員」）  
受益証券の日本における販売および買戻しの取扱業務および代行協会員としての業務を行う。

### 3【資本関係】

三菱ＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社および国際投信投資顧問株式会社の最終的親会社は、株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループである。

### 第3【投資信託制度の概要】

#### 1. ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 投資信託法が制定された1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を規制する単独法は存在しなかった。それ以前は、投資信託は特別な規制には服していなかったが、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者は銀行・信託会社法(2009年改訂)の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行・信託会社法(2009年改訂)、会社管理法(2003年改訂)または地域会社(管理)法(2007年改訂)の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃から設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー(以下「設立計画推進者」という。)として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップを設定した。
- 1.3 2010年6月30日現在、活動中の規制を受けているオープン・エンド型投資信託の数は9,486であった。
- 1.4 ケイマン諸島は、カリブ金融行動課題実行部隊(マネー・ロンダリング)およびオフショア・バンキング監督者グループ(銀行規制)のメンバーである。

#### 2. 投資信託規制

- 2.1 1993年に最初に制定された投資信託法(2009年改訂)(以下「投信法」という。)は、オープンエンド型の投資信託に対する規則および投資信託管理者に対する規則を制定している。クローズドエンド型ファンドは、投信法のもとにおける規制の対象ではない。銀行、信託会社、保険会社および会社のマネージャーをも監督しており金融庁法(2010年改訂)(以下「金融庁法」という。)により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁(以下「CIMA」という。)が、投信法のもとでの規制の責任を課せられている。投信法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。
- 2.2 投資信託とは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用が行われており、投資者の選択により買い戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。
- 2.3 投信法第4(4)条のもとで規制を免除されている投資信託は、その受益権に関する投資者が15名以内であり、その過半数によって投資信託の取締役、受託会社もしくはジェネラル・パートナーを選任または解任することができる投資信託およびケイマン諸島外で設立され、ケイマン諸島において公衆に対して勧誘を行う一定の投資信託である。

#### 3. 規制を受ける投資信託の三つの型

##### 3.1 免許投資信託

この場合、投資信託によってCIMAに対して、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を記述した法定の様式(MF3)による目論見書がその概要とともに提出され、登録時および毎年3,659米ドルの手数料が納入され

なければならない。設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するのに十分な専門性を有した健全な評判の者が存在しており、かつファンドの業務および受益権を募ることが適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。それぞれの場合に依りて、投資信託の取締役、受託会社およびジェネラル・パートナーに関する詳細な情報が要求される。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島の免許を受けた者が選任されない投資信託に適している。(下記第3.2項参照)

### 3.2 管理投資信託

この場合、投資信託は、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する。同管理者および投資信託により作成された目論見書が、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を要約した法定様式(MF2およびMF2A)とともにCIMAに対して提出されなければならない。投資信託管理者は、設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託の管理が投資信託管理の十分な専門性を有する健全な評判の者により管理されること、投資信託業務および受益権を募る方法が適切に行われること、および投資信託がケイマン諸島において設立または設定されていない場合には、CIMAにより承認された国または領土において設立または設定されていることを満たしていることが要求される。当初手数料および年間手数料は3,659米ドルである。投資信託管理者は主たる事務所を提供している投資信託(もしくはいずれかの設立計画推進者、その取締役、受託会社、もしくはジェネラル・パートナー)が投信法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

### 3.3 登録投資信託(第4条3項投資信託)

- (a) 規制投資信託の第三の類型はさらに二つの類型に分けられる。
  - (i) 一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの
  - (ii) 受益権が承認された証券取引所に上場されているもの
- (b) かかる場合は、投資信託は、投資信託と業務提供者の一定の詳細内容をCIMAに対して届け出て、かつ3,659米ドルの当初手数料および年間手数料を支払う。

## 4 投資信託の現行要件

- 4.1 いずれの規制投資信託も、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が投資するか否かの判断を十分情報を得た上でなし得るようになるために必要なその他の情報を記載した目論見書を発行しなければならない。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモロー上の義務が適用される。継続的に募集している場合には、重要な変更、例えば、取締役、受託会社、ジェネラル・パートナー、投資信託管理者、監査人等の変更の場合には改訂目論見書を提出する義務を負っている。
- 4.2 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならず、決算終了から6か月以内に監査済み会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。
  - (a) 投資信託が、その義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合。
  - (b) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合。
  - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合。
  - (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合。
  - (e) 投信法、投信法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則(2010年改訂)または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合。

- 4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。
- 4.4 2006年12月27日に効力を生じた2006年投資信託(年次申告書)規則に従って、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な申告書を作成し、CIMAに提出しなければならない。CIMAは当該期間の延長を許可することができる。申告書は、投資信託に関する一般的情報、営業情報および会計情報を含み、CIMAにより承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をCIMAに適切な時期に提出することにのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については法的義務を負わない。

## 5. 投資信託管理者

- 5.1 免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。ケイマン諸島においてまたはケイマン諸島から投資信託の管理を行う場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてまたは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社または投資信託の取締役を提供することを含むものとし、管理と定義される。
- 5.2 いずれの類型の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、かつ、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、マネージャーまたは役員として適格かつ適正な者により行われる、という法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低約48万米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する本店をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行うことができる。
- 5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託にのみ主たる事務所を提供し、上記第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。
- 5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する数の免許投資信託に関し管理者として行為することができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマンに投資信託・マネージャーの会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連のファミリー・投資信託を管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、投信法第4(3)条(上記第3.3項参照)に基づき規制されていない場合または第4(4)条(上記第2.3項参照)に基づく例外にあたる場合は、別個に免許を受けなければならない。
- 5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならない。決算期末から6か月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託管理者が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。
- (a) 投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合。

- (b) 投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いましくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようとして意図している場合。
  - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いましくはそのように意図している場合。
  - (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いましくはそのように意図している場合。
  - (e) 投信法、投信法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則(2010年改訂)または免許の条件を遵守せずに事業を行いましくはそのように意図している場合。
- 5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。
- 5.7 投資信託管理者の株主、取締役、上級役員、またはジェネラル・パートナーの変更についてはCIMAの承認が必要である。
- 5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う当初および年間の手数料は、24,390米ドルまたは30,487米ドルであり(管理する投資信託の数による)、制限的投資信託管理者の支払う当初および年間手数料は8,536米ドルである。

## 6. ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている法的類型は以下のとおりである。

### 6.1 免税会社

- (a) 最も一般的な投資信託の手段は、会社法(2010年改訂)に従って通常額面株式を発行する(無額面株式も認められる)伝統的有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免税会社は、投資信託にしばしば用いられており、以下の特性を有する。
- (b) 設立手続には、会社の基本憲章の制定(会社の目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款)、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。
- (c) 存続期限のある/存続期間限定会社 - 存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上(例えば米国)非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。
- (d) 投資信託がいったん登録された場合、会社法(2010年改訂)の下での主な必要要件は、以下のとおり要約される。
  - (i) 各会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。
  - (ii) 取締役と役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。
  - (iii) 会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
  - (iv) 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
  - (v) 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。
  - (vi) 会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。
- (e) 会社は、存続期間の限られた会社でありかつ株主により管理されていない限り、取締役会を持たなければならない。取締役は、コモン・ロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ会社の最善の利益のために行為しなければならない。

- (f) 会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- (g) 額面株式の発行は認められない。
- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- (i) 株式の買戻しも認められる。
- (j) 株式の償還または買戻しの支払に加えて、収益または払込剰余金から、会社は株式の買戻しをすることができるが、会社は、資本の支払の後においても、通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有しなければならない。
- (k) 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は取締役はその支払後、ファンドが通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- (l) 免税会社は、今後30年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。実際には、ケイマン諸島の当局が与える本約定の期間は20年間である。
- (m) 会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、所定の期間内に会社登記官に報告しなければならない。
- (n) 免税会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

## 6.2 免税ユニット・トラスト

- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
- (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。
- (c) ユニット・トラストの受託者は、ケイマン諸島内に、銀行・信託会社法（2009年改訂）に基づき信託会社として免許を受け、かつ投信法に基づき投資信託管理者として免許を受けた法人受託者である場合がある。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。
- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法の相当程度の部分を採用しており、この問題に関する判例法の相当程度を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法（2009年改訂）は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、投資者の利益のために（受益者と称する。）投資運用会社が運用する間、受託者は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。
- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
- (f) 大部分のユニット・トラストは、「免税信託」として登録申請される。その場合、信託証書およびケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者としめない旨宣言した受託者の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に提出される。
- (g) 免税信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が50年間課税に服しないと約定を取得することができる。
- (h) ケイマン諸島の信託は、150年まで存続ことができ、一定の場合は無期限に存続できる。
- (i) 免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

## 6.3 免税リミテッド・パートナーシップ

- (a) 免税リミテッド・パートナーシップは、少人数の投資者のベンチャーキャピタルにおいて一般的に用いられる。

- (b) リミテッド・パートナーシップの概念は、基本的に米国において採用されている概念に類似している。それは法によって創設されたものであり、その法とは、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基礎を置き、今日では他の法域（特に米国）のリミテッド・パートナーシップ法の諸側面を組み込んでいるケイマン諸島の免税リミテッド・パートナーシップ法（2010年改訂）である。
- (c) 免税リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するジェネラル・パートナー（その一人はケイマン諸島の居住者であるか、同島において登録されているかまたは同島で設立されたものでなければならない。）およびリミテッド・パートナーにより形成され、免税リミテッド・パートナーシップ法（2010年改訂）により登録されることによって形成される。登録はジェネラル・パートナーが、リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。
- (d) ジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して免税リミテッド・パートナーシップの業務の運営を行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態（例えば、リミテッド・パートナーが業務の運営に積極的に参加する場合）がない限り、有限責任たる地位を享受する。ジェネラル・パートナーの機能、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。
- (e) ジェネラル・パートナーは、誠意をもってパートナーシップの利益のために行為する法的義務を負っている。また、たとえばコモンローの下での、またはパートナーシップ法（2002年改訂）の下での、ジェネラル・パートナーシップの法理が適用される。
- (f) 免税リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。
- (i) ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
  - (ii) 出資額および譲渡の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を登録事務所に維持する。
  - (iii) リミテッド・パートナーによるリミテッド・パートナーシップの権利に対する担保設定の詳細を示す担保記録簿を登録事務所に維持する。
- (g) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
- (h) リミテッド・パートナーシップの権利は、パートナーシップを解散せずに買い戻すことができる。ただし、パートナーシップが支払不能にならないことを条件とする。パートナーシップが支払不能となったときは、上記買い戻しは6か月以内に取り消しすることができる。
- (i) 免税リミテッド・パートナーシップは、50年間の期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
- (j) 免税リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更およびその解散についてリミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
- (k) 免税リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

## 7. 投信法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁（CIMA）による規制と監督

7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までCIMAにそれを提出するように指示できる。

7.2 規制投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー）は、上記1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。



- 7.3 設立計画運営者または運営者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島から投信法に違反して事業を行なっているか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規程に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島から投信法に違反して事業を営んでいるか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、(高等裁判所の管轄下にある)グランドコート(以下「グランドコート」という。)に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。
- 7.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。
- (a) 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合。
  - (b) 規制投資信託がその投資者もしくは債権者に有害な方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的にその事業を解散する場合。
  - (c) 免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合。
  - (d) 規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合。
  - (e) 規制投資信託の取締役、マネージャーまたは役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合。
- 7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。
- (a) CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること。
  - (b) 会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること。
  - (c) 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと。
  - (d) CIMAに指示されたときに、会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに対して提出すること。
- 7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとる行為は以下のとおりとする。
- (a) 第4(1)(b)条(管理投資信託)または第4(3)条(第4(3)条 投資信託)に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録を取り消すこと。
  - (b) 投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、または条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること。
  - (c) 投資信託の推進者または運営者の入替えを求めること。
  - (d) 事柄を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること。
  - (e) 投資信託の事務を支配する者を選任すること。
- 7.10 CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命

じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。

- 7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが実際的である場合は、CIMAは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。
- 7.12 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。
- 7.13 第7.9(e)項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。
- 7.15 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。
  - (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をCIMAに対して行う。
  - (c) 第7.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供する。
- 7.16 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。
- 7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること。
  - (b) 投資信託が会社の場合、会社法（2010年改訂）の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること。
  - (c) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること。
  - (d) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること。
  - (e) また、CIMAは、第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 7.18 CIMAが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第7.9(a)項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 7.20 グランドコートが第7.17(c)項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、裁判所は受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払を認めることができる。
- 7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、ファンドが投資信託として事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解

したときは、第4(1)(b)条(管理投資信託)または第4(3)条(第4(3)条 投資信託)に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録をいつでも取り消すことができる。

## 8. 投資信託管理に対するCIMAの規制および監督

- 8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。
- 8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 8.3 ある者が投信法に違反して投資信託管理業を行なっているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 8.4 何人でも、第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
- (a) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
- (b) 同人が投信法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、いつでも投資信託管理者免許を取り消すことができる。
- 8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。
- (a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合。
- (b) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合。
- (c) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのように意図している場合。
- (d) 免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合。
- (e) 免許投資信託管理業務について取締役、マネージャーまたは役員地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合。
- (f) 上場されている免許投資信託管理業務を支配しまたは所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合。
- 8.9 第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。

- (a) 免許投資信託管理者の以下の不履行
- (i) CIMAに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと。
  - (ii) CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること。
  - (iii) 投資信託、またはファンドの設立計画推進者または運営者に関し、条件が満たされていること。
  - (iv) 規制投資信託の事柄に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと。
  - (v) CIMAの命令に従い、名称を変更すること。
  - (vi) 会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること。
  - (vii) 少なくとも2人の取締役をおくこと。
  - (viii) CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出すること。
- (b) CIMAの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること。
- (c) CIMAの書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ジェネラル・パートナーを選任すること。
- (d) CIMAの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること。
- 8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてCIMAがとりうる行為は以下の通り。
- (a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を撤回すること。
  - (b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更または取り消すこと。
  - (c) 管理者の取締役、類似の上級役員またはジェネラル・パートナーの交代を請求すること。
  - (d) 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること。
  - (e) 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること。
- 8.11 CIMAが第8.10項による措置を執った場合、CIMAは、グランドコートに対して、CIMAが当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。
- 8.12 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となる。
- 8.13 第8.10(e)項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために（管財人、清算人を除く）他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。
- 8.15 第8.10(d)項または第8.10(e)項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をCIMAに対して提供する。
  - (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨をCIMAに対して行う。
  - (c) 第8.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、推奨をCIMAに対して提供する。
- 8.16 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任された者が、

- (a) 第8.15項の義務に従わない場合、または
  - (b) 満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとCIMAが判断する場合、CIMAは、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。
- 8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること。
  - (b) 投資信託管理者が会社の場合、会社法（2010年改訂）の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること。
  - (c) CIMAは、第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 8.18 CIMAが第8.16項の措置をとった場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 8.19 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。
- (a) CIMAは、免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことまたは行おうとすることをやめてしまっているという要件を満たした場合。
  - (b) 免許の保有者が、解散、または清算に付された場合。
- 8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMAが第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。
- 8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、銀行・信託会社法（2009年改訂）によりCIMAによっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度は投信法の下でのそれにおよそ近いものである。
9. 投信法のもとでの一般的法の執行
- 9.1 下記の解散の申請がCIMA以外の者によりなされた場合、CIMAは、申請者より申請の写しの送達を受け、申請の聴聞会に出廷することができる。
- (a) 規制投資信託
  - (b) 免許投資信託管理者
  - (c) 規制投資信託であった人物、または
  - (d) 免許投資信託管理者であった人物
- 9.2 解散のための申請に関する書類および9.1(a)項から9.1(d)項に規定された人物またはそれぞれの債権者に送付が要求される書類はCIMAにも送付される。
- 9.3 CIMAにより当該目的のために任命された人物は、以下を行うことができる。
- (a) 9.1(a)項から9.1(d)項に規定された人物の債権者会議に出席すること。
  - (b) 仲裁または取り決めに審議するために設置された委員会に出席すること。
  - (c) 当該会議におけるあらゆる決済事項に関して代理すること。
- 9.4 執行官が、CIMAまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、投信法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はCIMAまたは警察官およびその者が支援を受けるため合理的に必要なその他の者に以下のことを授権する令状を

発行することができる。

- (a) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること。
- (b) それらの場所またはその場所にいる者を検索すること。
- (c) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して検索をすること。
- (d) 投信法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること。
- (e) 投信法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし写しをとること。もし、それが実際的でない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと。

9.5 CIMAが記録を持ち去ったとき、またはCIMAに記録が引き渡されたときCIMAはこれを点検し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。

9.6 何人もCIMAが投信法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

## 10 . CIMAによる投信法上またはその他の法律上の開示

10.1 投信法または金融庁法により、CIMAは、下記のいずれかに関係する情報を開示することができる。

- (a) 投信法のもとでの免許を受けるためにCIMAに対してなされた申請。
- (b) 投資信託に関する事柄。
- (c) 投資信託管理者に関する事柄。

ただし、これらの情報は、CIMAが投信法により職務を行い、その任務を実行する過程で取得したもので次のいずれかの場合に限られる。

- (a) CIMAが投信法により与えられた職務を行うことを援助する目的の場合。
- (b) 例えば秘密関係（保護）法（2009年改訂）、犯罪収益に関する法律（2008年）または薬物濫用法（2010年改訂）等にもとづき、ケイマン諸島内の裁判所によりこれを行うことが合法的に要求されまたは許可された場合。
- (c) 開示される情報が投資者の身元を開示することなく（当該開示が許される場合を除く）、要約または統計的なものである場合。
- (d) ケイマン諸島外の金融監督当局に対し、CIMAにより免許に関し遂行される任務に対応する任務を当該当局が遂行するために必要な情報を開示する場合。ただし、CIMAは情報の受領が予定されている当局が更なる開示に関し十分な法的規制を受けていることについて満足していることを条件とする。
- (e) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散、清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合。

## 11 . ケイマン諸島投資信託の受益権の募集/販売に関する一般的な民法上の債務

### 11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込み者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば（場合に応じ）ファンド、取締役、運用者、ジェネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を

負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

## 11.2 意図的不実表明

事実の不実表明(約束、予想、または意見の表明でなくとも)に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。この分脈においては「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されている。

## 11.3 契約法(1996年改訂)

- (a) 契約法の第14(1)条では、当該表明が欺罔的に(意図的に)行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14(2)条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。
- (b) 一般的に、関連契約はファンド自身(または受託会社)とのものであるため、ファンド(または受託会社)は、次にそのマネージャー、ジェネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者またはアドバイザーに対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。

## 11.4 欺罔に対する訴訟提起

- (a) 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し(契約上でなく不法行為上の民事請求権)、以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。
  - (i) 重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。
  - (ii) そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。
- (b) 「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されている。だます意図があったことまたは不実の表明が投資者が受益権を購入するよう誘引された唯一の原因であったことを証明する必要はない。
- (c) 情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。
- (d) 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。
- (e) 事実の表明に対し、意見または期待の表明は、本項の債務を発生せしめないであろうが、その誤りがあれば不実の表明となるような形で、現存の事実の表明となる方法で文言を作成することができる。

## 11.5 契約上の債務

- (a) 販売書類もファンド(または受託会社)と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除しまたは損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ジェネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。
- (b) 一般的事柄としては、当該契約はファンド(または受託会社)そのものと締結するので、ファンドは取締役、運用者、ジェネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド(または受託会社)である。

## 11.6 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ジェネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、ファンドと第三者

との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

## 12. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集/販売に関する一般刑事法

### 12.1 刑法（2010年改訂）第257条

会社の役員（もしくはかかる者として行為しようとする者）が株主または債権者を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

### 12.2 刑法（2010年改訂）第247条、第248条

- (a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。
- (b) 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。
- (c) 両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

### 12.3. 秘密関係（保護）法（2009年改訂）第5(3)条

秘密情報を保有している者で、これを許可なく個人的利益のためまたは他の者のため使用する者は、罪に問われるとともに4年間の拘禁刑に処せられ、さらに1万ケイマン諸島ドルの罰金および発生した利益に相当する罰金を課される。

## 13. 清算

### 13.1 会社

会社の清算（解散）は、会社法（2010年改訂）、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの（すなわち、株主の議決に従うもの）、または債権者、出資者（すなわち、株主）または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する（参照：上記第7.17(b)項および第8.17(b)項）。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

### 13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。（参照：第7.17(c)項）剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

### 13.3 リミテッド・パートナーシップ

免税リミテッド・パートナーシップの解散は、免税リミテッド・パートナーシップ法（2010年改訂）およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令（参照：第7.17(d)項）を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。



ジェネラル・パートナーは解散後、パートナーシップを解散する法的責任を負っている。

#### 13.4 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島の投資信託に対してまたはよって行われるあらゆる支払に適用されるいかなる国との間でも二重課税防止条約を締結していない。免税会社、受託会社、およびリミテッド・パートナーシップは、将来の課税に対して誓約書を取得することができる（上記第6.1(1)項、第6.2(g).7項および第6.3(i)項参照）。

#### 14. 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正）

- 14.1 2007年6月19日に発効した一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正）（以下「本規則」という。）は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する新たな法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、投信法の規制を受け、その証券が日本の公衆に対して既に販売され、または販売されることが予定されている信託、会社またはパートナーシップである投資信託をいう。日本の金融商品取引法および内閣府令の両方に定義される日本の適格機関投資家向けに証券を発行する投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義から除かれる。また日本国内で既に証券を販売し、本規則の発効日の時点で存在している投資信託、または本規則の発効日の時点で存在し、本規則が発効した後にサブ・トラストを設定した投資信託は、「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれない。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択（当該選択は撤回不能である）をすることができる。
- 14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが相当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。
- 14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。
- 14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。
- 14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。
- 14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6か月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのジェネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。

## 14.7 管理事務代行会社

- (a) 本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- (i) 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること。
  - (ii) 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること。
  - (iii) 管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること。
  - (iv) 本規則、会社法（2010年改訂）および投信法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること。
  - (v) 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること。
  - (vi) 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手続および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること。
  - (vii) 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること。
  - (viii) 一般投資家向け投資信託の証券に関して適宜宣言されたすべての分配金またはその他の配分が当該投資信託から確実に投資家に支払われるようにすること。
- (b) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者または投資顧問会社が設立文書または目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務または投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。
- (c) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCIMAに通知しなければならない。
- (d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または別表3の領域で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託した職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。「別表3の領域」とは、マネー・ロンダリング防止規則（2010年改訂）の別表3に記載するリストに含まれている法域をいう。

## 14.8 保管会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社および運営者の指示を実行することを定めている。

- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。
- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1か月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

#### 14.9 投資顧問会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。投資顧問会社を変更する場合は変更の1か月前までにCIMA、投資家およびその他の業務提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則第21条は、投信法に基づいて投資信託免許を取得する条件のひとつとして投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。
  - (i) 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること。
  - (ii) 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会社に送金されるようにすること。
  - (iii) 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること。
  - (iv) 一般投資家向け投資信託の資産が当該投資信託の投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること。
  - (v) 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること。
- (c) 本規則第21条(4)項は投資顧問会社が引受けてはならない業務を定めている。すなわち、投資顧問会社は、一般投資家向け投資信託のために
  - (i) 本人として自己取引またはその取締役と取引を行ってはならない。
  - (ii) 投資顧問会社自身または一般投資家向け投資信託以外の者の利益を図ることを目的とした取引を行ってはならない。
  - (iii) 株式取得の結果、投資顧問会社が運用するすべての投資信託が保有する会社の株式が当該会社の発行済株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の株式を取得してはならない。
  - (iv) 株式取得の結果、一般投資家向け投資信託が保有する会社の株式が当該会社の発行済株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の株式を取得してはならない。
  - (v) 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後に一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価値が当該投資信託の純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならない。
- (d) 投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他のサービス提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

#### 14.10 財務報告

- (a) 本規則パートVIは一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、投信法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財務諸表については当該投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。
- (b) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。
- (c) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

#### 14.11 監査

- (a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1か月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの承認を得なければならない。
- (b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。
- (c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- (d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

#### 14.12 目論見書

- (a) 本規則パート は、投信法第4条(1)および第4条(6)に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができなければならない。
- (b) 投信法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。
  - (i) 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所。
  - (ii) 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日（存続期間に関する制限の有無を表示する）。
  - (iii) 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述。
  - (iv) 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日。
  - (v) 監査人の氏名および住所
  - (vi) 下記の(xxii)、(xxiii)および(xxiv)に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有す取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所。
  - (vii) 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授權株式および発行済株式資本の詳細（該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む）。
  - (viii) 証券に付与されている主な権利および制限の詳細（通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む）。
  - (ix) 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述。
  - (x) 証券の発行および売却に関する手続および条件。
  - (xi) 証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況。
  - (xii) 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明。

- (xiii) 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述。
- (xiv) 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明。
- (xv) 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定(取引の頻度を含む)に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明。
- (xvi) 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報。
- (xvii) 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明。
- (xviii) 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合(または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合)、その旨の記述。
- (xix) 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細。
- (xx) 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則。
- (xxi) 以下の記述。
  - 「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない、またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」
- (xxii) 管理事務代行会社(管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む)。
- (xxiii) 保管会社および副保管会社(下記事項を含む)。
  - (A) 保管会社および副保管会社(該当する場合)の名称、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所。
  - (B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動。
- (xxiv) 投資顧問会社(下記事項を含む)。
  - (A) 投資顧問会社の取締役の氏名および経歴の詳細ならびに投資顧問会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所。
  - (B) 投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定。
  - (C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定。

## 第4【外国投資信託受益証券の様式】

受益証券の券面は発行されない。

## 第5【その他】

- (1) 交付目論見書の表紙に図案を採用することがある。
- (2) 請求目論見書の巻末に用語解説等を掲載することがある。
- (3) 交付目論見書の表紙に以下の事項を記載する。
  - ・ 購入にあたっては目論見書の内容を十分に読むべき旨
- (4) 交付目論見書の投資リスクの項に以下の事項を記載する。
  - ・ サブ・ファンドの取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用がない旨
  - ・ 投資信託は、預貯金と異なる旨
- (5) 交付目論見書に、運用実績として最新の数値を記載することがある。

## 別紙 A

## 定義

管理事務代行会社	管理事務代行会社としての地位を有する三菱ＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイをいう。
代行協会員	日本における代行協会員としての地位を有する三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社をいう。
豪ドル	オーストラリアの法定通貨であるオーストラリア・ドルをいう。
営業日	ニューヨーク、ロンドン、東京、ルクセンブルグおよびシドニーにおいて、国、州もしくは地域の銀行が営業を行っている日、または管理会社が随時決定するその他の日をいう。
C I M A	ケイマン諸島金融庁をいう。
クラス	受益証券の個別のクラスをいう。
C S S F	ルクセンブルグの金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）をいう。
保管会社	保管会社としての地位を有する三菱ＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイをいう。
d b X - C T A 5 ファンド または投資先ファンド	チャネル諸島、ジャージーの法律に基づき設立された投資信託である d b X - C T A 5 ファンドをいう。
取引日	毎週火曜日（当該日が営業日でない場合は翌営業日）をいう。
日本における販売会社	サブ・ファンドの日本における販売会社としての地位を有する三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社をいう。
分配型クラス	円建 円ヘッジクラス 分配型、米ドル建クラス 分配型および豪ドル建 豪ドルヘッジクラス 分配型の各クラスをいう。
公課・費用	信託証書に定義される公課・費用をいう。



適格投資家	<p>非米国人またはEU加盟国の者で、以下のいずれにも該当しない者をいう。すなわち、( )適用ある法令に違反しない限り受益証券を取得できず、または保有できない者、会社もしくは法主体、または( )いずれかのEU加盟国においてまたはいずれかのEU加盟国の法律に基づき創設され、創立され、または設立され、かつ/またはいずれかのEU加盟国に主たる事業所を有する会社、パートナーシップその他の法主体の保管人、名義人もしくは受託者である。</p> <p>疑義を避けるために付言すると、ケイマン諸島に居住し、または住所地を有する者(ケイマン諸島の免除会社もしくは通常の新居住会社を除く。)は、適格投資家とみなされない。</p>
EU加盟国	<p>欧州連合の加盟国である、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、キプロス、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、オランダおよび英国、ならびに随時欧州連合に参加するその他の国々をいう。</p>
ユーロ	<p>欧州連合の参加国の法定通貨であるユーロをいう。</p>
特別決議	<p>すべてのサブ・ファンドの発行済受益証券の90%にあたる受益者による書面により可決される決議、または信託証書に規定された条項に従い正当に招集され、開催されたすべてのサブ・ファンドの受益者集会において、挙手により投票する受益者により投じられた票の4分の3以上を構成する多数により支持される決議か、もしくは投票が正当に要求された場合には当該投票において投じられた投票数の4分の3以上を構成する多数により可決される決議をいう。</p>
本債券またはパフォーマンス・リンク債	<p>平成33年満期米ドル建デルタ1指数連動信託債券という名称のパフォーマンス連動債券をいう。</p>
会計年度	<p>毎年11月1日に開始し翌年の10月31日に終了する12か月の期間をいう。ただし、第1期会計年度は、当初払込日から平成24年10月31日までの期間とする。</p>
成長型クラス	<p>円建 円ヘッジクラス 成長型、米ドル建クラス 成長型および豪ドル建 豪ドルヘッジクラス 成長型の各クラスをいう。</p>
被補償者	<p>受託会社および受託会社により任命される一切の役員、取締役、従業員、代理人、使用人その他の者をいう。</p>
参照指数またはデルタ1指数	<p>本債券について支払うべき金額を決定するため、ドイツ銀行ロンドン支店により維持される想定上の口座をいう。</p>

英文目論見書	募集に関連し随時発行される、ファンドの受益証券の英文の目論見書をいう。
当初払込日	平成23年10月5日または管理会社が決定するその他の日をいう。
当初発行価格	円建受益証券については受益証券1口当たり10,000円、米ドル建受益証券については受益証券1口当たり100.00米ドル、豪ドル建受益証券については受益証券1口当たり100.00豪ドルをいう。
当初申込期間	平成23年8月22日から平成23年10月3日までの期間または管理会社が決定するその他の期間をいう。
投資顧問会社	投資顧問会社としての地位を有する国際投信投資顧問株式会社をいう。
投資顧問会社関係者	投資顧問会社の主要業務担当者および関連会社をいう。
投資対象	信託証書に定義される投資対象をいう。
本債券発行会社	ドイチェ・バンク・ルクセンブルグ・エス・エイをいう。
円	日本の通貨である日本円をいう。
ミューチュアル・ファンド法	ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法(2009年改訂)をいう。
管理会社	三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイをいう。
純資産価額	本書および信託証書に従い計算される、ファンド、サブ・ファンドまたはクラス(場合による。)の資産総額からファンド、サブ・ファンドまたはクラス(場合による。)の負債総額を控除した額をいう。
1口当たり純資産価格	サブ・ファンドまたは受益証券の各クラスの純資産価額を当該時点における当該サブ・ファンドまたはクラスの発行済受益証券口数で除した額をいう。
本債券売買契約	本債券の売買に関してサブ・ファンドとドイツ銀行ロンドン支店との間で締結される本債券売買契約をいう。
申込締切日	関連する取引日の2営業日前の日をいう。
買戻価格	信託証書に従い算定される、受益証券が買い戻される価格をいう。
証券業協会規則	日本証券業協会の外国証券の取引に関する規則をいう。
本債券満期日	平成33年10月5日をいう。

米国証券法	1933年米国証券法をいう。
指定時刻	ルクセンブルグ時間午後1時をいう。
サブ・ファンド	コクサイ - MUGCトラストのサブ・ファンドであるdbX - ウィントン・パフォーマンス連動オープンをいう。
サブ・ファンド決議	関連するサブ・ファンドの発行済受益証券の90%にあたる受益者による書面により可決される決議、または信託証書に規定された条項に従い正当に招集され、開催された関連するサブ・ファンドの受益者集会において、挙手により投票する当該サブ・ファンドの受益者により投じられた票の4分の3以上を構成する多数により支持される決議か、もしくは投票が正当に要求された場合には当該投票において投じられた投票数の4分の3以上を構成する多数により可決される決議をいう。
取得申込書	受益証券の購入を希望する適格投資家により記入される様式をいう。
継続発行価格	適用ある取引日における受益証券1口当たり純資産価格である、平成23年10月14日以後に発行されたクラス受益証券の価格をいう。
海外約定日	関連する取引日の7営業日後の日をいう。
ファンド	コクサイ - MUGCトラストの名称で知られる、信託証書により設立されるオープンエンド型アンブレラ型免税ユニット・トラストをいう。
受託会社	受託会社としての地位を有するCIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドをいう。
信託証書	ファンドに関し受託会社および管理会社間で締結された平成23年7月29日付信託証書（随時補足され、または変更される。）をいう。
ファンド設立費用	ファンドの設立に関連する費用および経費をいう。
受益者	ファンドの受益証券の保有者をいう。
受益証券	サブ・ファンドに関して、その1個の不可分の持分をいい、文脈に応じて、サブ・ファンドのクラスの1個の受益証券をいい、当該受益証券の端数を含む。
米ドル	アメリカ合衆国の法定通貨であるアメリカ合衆国ドルをいう。
評価日	各取引日をいう。

## 別紙B

## レギュレーションSに定める米国人の定義

- (1) 米国証券法のレギュレーションSに基づき、「米国人」とは以下のいずれかに該当する者をいう。
- ( ) 米国に居住する自然人
  - ( ) 米国の法律に基づいて組織または設立されたパートナーシップまたは会社
  - ( ) 執行人または管財人が米国人である財団
  - ( ) 受託者が米国人である信託
  - ( ) 米国外の法主体の米国に所在する代理機関または支店
  - ( ) 米国人のためまたは米国人の勘定でディーラーまたはその他の受託者により保有される非一任運用口座または類似の口座(財団または信託を除く。)
  - ( ) 米国で組織もしくは設立された、または(自然人の場合)米国に居住する、ディーラーまたはその他の受託者により保有される一任運用口座または類似の口座(財団または信託を除く。)
  - ( ) 以下に該当するパートナーシップまたは法人
    - (a) 米国以外の法域の法律に基づき組織または設立され、かつ
    - (b) 米国証券法に基づき登録されていない証券への投資を主たる目的として米国人により設立されたパートナーシップまたは法人。ただし、自然人、財団または信託ではない認可投資家(米国証券法に基づくルール501(a)に定義される。)により組織または設立され、これにより所有されている場合を除く。
- (2) 前記(1)にかかわらず、米国で組織もしくは設立された、または(自然人の場合)米国に居住する、ディーラーまたはその他の専門的受託者により、非米国人のためまたは非米国人の勘定で保有される一任運用口座または類似の口座(財団または信託を除く。)は、「米国人」とはみなされない。
- (3) 前記(1)にかかわらず、執行人または管財人を務める専門的受託者が米国人である財団は、以下のすべてに該当する場合には米国人とはみなされない。
- ( ) 米国人ではない財団の執行人または管財人が、財団の資産について単独または共同の投資裁量権を有しており、かつ
  - ( ) 財団が米国以外の法域の法律に準拠する場合。
- (4) 前記(1)にかかわらず、受託者を務める専門的受託者が米国人である信託は、米国人ではない受託者が信託財産について単独または共同の投資裁量権を有しており、かつ信託の受益者(および信託が取消可能な場合の信託委託者)が米国人ではない場合には、米国人とはみなされない。
- (5) 前記(1)にかかわらず、米国以外の国の法律ならびに当該国の慣習的実務および文書記録に従って設定され管理されている従業員福利制度は、米国人とはみなされない。
- (6) 前記(1)にかかわらず、米国人の米国外に所在する代理機関または支店は、以下のすべてに該当する場合には「米国人」とはみなされない。
- ( ) 代理機関または支店が有効な事業上の理由により運営されており、かつ
  - ( ) 代理機関または支店が保険または銀行業務に従事しており、かつその所在する法域において実質的に保険または銀行業に関する規制をそれぞれ受けている場合。
- (7) 国際通貨基金、国際復興開発銀行、米州開発銀行、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、国際連合およびそれらの機関、関係者ならびに年金プラン、ならびにその他類似の国際組織、その機関、関係者ならびに年金プランは、「米国人」とはみなされない。

三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイ  
取締役会各位

## 承認された監査人の報告書

### 財務書類に関する報告

取締役会において任命された後、我々は、2009年12月31日現在の貸借対照表、同日に終了した年度の損益計算書、重要な会計方針の要約およびその他の注記から構成される三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイの財務書類について監査を行った。

### 財務書類に対する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成に関するルクセンブルグにおける法律および規制の要件に準拠して本財務書類を作成することおよび公正に表示することに責任を負う。当該責任には、(a) 不正または誤謬による重大な虚偽記載がない財務書類の作成および公正な表示に関連する内部統制の策定、実施および維持、(b) 適切な会計方針の選定および適用、ならびに(c) 状況に応じた会計見積りの実施が含まれる。

### 承認された監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて、当該財務書類に対する意見を表明することである。我々は、ルクセンブルグの金融セクター監視委員会によって適用された国際監査基準に準拠して監査を実施した。当該基準は、関連する倫理規定を遵守することならびに財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるように我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査は、財務書類中の金額および開示事項を支える監査証拠を入手するための手続の実施を含んでいる。当該手続は、不正または誤謬による財務書類における重要な虚偽記載のリスク評価を含む承認された監査人の判断によって選定される。承認された監査人は、当該リスク評価を行うに当たって、財務書類の作成および公正な表示に関連するファンドの内部統制について検討する。これは、状況に適した監査手続を策定するためであって、ファンドの内部統制の有効性に意見を表明することを目的とするものではない。

監査はまた、取締役会により採用された会計方針の適正性および会計見積りの合理性の評価とともに、財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。我々は、我々が入手した監査証拠は、我々の監査意見の基礎を提供するに十分かつ適切であると確信している。

### 意見

我々の意見では、本財務書類は、財務書類の作成に関するルクセンブルグにおける法律および規制の要件に準拠して、三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイの2009年12月31日現在の財務状態ならびに同日に終了した年度の営業成績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

### その他の法律および規制の要件に関する報告

取締役会が責任を負う経営者報告書は、本財務書類と一致している。

デロイト・エス・エイ  
独立監査人

〔署名〕  
ベンジャミン・ラム  
パートナー

2010年5月5日

[次へ](#)

To the Board of Directors of  
MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

## REPORT OF THE REVISEUR D'ENTREPRISES AGRÉ É

### Report on the annual accounts

Following our appointment by the Board of Directors, we have audited the accompanying annual accounts of MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A., which comprise the balance sheet as at December 31, 2009 and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes.

### Board of Directors' responsibility for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with the Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts. This responsibility includes: designing, implementing and maintaining internal control relevant to the preparation and fair presentation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error; selecting and applying appropriate accounting policies; and making accounting estimates that are reasonable in the circumstances.

### Responsibility of the réviseur d'entreprises agré é

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the Commission de Surveillance du Secteur Financier. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgement of the réviseur d'entreprise agré é, including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the réviseur d'entreprise agré é considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control.

An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

## Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A. as of December 31, 2009 and of the results of its operations for the year then ended in accordance with the Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts.

## Report on other legal and regulatory requirements

The management report, which is the responsibility of the board of directors, is consistent with the annual accounts.

Deloitte S.A.

Réviseur d'entreprises agréé

Benjamin Lam

Partner

May 5, 2010

---

( ) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人  
が別途保管している。

三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイ

取締役会各位

## 承認された監査人の報告書

### 財務書類に関する報告

取締役会において任命された後、我々は、2010年12月31日現在の貸借対照表、同日に終了した年度の損益計算書、重要な会計方針の要約およびその他の注記から構成される三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイの財務書類について監査を行った。

#### 財務書類に対する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成に関するルクセンブルグにおける法律および規制の要件に準拠して本財務書類を作成することおよび公正に表示することに責任を負う。当該責任には、(a) 不正または誤謬による重大な虚偽記載がない財務書類の作成および公正な表示に関連する内部統制の策定、実施および維持、(b) 適切な会計方針の選定および適用、ならびに(c) 状況に応じた会計見積りの実施が含まれる。

#### 承認された監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて、当該財務書類に対する意見を表明することである。我々は、ルクセンブルグの金融セクター監視委員会によって適用された国際監査基準に準拠して監査を実施した。当該基準は、関連する倫理規定を遵守することならびに財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるように我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査は、財務書類中の金額および開示事項を支える監査証拠を入手するための手続の実施を含んでいる。当該手続は、不正または誤謬による財務書類における重要な虚偽記載のリスク評価を含む承認された監査人の判断によって選定される。承認された監査人は、当該リスク評価を行うに当たって、財務書類の作成および公正な表示に関連するファンドの内部統制について検討する。これは、状況に適した監査手続を策定するためであって、ファンドの内部統制の有効性に意見を表明することを目的とするものではない。

監査はまた、取締役会により採用された会計方針の適正性および会計見積りの合理性の評価とともに、財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。我々は、我々が入手した監査証拠は、我々の監査意見の基礎を提供するに十分かつ適切であると確信している。

#### 意見

我々の意見では、本財務書類は、財務書類の作成に関するルクセンブルグにおける法律および規制の要件に準拠して、三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイの2010年12月31日現在の財務状態ならびに同日に終了した年度の営業成績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

#### その他の法律および規制の要件に関する報告

取締役会が責任を負う経営者報告書は、本財務書類と一致している。

デロイト・エス・エイ、公認の監査法人

〔署名〕

マーティン・フローネ、公認の監査人

パートナー

2011年4月21日

[次へ](#)



To the Board of Directors of  
MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

## REPORT OF THE REVISEUR D'ENTREPRISES AGREE

### Report on the annual accounts

Following our appointment by the Board of Directors, we have audited the accompanying annual accounts of MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A., which comprise the balance sheet as at December 31, 2010 and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes.

### Board of Directors' responsibility for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with the Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts. This responsibility includes: designing, implementing and maintaining internal control relevant to the preparation and fair presentation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error; selecting and applying appropriate accounting policies; and making accounting estimates that are reasonable in the circumstances.

### Responsibility of the réviseur d'entreprises agréé

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the Commission de Surveillance du Secteur Financier. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgement of the réviseur d'entreprise agréé, including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the réviseur d'entreprise agréé considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control.

An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

## Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A. as of December 31, 2010 and of the results of its operations for the year then ended in accordance with the Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts.

## Report on other legal and regulatory requirements

The management report, which is the responsibility of the board of directors, is consistent with the annual accounts.

For Deloitte S.A., Cabinet de révision agréé

Martin Flaunet, Réviseur d'entreprises agréé  
Partner

April 21, 2011

( ) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人  
が別途保管している。